おかざきっ子 育ちプラン

岡崎市こども計画

はばたく夢　こどもとともに育つ都市（まち）　大好き おかざき

令和７年３月

岡　崎　市

はばたく夢
こどもとともに育つ都市（まち）
大好き　おかざき

本市では、これまで、岡崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、「はばたく夢　こどもとともに育つ都市（まち）　大好き　おかざき」を基本理念に、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指し、様々な子育て支援施策を展開してまいりました。

この間、わが国の少子化の進行・人口減少は深刻さを増しており、核家族化の進行や共働き家庭の増加などによる子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭の増加、さらにニートやひきこもり、長期欠席、経済的困窮を要因とする教育格差・体験格差など、子育て家庭やこども・若者が抱える問題は深刻化しており、社会全体で支援していくことが一層求められるようになりました。

こうした社会的背景の中で、令和５年４月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として「こども基本法」が施行され、全てのこどもや若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。これを受け、本市におきましても、令和５年８月に「おかざき　こどもまんなか応援サポーター」を宣言したところでございます。

このたび、これまでの理念や取組を継承しつつ、本市のこども施策を総合的に推進する「岡崎市こども計画」を、子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画、子ども・若者計画と一体的に策定し、家庭や地域、事業者、行政など社会全体でこどもまんなかのまちづくりを目指してまいります。

子どもたちの笑顔があふれ、自らのふるさとに対し、これまで以上の大きな愛情と誇りを持てる、そんな「夢ある新しい岡崎」の実現に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な視点から貴重な御意見や御提案を賜りました岡崎市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました、こども・若者を含めた幅広い年代の市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和７年３月

岡崎市長　内 田　康 宏

目 次

第１章　はじめに **1**
１．計画策定にあたって **2**
(1)計画策定の背景と趣旨 2
(2)こども・若者に係る国・愛知県の動向 3
２．計画の位置付け **7**
３．計画の期間 **9**
４．計画の対象 **9**
５．計画策定の方法 **10**
６．本計画とＳＤＧｓ **11**
(1)ＳＤＧｓと岡崎市の取組 11
(2)こども施策とＳＤＧｓの関連 11

第２章　岡崎市の子ども・若者を取り巻く現状と課題 **13**
１．子どもと若者を取り巻く現状 **14**
(1)年齢３階級別人口（子ども・若者の割合） 14
(2)１世帯当たりの人員数の推移、母子世帯および父子世帯（家庭状況の変化） 15
(3)岡崎市の人口ピラミッド（少子高齢化） 15
(4)出生数・合計特殊出生率の推移（少子化） 16
(5)就学前児童数の推移及び今後の動向 17
(6)女性の労働力率（共働き世帯） 19
(7)未婚率 19
２．市民意識調査結果 **20**
(1)調査の目的 20
(2)調査概要 20
(3)就学前児童調査・小学生児童調査の結果 21
(4)保育園・幼稚園・認定こども園職員調査の結果 26
(5)事業所 27
(6)子ども・若者 30
３．こどもの意見聴取について **33**
(1)こどもの意見聴取の概要 33
(2)テーマ 33
(3)投票結果と主な意見 33
４．第２期子ども・子育て支援事業計画の評価 **34**
(1)教育・保育事業の実績 34
(2)地域子ども・子育て支援事業の実績 34
(3)子育て全般の満足度 35
５．岡崎市のこどもを取り巻く課題 **36**

第３章　計画の基本的な考え方 39
１．基本理念 40
２．基本目標 41
３．取組体系図 42

第４章　施策の展開 45
１．基本施策別の取組 46

第５章　子ども・子育ての環境整備 95
１．教育・保育提供区域の設定 96
２．量の見込みの算出と確保の内容の検討 98
３．教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 99
４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 107
５．教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保 133
６．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 134

第６章　推進体制 135
１．こどもと子育て家庭等への支援体制の推進 136
２．計画の点検・評価 136
３．広域的な連携 136

資料編 137
１．岡崎市こども計画策定経過 138
２．岡崎市子ども・子育て会議委員名簿 140
３．岡崎市子ども・子育て会議条例 141
４．岡崎市子ども・子育て会議運営規程 143

第１章　はじめに

１．計画策定にあたって

(1)計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成２)年の「1.57 ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けた対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。少子化が急速に進行するなかで、2003（平成 15）年に「少子化社会対策基本法」が制定され、2009（平成 21）年には、ニートやひきこもり、長期欠席などの子ども・若者が抱える問題の深刻化を受けて「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、これらに基づく大綱に則って子ども・若者や子育て当事者を対象とする施策を展開してきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成 24)年８月には「子ども・子育て関連３法」を制定しました。そして、2015（平成 27)年４月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、2016（平成 28)年６月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「希望出生率 1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。また、2017（平成 29)年６月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿が整備することとされ、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。加えて、2020（令和２）年 12 月には、「新子育て安心プラン」が発表されるなど、子育て世帯に対する制度の改善・充実が図られてきました。

こうした背景の下、2023（令和５）年４月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定されました。このことで、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。また、こども基本法には市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

本市は2015（平成27）年３月に「おかざきっ子　育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、2020（令和２）年からは第２期岡崎市子ども・子育て支援事業計画により、子育て環境の整備に取り組んできました。2023（令和５）年８月、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、その取組みを応援する「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言しました。2024（令和６）年９月には、都市宣言「こどもまんなか　おかざき～はばたく夢　こどもとともに育つまち～」を表明し、地域や学校、民間事業者なども含め、市全体で取り組んでいく姿勢や、こども・若者の視点・意見を尊重し、共に成長しながら、「こどもまんなか」社会の実現をめざすことを示しました。

これらのことを踏まえ、本市では、誰もが安心してこどもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指す「おかざきっ子　育ちプラン」による取組みを継続するとともに、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進することにより、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目的として本計画を策定します。

(2)こども・若者に係る国・愛知県の動向

年 月	主な内容
2000(平成12)年5月	児童虐待の防止等に関する法律 制定（2000年11月施行） 児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・自治体の責務、虐待を受けた児童の保護に関する措置等を規定
2001(平成13)年	あいちの青少年育成計画21 策定 「子ども・若者の自立をはぐくみ、共に育ち合う社会をめざして」を基本理念とし、子ども・若者の健全育成に関する施策を総合的・計画的に推進
2002(平成14)年7月	待機児童ゼロ作戦 開始 保育所、保育ママ、自治体単独施策、幼稚園の預かり保育等を活用し、2004（平成 16）年度までに計 15 万人の受入児童の増加を図り、待機児童の減少を目指す
2003(平成15)年7月	次世代育成支援対策推進法 制定（2005年4月施行） 次世代育成支援対策の基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、自治体及び事業主による行動計画策定等の次世代育成支援対策を重点的に推進 ※10 年間の時限立法、2014（平成26）年改正により 2025（令和７）年３月 31 日まで延長
	少子化社会対策基本法 制定（2003年9月施行） 少子化に対処するための施策の基本理念、国・自治体・事業主・国民の責務、基本的施策、少子化社会対策会議の設置等を規定
2004(平成16)年6月	少子化社会対策大綱(第1次) 策定 少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための施策の指針として、３つの視点、４つの重点課題、重点課題に取り組むための 28 の行動、推進体制等を示す
2008(平成20)年2月	新待機児童ゼロ作戦 開始 希望する全ての人が安心して子どもを預けて働くことができるサービスの受け皿を確保し、待機児童ゼロをめざし、保育施策の質・量を充実・強化、今後３年間を集中重点期間に設定
2009(平成21)年7月	子ども･若者育成支援推進法 制定（2010年4月施行） 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークの整備を規定
2010(平成22)年1月	少子化社会対策大綱(第2次) 策定 少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、「子ども・子育てビジョン」を策定、３つの大切な姿勢、政策４本柱、12 の主要施策を示す
2010(平成22)年3月	あいち子ども･若者育成計画 2010 策定 あいちの青少年育成計画 21 の基本理念を継承しつつ、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を勘案し、新たに「困難を抱える子ども・若者の支援」を施策の柱の一つに位置付け
2010(平成22)年7月	子ども･若者ビジョン(子供･若者育成支援推進大綱(第1次)) 策定 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」の視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
2013(平成25)年6月	いじめ防止対策推進法 施行（2013年9月施行） いじめの定義を明確化し、いじめへの対処と防止に関する学校・行政等の責務を規定
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定（2014年1月施行） 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境

	の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
2014(平成26)年8月	子供の貧困対策に関する大綱 策定 子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策、推進体制等を規定
2015(平成27)年3月	少子化社会対策大綱(第3次) 策定 少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、今後５年間の集中取組期間で取り組む重点課題、きめ細かな少子化対策の推進等を示す
	あいち はぐみんプラン 2015-2019 策定 「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標にライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進し、子ども・子育てに関する様々な支援を一体的に実施
2015(平成27)年4月	子ども･子育て支援新制度 開始 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
2016(平成28)年5月	児童福祉法等 改正（2016年6月施行） 児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等の対策強化
2016(平成28)年6月	ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「夢をつむぐ子育て支援」など「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定し、「希望出生率1.8」の実現に向けた10年間のロードマップを示す
2017(平成29)年6月	子育て安心プラン 策定 2020（令和２）年度末までに待機児童を解消するとともに、2022（令和４）年度末までの５年間で25～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備
	児童福祉法及び児童虐待防止法 改正（2018年4月施行） 被虐待児童の保護者への指導の司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査導入等
2018(平成30)年8月	あいち子ども･若者育成計画 2022 策定 「子ども・若者が健やかに成長し、それぞれ自立・活躍できる社会をめざして」を基本理念とし、子ども・若者の「活躍」促進をめざした施策目標・推進施策を新たに設定
2018(平成30)年9月	新･放課後子ども総合プラン 策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後５年間の計画を策定
2018(平成30)年12月	児童虐待防止対策体制総合強化プラン 策定 2019（平成29）年度から2022（令和４）年度までに児童虐待防止対策の強化に向けた児童相談所（児童福祉司（スーパーバイザーを含む）・児童心理司・保健師の増員等）・市町村の体制及び専門性を強化
2019(令和元)年6月	児童虐待の防止等に関する法律 改正（2020年4月施行） 児童福祉法 改正（2020年4月施行） 親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化、転居時の支援継続の情報共有等
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 改正（2019年9月施行） 「子どもの現在」の改善を目的に明記、子どもの意見の尊重を基本理念に明記、市区町村における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務に

2019(令和元)年 10月	幼児教育・保育の無償化 開始 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスの子どもの利用料が無償化
2019(令和元)年 11月	子供の貧困対策に関する大綱 策定 子どもの現在にも焦点を当てること、子育てや貧困を家庭のみの責任にしないことが目的に追加、支援が届いていない、届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進が基本方針に明記
2020(令和2)年 3月	あいち はぐみんプラン 2020-2024 策定 「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標にライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進し、子ども・子育てに関する様々な支援を一体的に実施、同プランと「子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定
2020(令和2)年 5月	少子化社会対策大綱(第4次) 策定 出生率の数値目標として「希望出生率1.8」と具体的に明記し、子育てを希望する家庭への経済的支援を前面に打ち出す
2020(令和2)年 12月	新子育て安心プラン 策定（2021年度から開始） 2021（令和３）年度から 2024（令和６）年度末までに約 14 万人分の保育の受け皿を整備し、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を推進
2021(令和3)年 4月	子供・若者育成支援推進大綱(第3次) 策定 子ども・若者を取り巻く状況や課題等を踏まえて５つの基本的方針を設定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進
2022(令和4)年 6月	こども基本法 制定（2023年4月施行） こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映等を規定
2022(令和４)年 12月	あいち子ども・若者育成計画 2027 策定 「子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざして」を基本理念とし、子ども・若者の「居場所」、ヤングケアラーの支援、重層的・継続的支援、SDGs の理念を踏まえた教育の推進などを盛り込む
2023(令和5)年 4月	こども家庭庁 発足 「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当
2023(令和5)年 12月	こども大綱 閣議決定 ６つの基本的方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定
	こども未来戦略 閣議決定 こども・子育て政策の抜本的強化のため、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するとの基本理念を掲げ、今後３年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定
2024(令和6)年 6月	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 改正（2024年9月施行） 法律の題名に「貧困の解消」を入れ、こども大綱の記述を踏まえて「目的」及び「基本理念」において解消すべき「こどもの貧困」を具体化

こども・子育てに関する動向

政策的背景	国の動向	市の動向
“保育環境”の整備	1990年　1.57ショック 1994年　エンゼルプラン	
	2003年 少子化社会対策基本法制定 2003年 次世代育成支援対策推進法制定	
“子育て家庭”を社会全体で支援	2004年 少子化社会対策大綱 2010年 子ども・子育てビジョン 2010年 子ども・若者育成支援推進法 2012年 子ども・子育て関連3法 2013年 子どもの貧困対策推進法 2013年 生活困窮者自立支援法 2015年 少子化社会対策大綱 【次世代育成支援行動計画】の策定（2015年3月末までの時限立法）	2005年3月 岡崎市児童育成支援行動計画（前期）の策定 2009年3月 岡崎市児童育成支援行動計画（後期）の策定 2013年6月 岡崎市子ども・子育て会議の設置
“社会全体”で子ども・子育てを支援	子ども・子育て支援事業計画の策定（計画期間：2015年度～2019年度） 2015年 子ども・子育て支援新制度 2017年 子育て安心プランの策定 2018年 新・放課後子ども総合プラン 2019年10月～ 幼児教育・保育の無償化 2019年11月 子供の貧困対策に関する大綱 改正次世代育成支援対策推進法（2025年3月末まで期間延長）	2014～2015年 子ども・子育て支援新制度に関連する条例の制定 2015年3月 岡崎市子ども・子育て支援事業計画の策定 2016年 岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例の施行 2017年 市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行 2019年10月 保育無償化
“こどもまんなか”社会	第２期子ども・子育て支援事業計画の策定（計画期間：2020年度～2024年度） 2020年 新子育て安心プラン 2022年6月 こども基本法の制定 2023年4月 こども家庭庁の発足 2023年12月 こども大綱・こども未来戦略	2021年 岡崎市若者サポートセンター設置 2022年 岡崎市子ども・若者総合相談センター（わかサポ）設置 2022年2月 岡崎市子ども・若者支援地域協議会 2022年2月 「子どもの貧困対策推進計画」を包含 2024年9月 都市宣言「こどもまんなか おかざき ～はばたく夢 こどもとともに育つまち～」
	岡崎市こども計画の策定（計画期間：2025年度～2029年度）	

２．計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画です。

また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第９条に基づく市町村子ども・若者計画、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく市町村行動計画としても位置付けています。

なお、策定にあたっては上位計画である「岡崎市総合計画」と整合を図り、関連する個別計画と施策の連携を図っています。

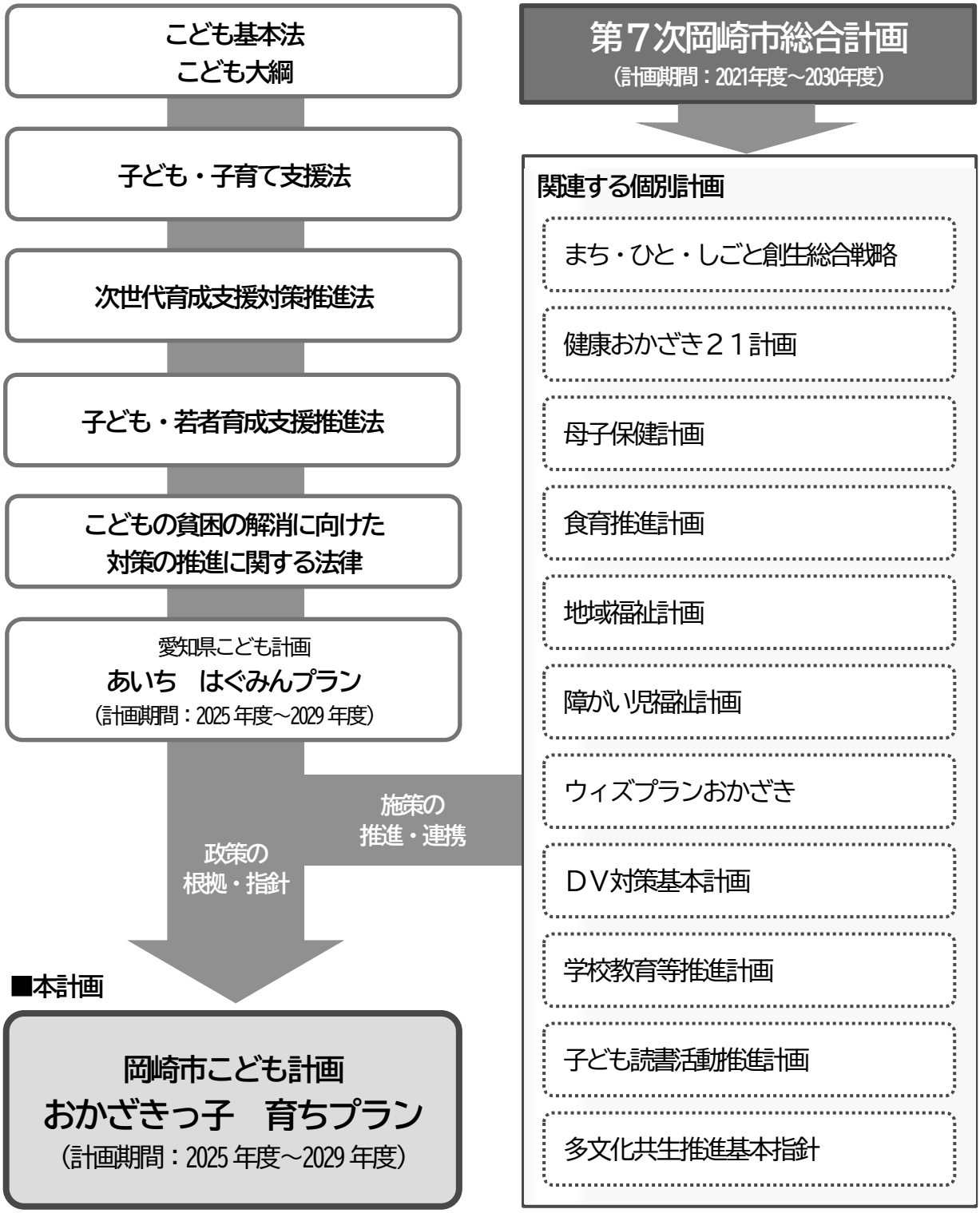

第７次岡崎市総合計画について

第７次岡崎市総合計画は、30 年後の西暦 2050 年を目標年度とする将来都市像の実現に向け、今から 10 年間の各分野における取組の方向性を示す 10 の分野別指針から構成されます。本計画は「女性や子どもがいきいきと輝ける社会づくり」における目指すべき姿を実現するための個別計画です。ただし、子ども・若者、子育て支援施策は多分野にわたるものであることから、その他の分野別指針による個別計画・事業との連携により、総合的に取組を進めていきます。

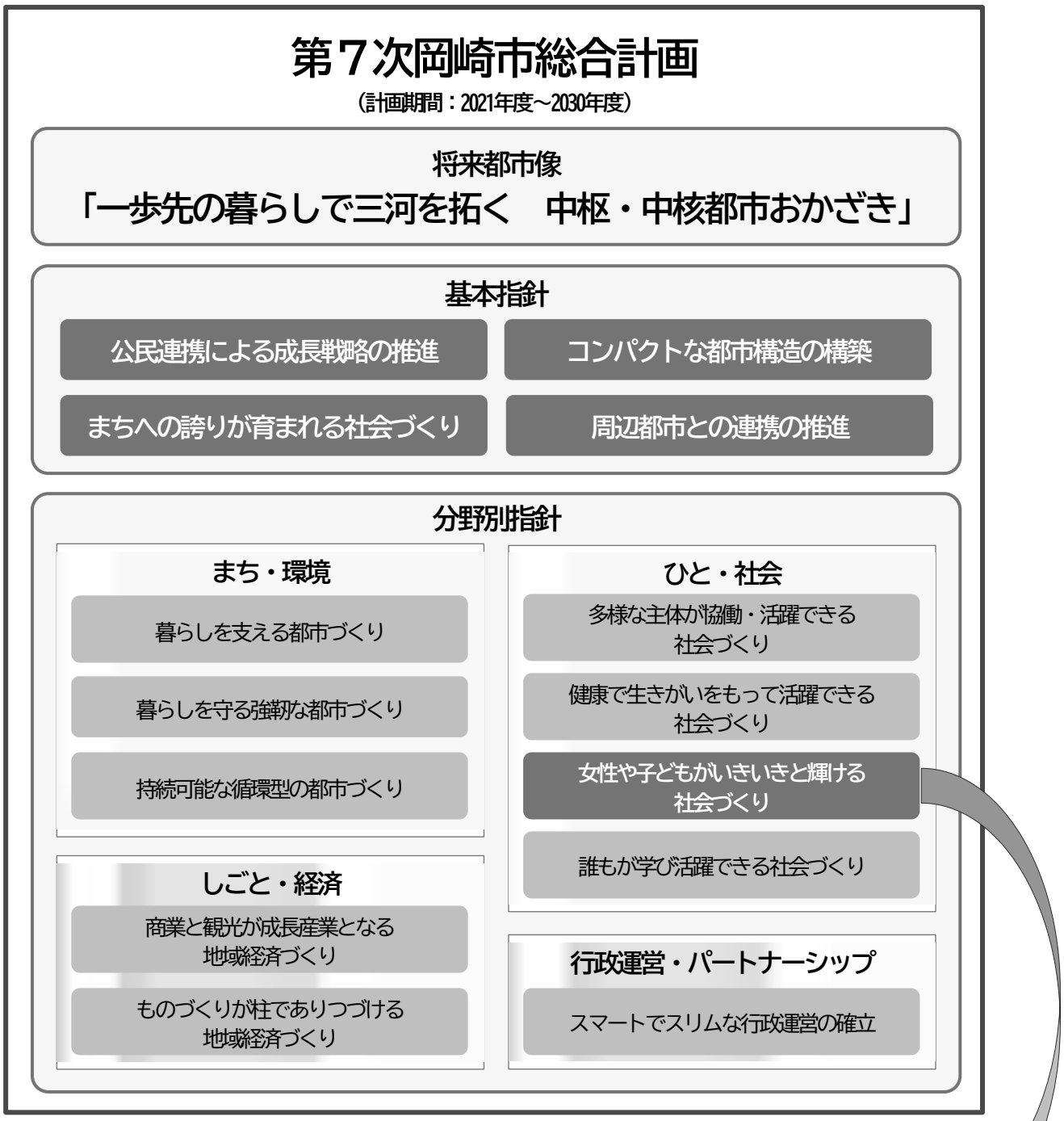

３世代の同居・近居率の高さ、西三河製造業勤務世帯の多さなど、本市の特性を踏まえ、子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援することで、**安心して楽しみながら子育てできるまち、こどもがのびのびと育つまちを目指します。**

３．計画の期間

本計画の期間は、2025 年度から 2029 年度までの５か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。

また、最終年度である 2029 年度には計画の達成状況の確認を行います。

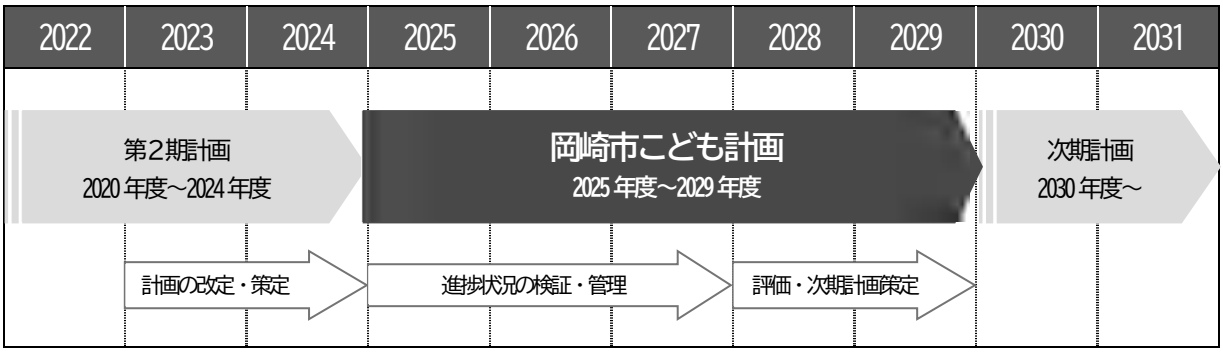

４．計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた０歳からおおむね 40 歳未満の子ども・若者、並びにその保護者（子育て家庭等）を対象とします。

本計画では、原則として、以下の分類に応じて呼称を使い分けることとします。なお、これらの表記は、必ずしも、その期間を「対象」とした年齢で画するものではありません。

呼称		対　　象
	こども	妊娠期を含む０歳から若者までの全般を指す
	子ども	妊娠期を含む０歳から 18 歳未満の者
	若　者	おおむね 15 歳から 40 歳未満の者

５．計画策定の方法

本計画は、子ども・若者、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下の方法を経て策定しました。

（1）子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

（2）市民意識調査

就学前児童の保護者、小学生児童の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービス、子育て支援サービスの利用状況、利用意向等について把握することを目的としてアンケート調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。

また、幼児教育・保育サービスに従事する保育園・幼稚園・認定こども園職員のほか、ワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対しても、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を実施しました。

さらに、本計画の策定にあたっては、小中学生と高校生以上の若者に対し、子どもや若者を取り巻く環境や課題等の把握を目的とするアンケート調査を実施しました。

（3）庁内ヒアリング調査

こども・若者、子育て支援にかかわる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、第２期計画における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画のこども・若者、子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

（4）パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

（5）こどもの意見聴取

パブリックコメントとは別に、こどもが理解しやすい内容で計画案を公表し、意見を求めることで、計画にこどもの意見を反映させるとともに、こども自身がこども施策に対して考えたり意見を表明する意識を高めることを目的に行いました。

（6）その他

子ども・子育て会議の公開や計画策定経過、市民意識調査結果など、ホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。

６．本計画とＳＤＧｓ

(1)ＳＤＧｓと岡崎市の取組

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成 27（2015）年９月の国連サミットにおいてＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）が採択されました。令和 12（2030）年までの国際目標として設定された 17 のゴール・169 のターゲットの実現に向けて、企業や行政、市民社会、一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がＳＤＧｓの大きな特徴であり、わが国においても積極的に取り組まれています。

本市は令和２（2020）年に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。また、令和３（2021）年から令和 12（2030）年にわたる本市の政策指針を示した第７次岡崎市総合計画の未来投資計画では、推進事業のパッケージごとにＳＤＧｓの 17 のゴールを設定し、ＳＤＧｓの考え方を活用した誰一人取り残されないまちづくりを進めています。

(2)こども施策とＳＤＧｓの関連

政府は令和５（2023）年12月にＳＤＧｓを達成するための中長期的な国家戦略と位置づける「ＳＤＧｓ実施指針」を改定しました。同指針では、５つの重点事項の１つに「『誰一人取り残さない』包摂社会の実現」を掲げ、その具体策として、「こども大綱に基づくこども施策の抜本的強化、質の高い公教育の再生、女性登用の加速化を含む女性の活躍と経済成長の好循環の実現、包摂的な共生・共助社会づくり、孤独・孤立対策推進法に基づく国・地方の孤独・孤立対策の強化」を挙げています。

ＳＤＧｓが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、本計画がめざす社会の姿と共通するものです。また、本計画はこども・子育ち・子育てに関する広範な施策を含んでおり、これらに関連するＳＤＧｓのゴールとしては、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、労働、平等、包摂、パートナーシップなど、多岐にわたる目標が挙げられています。

本計画に掲げる施策を推進していくにあたっては、ＳＤＧｓが掲げるこれらの目標の達成に向け、多様な主体との連携・協働を通じて、こどもの最善の利益が実現され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会をめざします。

ＳＤＧｓが掲げる17のゴール（目標）

目標1
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

目標3
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標4
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標6
すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する

目標7
手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

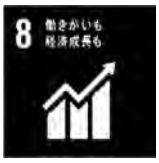

目標8
すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標9
レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

目標10
国内および国家間の不平等を是正する

目標11
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標12
持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標13
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標14
海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標15
森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標16
公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

目標17
持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

※本計画との関連性が高い目標として、目標１、目標３、目標４、目標８、目標 16 が挙げられます。

第２章　岡崎市の子ども・若者を取り巻く現状と課題

１．子どもと若者を取り巻く現状

(1)年齢３階級別人口（子ども・若者の割合）

全国的に人口減少にある中、本市の人口も減少しています。年齢区分別にみると、年少人口（０～14 歳）が減少、生産年齢人口（15～64 歳）が横ばいである一方、老年人口（65 歳以上）人口は増加しており、少子高齢化の傾向を示しています。また、18 歳未満と 40 歳未満の人口も減少しており、若者の減少傾向を示しています。

行政区域別に人口の推移をみると、区域によって差が大きくなっています。また、最も多くの人口を抱える本庁の人口は減少に転じています。

【年齢３階級別人口】

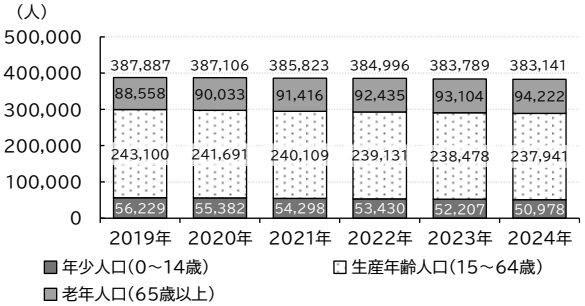

出典：企画課（各年4月1日現在）

【18 歳未満、40 歳未満人口】

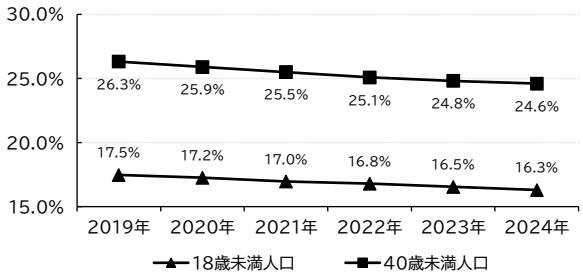

出典：企画課（各年4月1日現在）

【岡崎市の行政区域別人口推移】

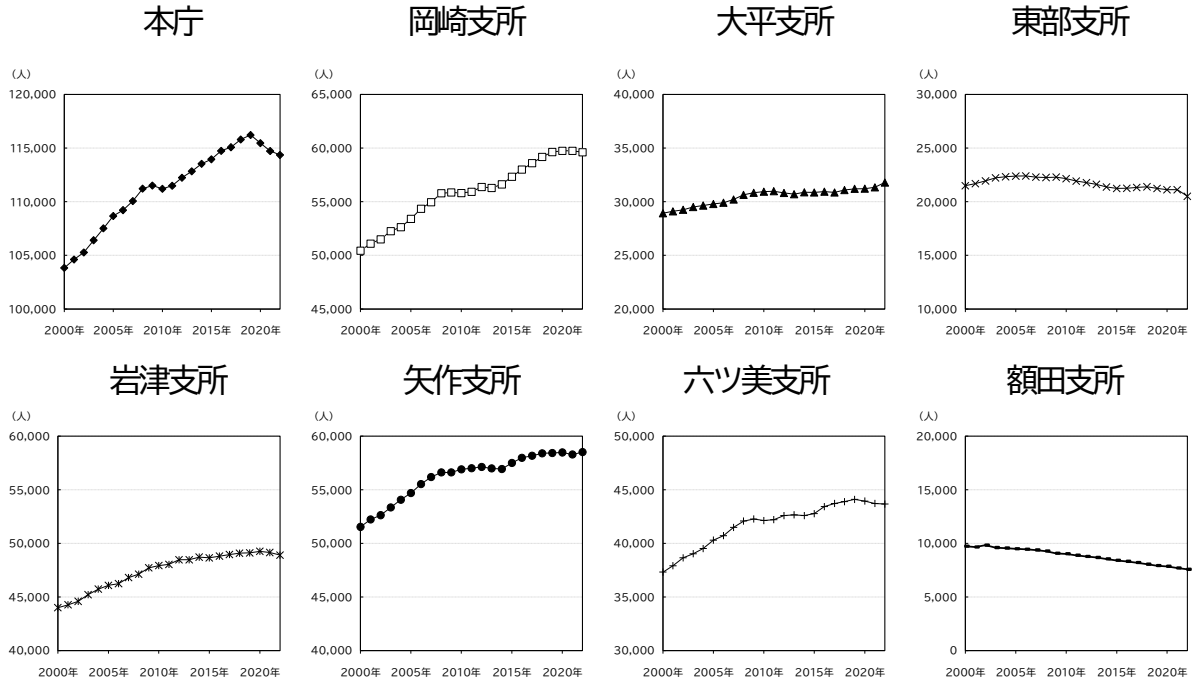

出典：企画課（各年4月1日現在 最新年は 2022 年）

(2) １世帯当たりの人員数の推移、母子世帯および父子世帯（家庭状況の変化）

世帯数は増加傾向となっており、2020（令和２）年は 2000（平成 12）年対比で 1.3 倍超となっています。その一方、１世帯当たりの人員数は減少傾向となっています。

母子世帯および父子世帯はそれぞれ増加しています。特に子どもが 18 歳未満の母子世帯数は 1,000～1,500 世帯の間で推移していましたが、2020（令和２）年は 2,162 世帯と大幅に増加しました。

【世帯数と１世帯当たりの人員数の推移】

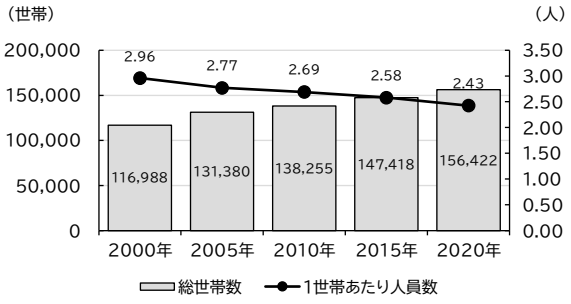

出典：国勢調査

【母子世帯および父子世帯】

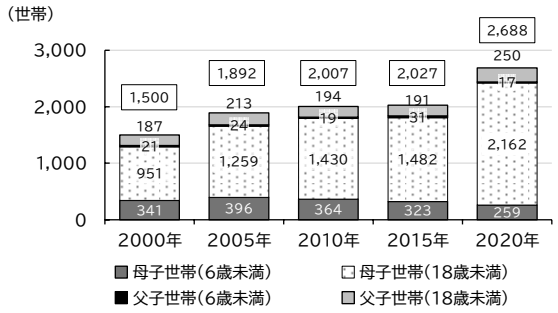

出典：国勢調査

(3)岡崎市の人口ピラミッド（少子高齢化）

年齢別の人口をみると、2020（令和２）年は、男女ともに 45～49 歳の人口層が最も厚くなっています。10 年後の推計をみると、女性は、2030（令和 12）年の 19 歳以下人口や、出生にかかわる 15～49 歳の人口が減少しています。

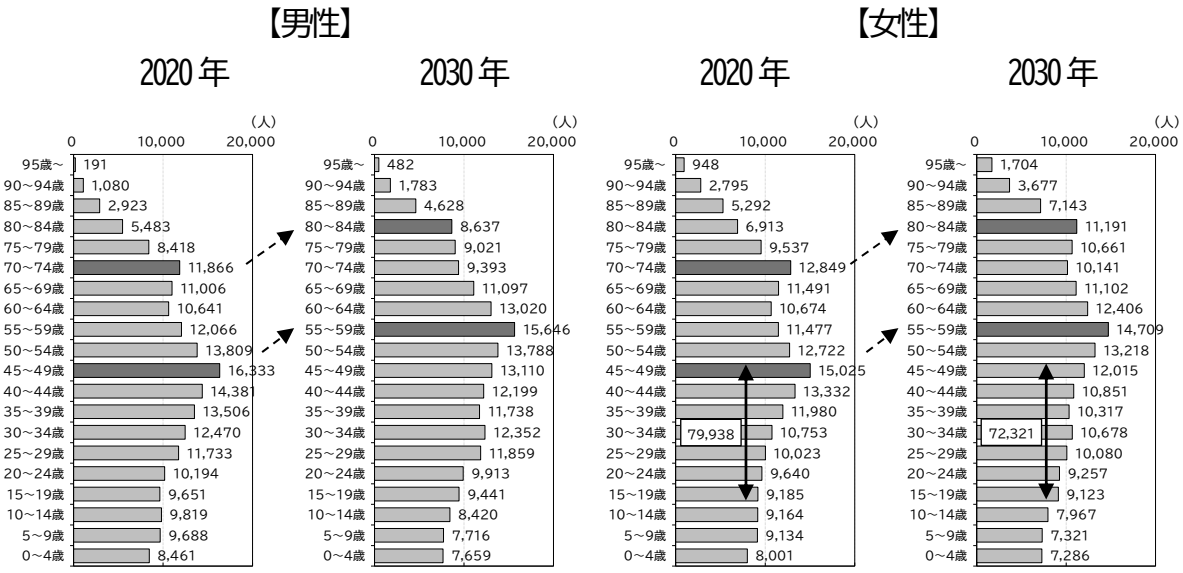

出典：2020 年は国勢調査、2030 年は国立社会保障・人口問題研究所

(4)出生数・合計特殊出生率の推移（少子化）

本市の出生数は、2011（平成 23）年の 3,926 人まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じており、2022（令和４）年には 2,772 人となっています。出生率は、2014（平成 26）年に 9.6 となって以来、10 を下回っています。

合計特殊出生率は、全国・愛知県を上回っていますが、その差は縮小傾向にあります。コロナ禍に婚姻件数の減少率の拡大がみられたほか、今後は、出生にかかわる 15～49 歳の女性人口の減少に伴い、出生数と出生率は減少傾向を辿ると考えられます。

【出生数・出生率の推移】

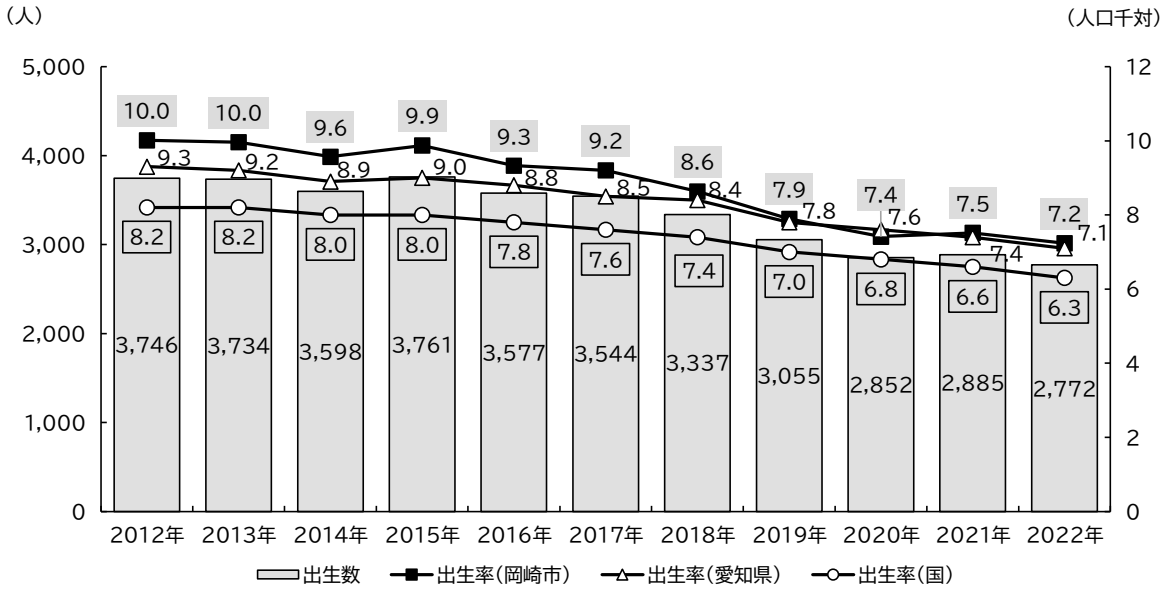

※折れ線グラフの網かけ数値は岡崎市、無地の数値は愛知県、枠内の数値は国の出生率にそれぞれ対応しています。
資料：愛知県の人口動態統計

【合計特殊出生率】

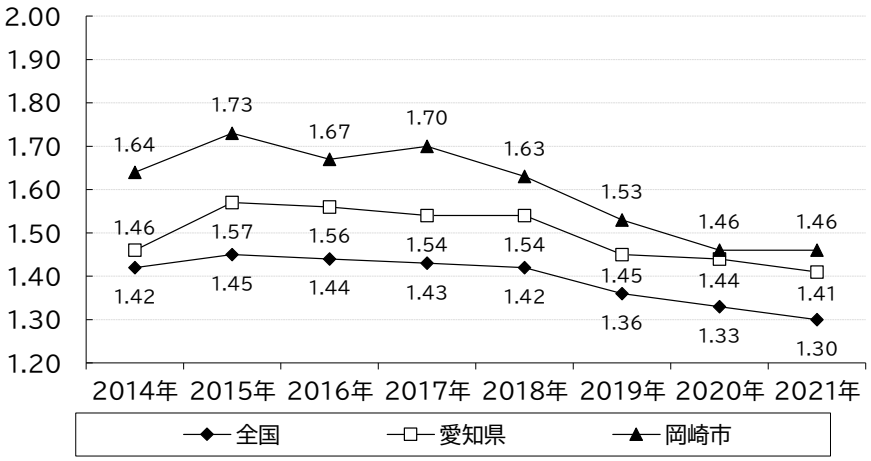

(5)就学前児童数の推移及び今後の動向

2020（令和２）年から 2024（令和６）年における５歳以下の就学前児童数は緩やかに減少しています。今後も就学前児童数の減少傾向は続き、2029（令和 11）年の推計では 15,692 人と予想されています。

【就学前児童数の推移】

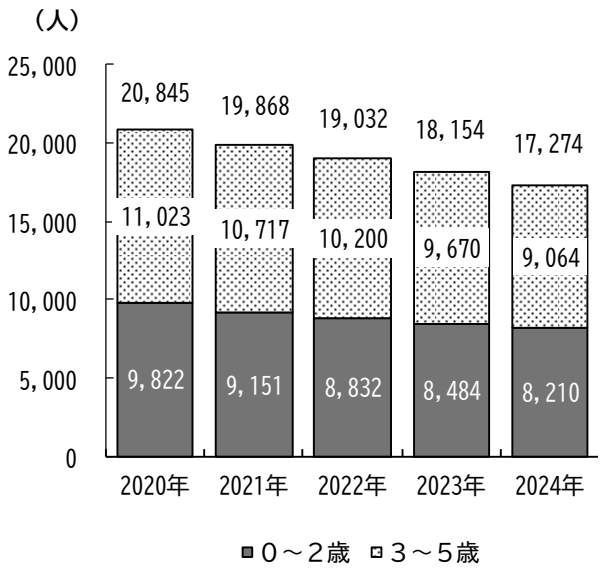

※ 実績値は、住民基本台帳の４月１日時点の数値です。

【就学前児童数の推計】

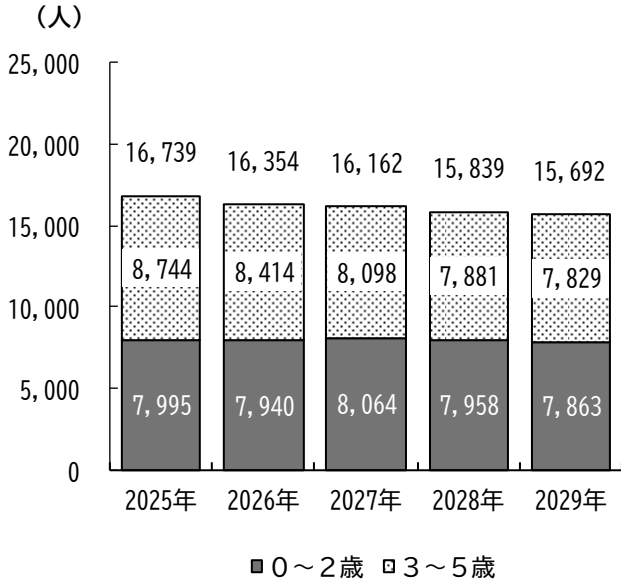

※ 推計値は、2020 年から 2024 年の住民基本台帳を基に、コーホート変化率及び婦人子ども比、男女性比を考慮して 2025 年から 2029 年の年齢別人口を算出した数値です。

就学前児童数は行政区域によって若干の差はあるものの、全市的に微減傾向となっています。

【行政区域別の就学前児童人口　推移】　　単位（人）

区域	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2024 年/2020 年
本庁	5,935	5,531	5,227	4,950	4,671	0.79
岡崎	3,570	3,411	3,263	3,045	2,866	0.80
大平	1,567	1,564	1,666	1,615	1,536	0.98
東部	1,001	1,028	921	910	880	0.88
岩津	2,784	2,610	2,466	2,322	2,148	0.77
矢作	3,273	3,137	3,028	2,936	2,872	0.88
六ツ美	2,466	2,362	2,253	2,182	2,114	0.86
額田	249	225	208	194	187	0.75
合計	20,845	19,868	19,032	18,154	17,274	0.83

※ 実績値は、各年における住民基本台帳の４月１日時点の数値です。

【行政区域別の就学前児童人口　推計】　　単位（人）

区域	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2029年/2025年
本庁	4,588	4,567	4,586	4,590	4,653	1.01
岡崎	2,734	2,634	2,589	2,522	2,507	0.92
大平	1,517	1,498	1,491	1,456	1,416	0.93
東部	830	808	773	736	717	0.86
岩津	2,084	2,001	1,951	1,919	1,896	0.91
矢作	2,739	2,623	2,559	2,428	2,364	0.86
六ツ美	2,049	2,016	1,995	1,951	1,900	0.93
額田	198	207	218	237	239	1.21
合計	16,739	16,354	16,162	15,839	15,692	0.94

※ 推計値は、2020年から2024年の住民基本台帳を基に、コーホート変化率及び婦人子ども比、男女性比を考慮して2025年から2029年の年齢別人口を算出した数値です。

(6)女性の労働力率（共働き世帯）

本市における女性の労働力率は、全国や愛知県と比べて低い水準ではあるものの、その差が縮まっています。また、30 代で低くなるM字カーブの傾向は全国や愛知県と同様ですが、M字の谷が浅くなっています。このことから、女性の就労が促進されていることがうかがえます。

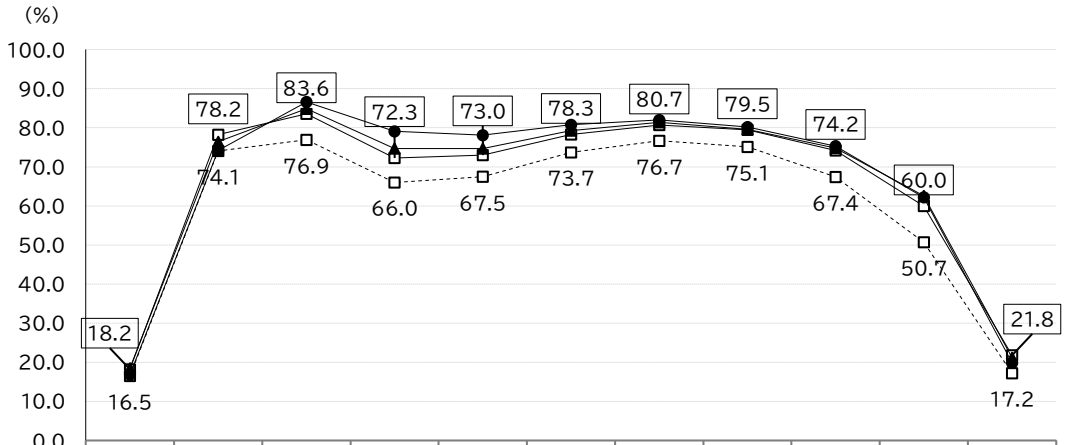

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
岡崎市(2020年)	18.2	78.2	83.6	72.3	73.0	78.3	80.7	79.5	74.2	60.0	21.8
岡崎市(2015年)	16.5	74.1	76.9	66.0	67.5	73.7	76.7	75.1	67.4	50.7	17.2
愛知県(2020年)	18.5	76.4	84.9	74.7	74.7	79.3	81.4	79.6	74.8	62.6	21.2
全国(2020年)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

(7)未婚率

本市の未婚率は全国や愛知県よりも低い状態で推移しています。また、2020（令和２）年の未婚率は、女性は 20～39 歳、男性は 20～44 歳の年齢において 2015（平成 27）年を下回っています。

【女性の未婚率】

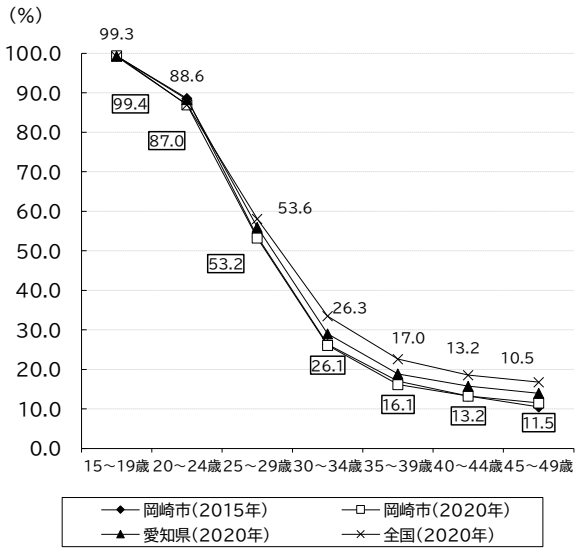

【男性の未婚率】

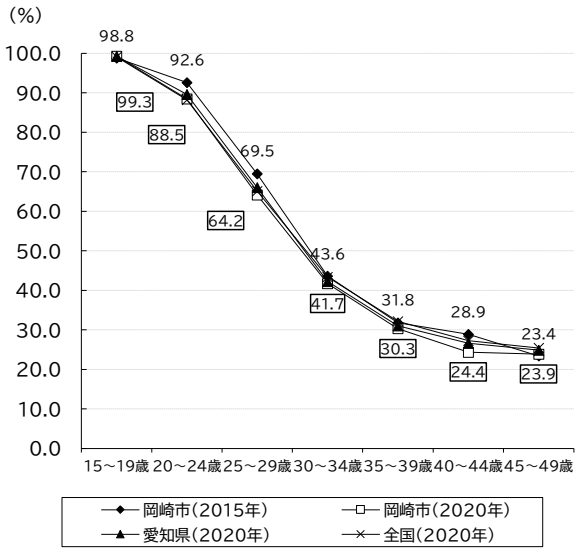

※折れ線グラフの無地の数値は岡崎市（2015 年）、枠内の数値は岡崎市（2020 年）にそれぞれ対応しています。

出典：国勢調査

２．市民意識調査結果

(1)調査の目的

市民意識調査（「岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査」及び「岡崎市の子ども・若者に関するアンケート調査」）は、市民の皆様の子ども・若者や子育て当事者を取り巻く環境、岡崎市の子ども・若者・子育てに関するサービスへの要望・意見、ニーズを把握し、2025（令和７）年から 2029（令和 12）年を期間とする岡崎市こども計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2)調査概要

①岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査（以下「子ども・子育て調査」という。）

調査地域　：岡崎市全域
調査対象者：岡崎市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者（就学前児童保護者）
岡崎市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者（小学生児童保護者）
岡崎市内の保育園・幼稚園・認定こども園の職員
岡崎市内の事業所
抽出方法　：無作為抽出及び悉皆
調査期間　：2023 年 11 月 1 日（水）～2023 年 11 月 20 日（月）
調査方法　：郵送配布、郵送又はインターネットによる回収

調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	3,000 件	1,469 件	49.0%
小学生児童保護者	2,000 件	954 件	47.7%
保育園･幼稚園･認定こども園職員	1,048 件	746 件	71.2%
事業所	500 件	166 件	33.2%
合計	6,548 件	3,335 件	50.9%

※ 就学前児童保護者調査は「就学前児童」、小学生児童保護者調査は「小学生児童」と以下省略しています。

②岡崎市の子ども・若者に関するアンケート調査（以下「子ども・若者調査」という。）

調査地域　：岡崎市全域
調査対象者　：岡崎市内の小中学生および高校生以上　（15 歳～39 歳）
抽出方法　：無作為抽出
調査期間　：2023 年 12 月 20 日（水）～2024 年 1 月 12 日（金）
調査方法　：郵送又はインターネットによる回収

調査対象	配布数	回収数	回収率
小中学生	2,000 件	1,486 件	74.3%
高校生以上	3,000 件	858 件	28.6%
合計	5,000 件	2,344 件	46.9%

(3)就学前児童調査・小学生児童調査の結果

●子育てを主に行っている人

就学前児童、小学生児童ともに「主に母親」が５割を超え、前回調査時と比較して割合が増加しています。父親の１日あたりの就労状況別では、就労時間が８時間までは「父母ともに」が多く、９時間以上になると「主に母親」が多くなっています。

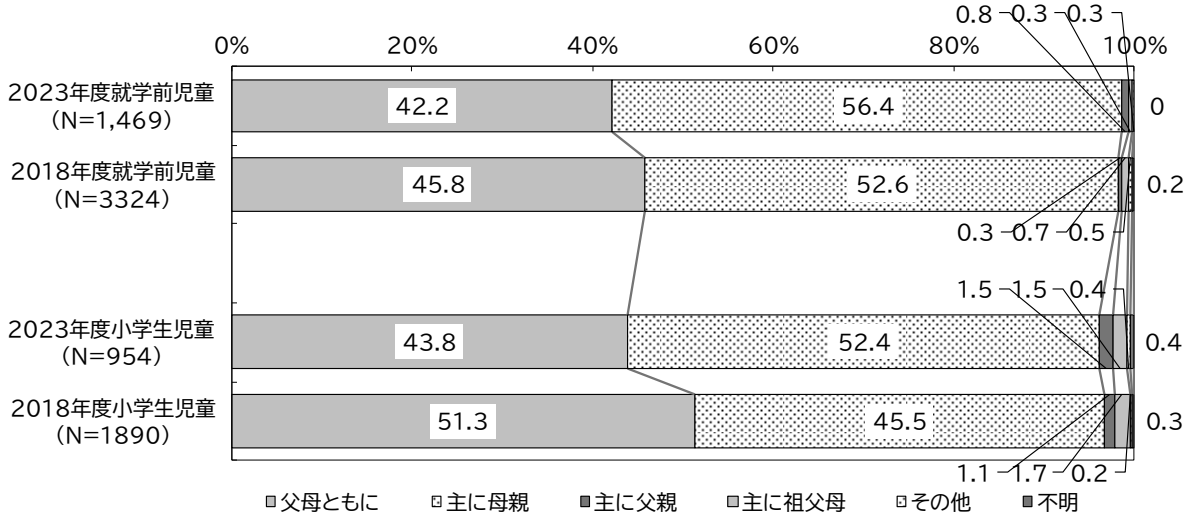

●子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時又は用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約６割、小学生児童で５割半ばとなっています。就学前児童・小学生児童ともに「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が２割半ばとなっており、前回調査時と比較して減少しています。

なお、「いずれもいない」とする割合はやや増加しています。

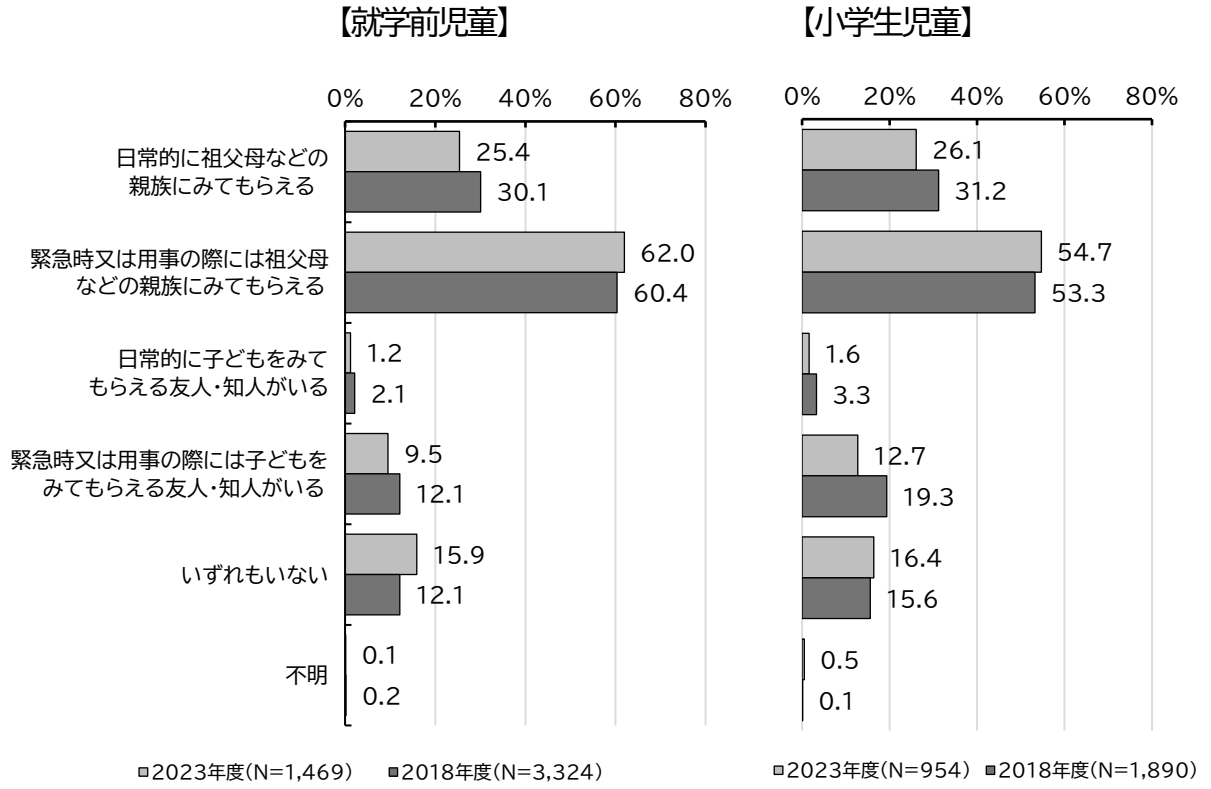

●母親の就労状況

就学前児童の７割超、小学生児童の８割超が就労しており、就学前児童では「フルタイムで働いている」が 26.8%であり、前回調査時の 19.9%から増加しています。

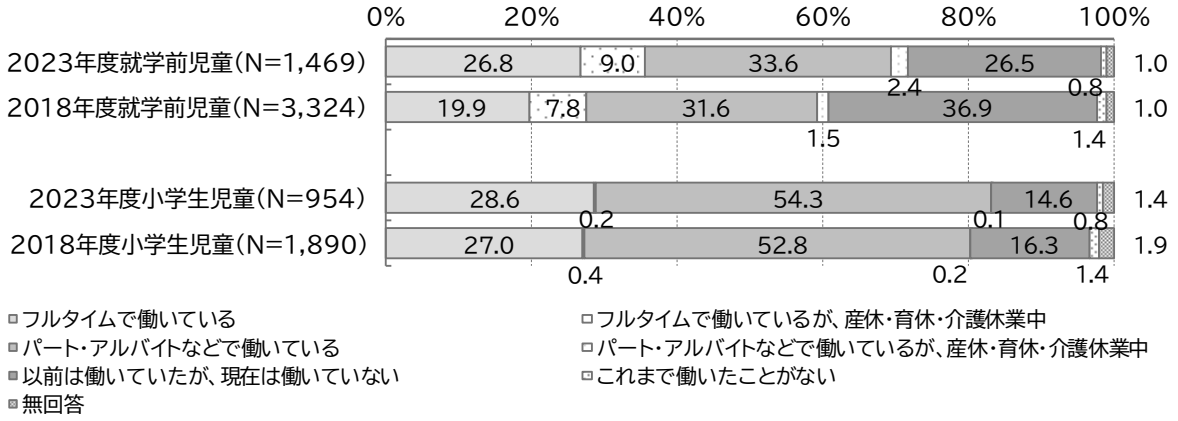

●定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

現在利用している事業は、「認可保育所」が 50.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が 34.6%となっています。

今後、利用したい事業は、「認可保育所」が 53.6%と最も多く、次いで「幼稚園」が 47.0%であり、前回調査時と比べて「幼稚園」が減少し、「認可保育所」が多くなっています。

【現在利用している事業】

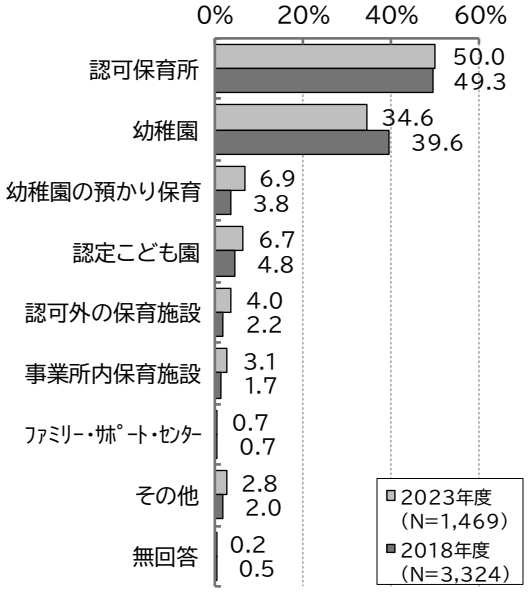

【今後、利用したい事業】

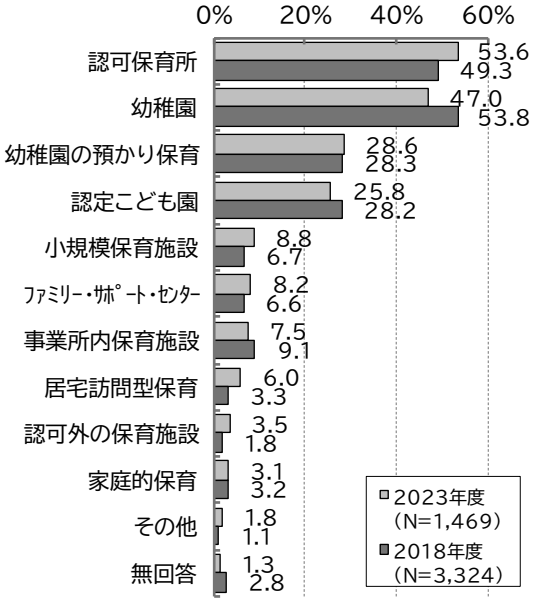

●放課後の過ごし方

小学校低学年における希望の放課後の過ごし方は、就学前児童・小学生児童ともに「自宅」が最も多く、高学年も同様となっていますが、低学年時と比べて、放課後児童クラブの割合が低くなり、「部活動」が高くなっています。

【希望の過ごし方（低学年）】

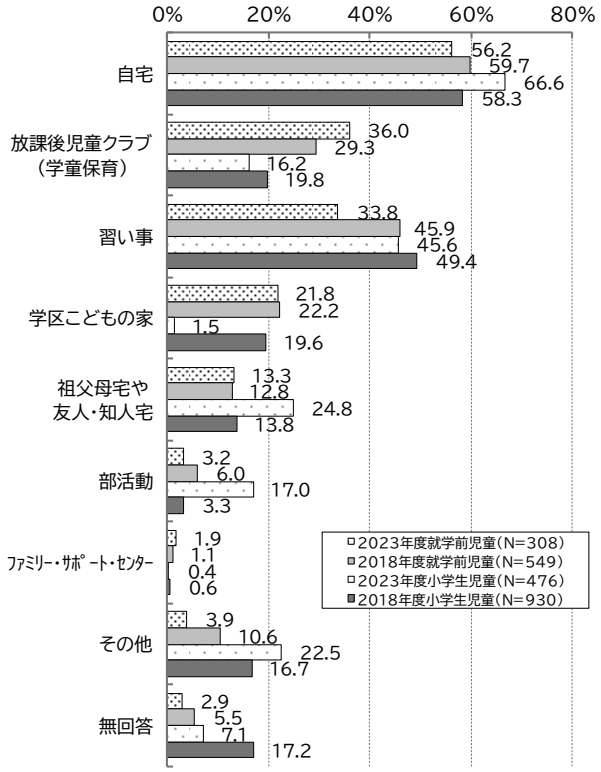

【希望の過ごし方（高学年）】

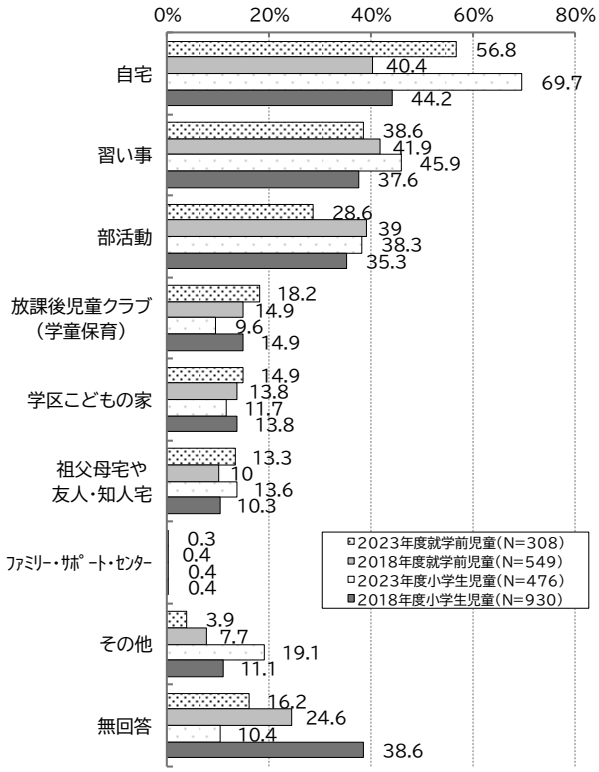

※就学前児童は「5歳児」の小学校就学時の希望として把握

●育児休業の取得（就学前児童のみ）

母親は「取得した（取得中である）」が 46.2%であり、前回調査時の 32.7%に比べて 13.5 ポイント増加しました。

父親は「取得した（取得中である）」が 16.3%であり、母親に比べて依然低い水準ですが、前回調査時の 2.1%に比べて 14.2 ポイント増加しました。

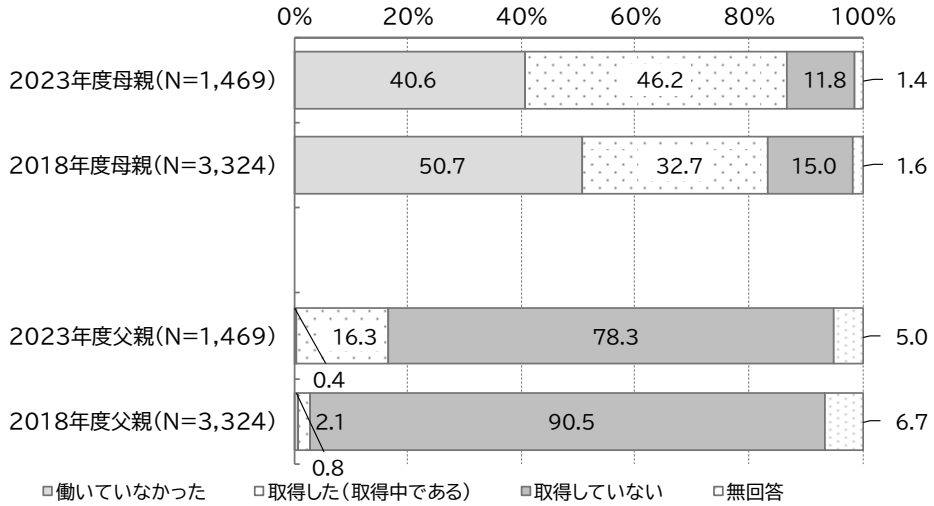

●妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだこと（就学前児童のみ）

「子どもの育て方やしつけ方」が53.5%と最も多く、次いで「子どもの発育や発達状況」が45.1%、「自分の時間がとれないこと」が42.1%となっています。

前回調査時と比べると、「子どもの発育や発達状況」「仕事と家庭の両立ができにくいこと」「経済的に余裕がないこと」が増加しています。

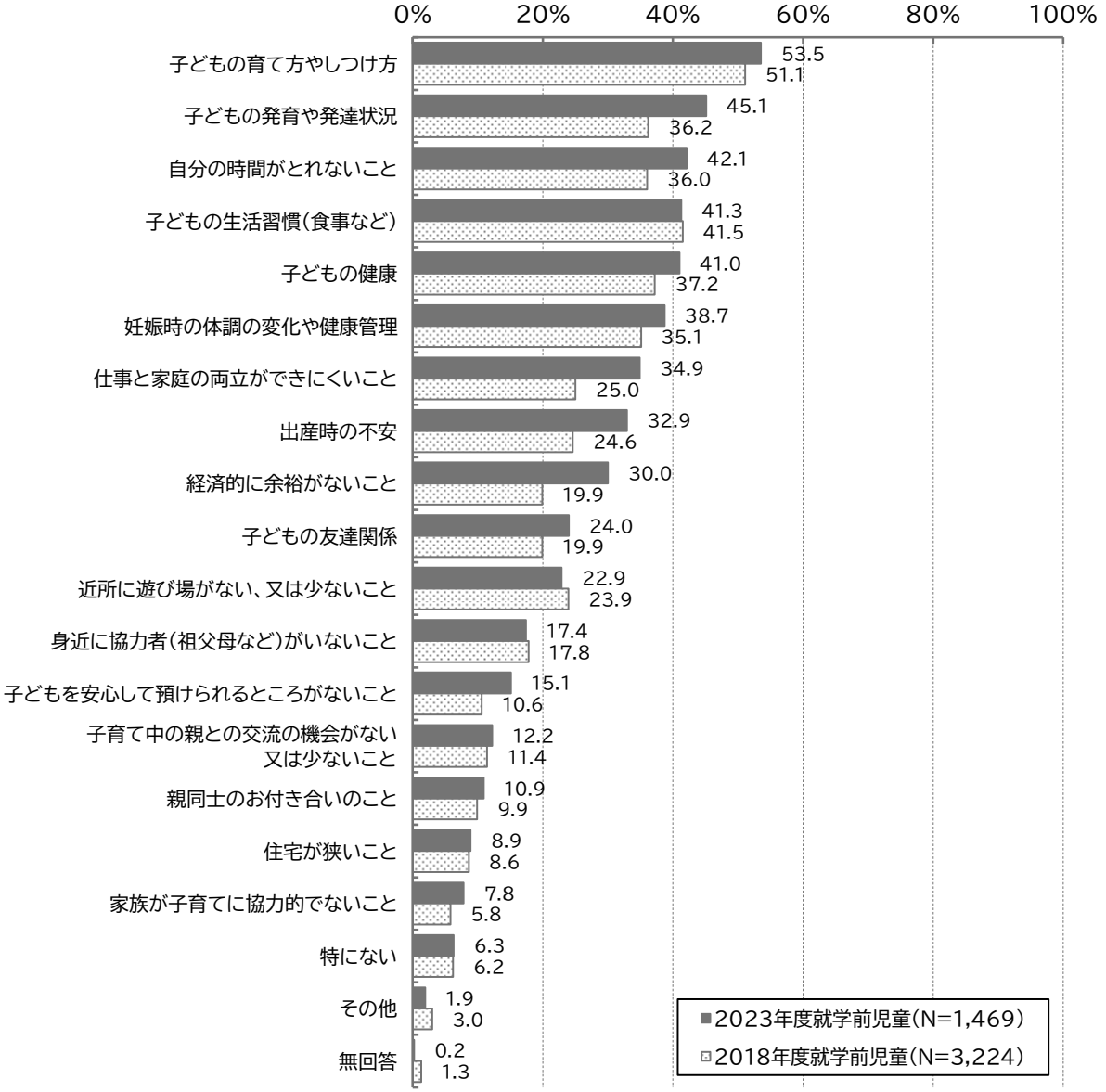

●子育て環境のために期待する施策

「子育てにかかる経済的な負担の援助」が就学前児童で73.7%、小学生児童で71.2%と最も多くなっています。「全天候型の遊び場の整備など子どもの遊び場の充実」が就学前児童で 57.0%、小学生児童で 53.4%、「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」が就学前児童で56.6%、小学生児童で57.1%となっています。

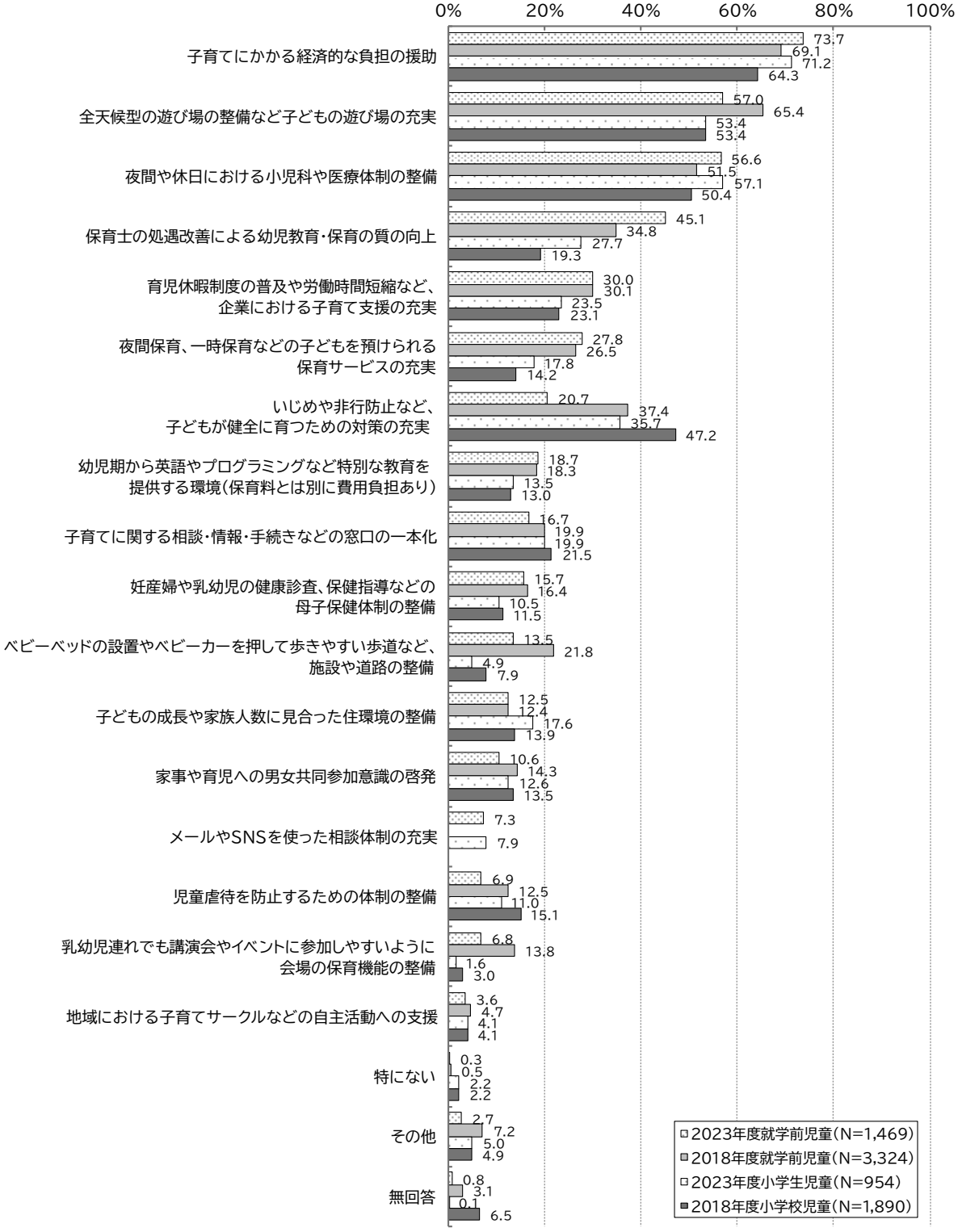

(4)保育園・幼稚園・認定こども園職員調査の結果

●やりがいや充実感

仕事に対するやりがいや充実感を「持っている」「やや持っている」とする職員の割合は９割を超えています。

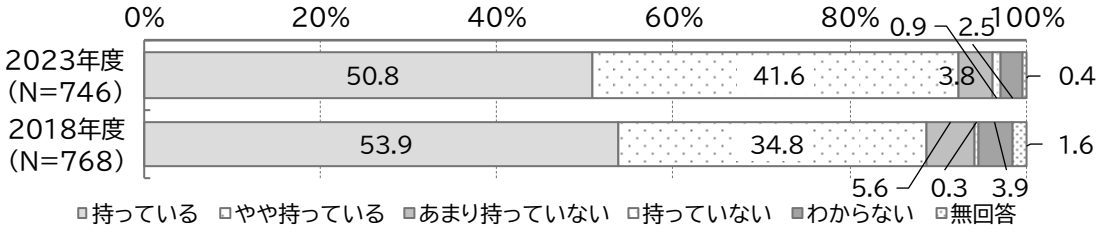

●業務負担

業務負担については、前回調査と比べて「増している」が増加し、「軽減されている」が減少しています。負担が増してきた原因として、「特別な配慮を必要とする子どもへの対応の増加」「利用者の増加や利用時間の長時間化」が前回調査時に比べ増加しています。

「増している」が 47.5%と最も多く、次いで「特に変化はない」が 46.0%、「軽減されている」が6.6%となっています。

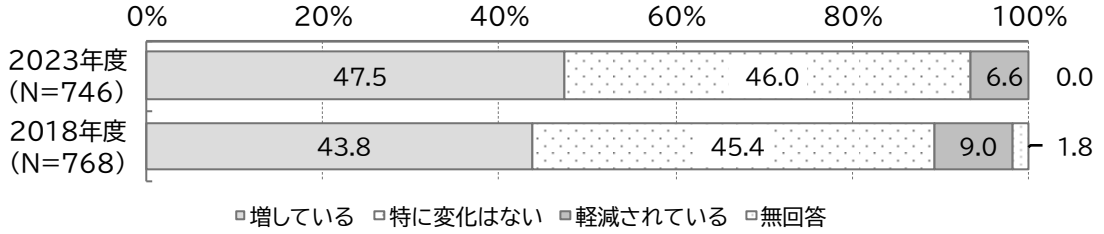

●業務負担が増してきた原因

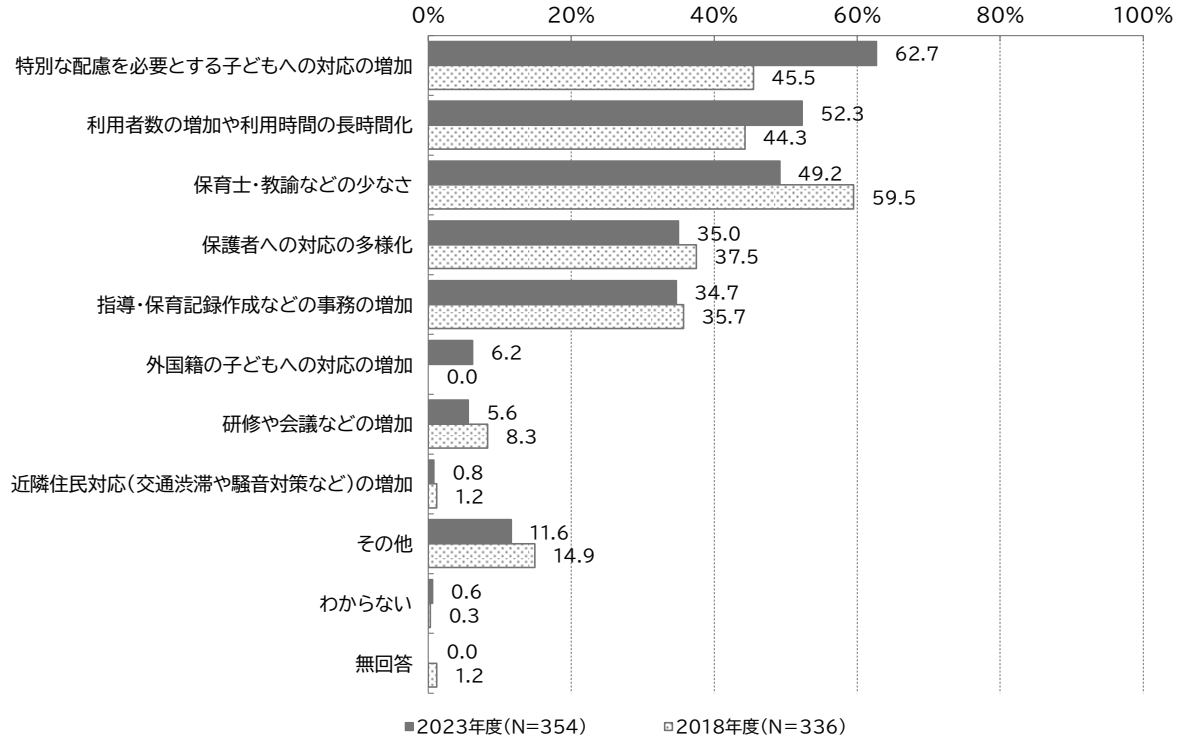

※2018 年度調査では「外国籍の子どもへの対応の増加」の選択肢なし。

(5)事業所

※今回の調査は、小規模事業所に偏らないよう規模の大きい事業所も含めています。そのため、同一設問に対する結果が前回調査時と大きく変わっている場合があります。その一方、事業規模別の比較ができるようになっています。

●ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する企業の取り組みについて、回答した事業所全体では「必要であり、企業としても推進している」が31.9%と最も多く、次いで「必要と思うが、現実的に難しい」が 29.5%、「どちらかというと必要であり、今後支援策も含め検討される予定」が27.1%となっています。

従業員数別にみると、100 人以下では「必要と思うが、現実的に難しい」、1,001 人以上では「必要であり、企業としても推進している」が他の従業員数の事業所に比べて多くなっています。

【全体】

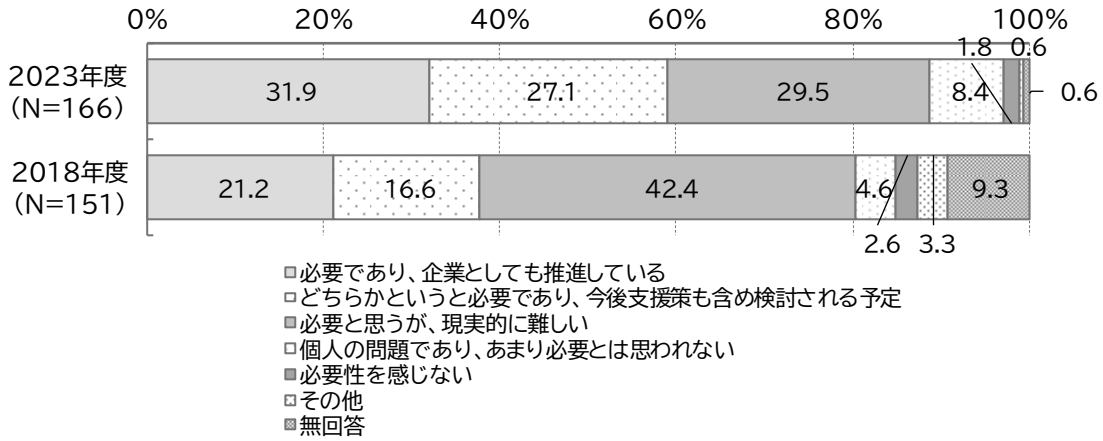

【従業員数別】

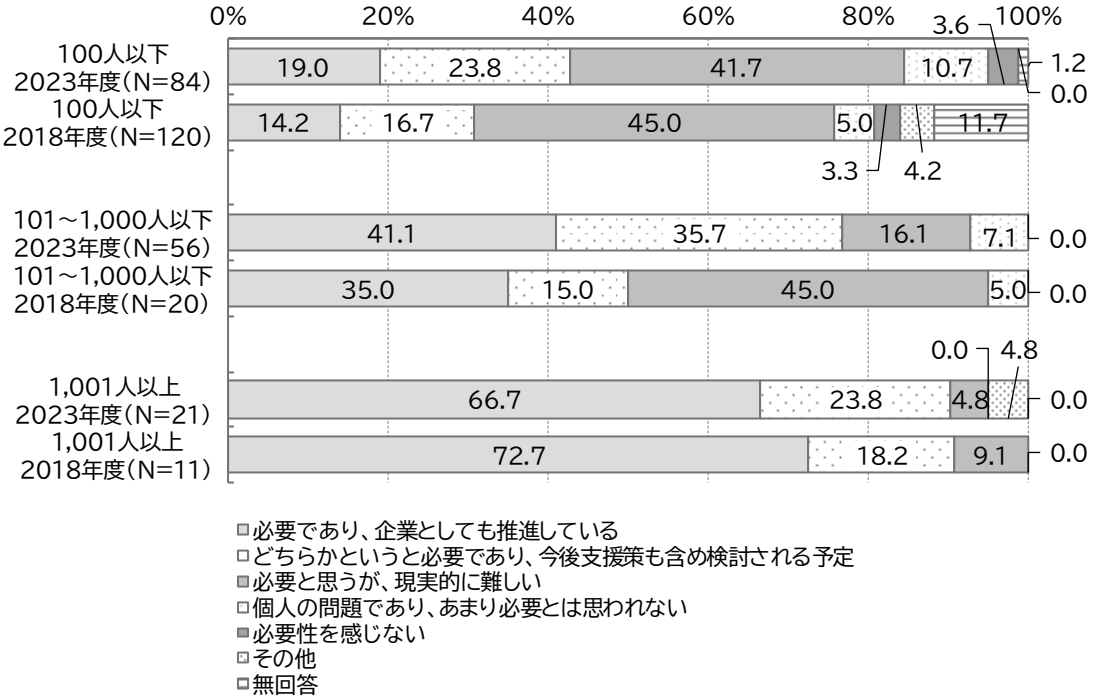

●ワーク・ライフ・バランスの推進で障害となっていること

「職場環境の悪化（上司・同僚などの事務量増加による負担の増大）」が 53.0%と最も多く、次いで「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」が 47.6%、「他の従業員への気兼ねから利用が進まない」が41.6%となっています。

【全体】

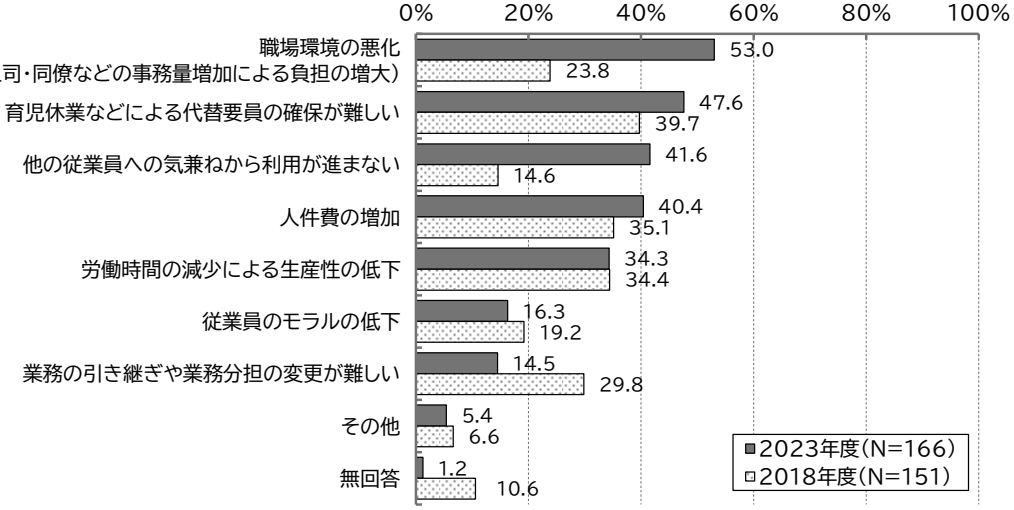

【従業員数別】

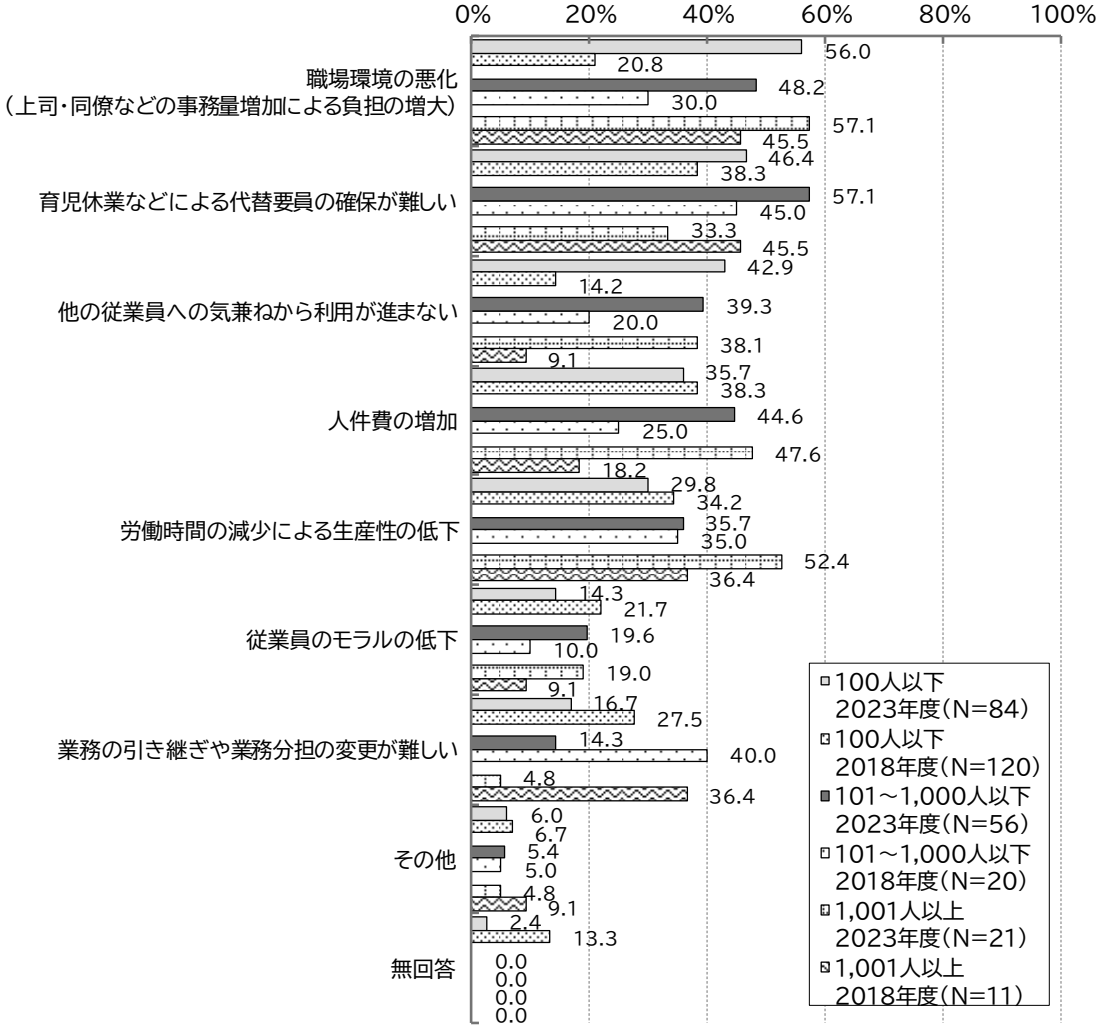

●育児休業等の取得者

男性は「０人」が59.6%と最も多く、次いで「１～５人」が32.5%、「６～９人」が3.0%となっています。女性は「１～５人」が 46.4%と最も多く、次いで「０人」が 34.3%、「６～９人」が 7.2%となっています。前回調査時と比べて、男女ともに育児休業の取得が進んでいることがうかがえます。

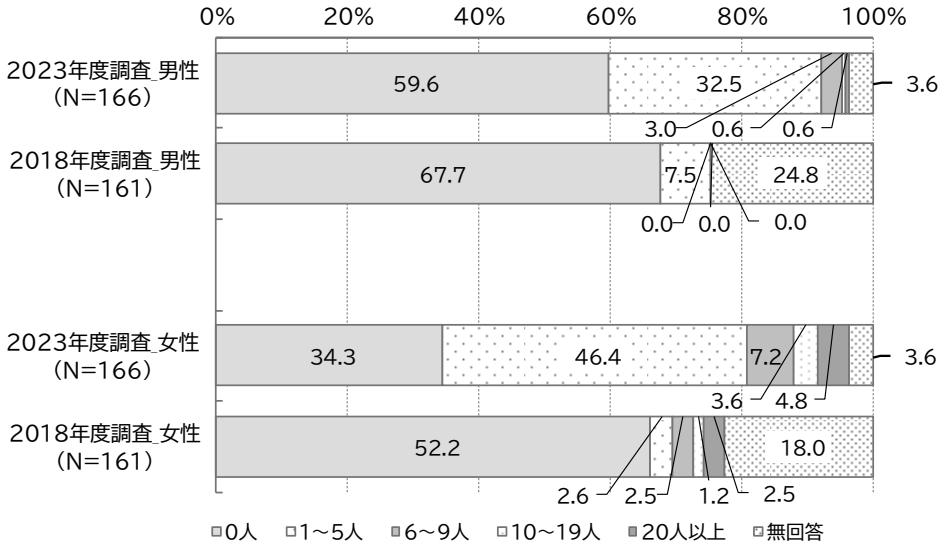

●育児・介護休業制度を定着させるために特に必要だと思われること

「休業中の代替要員の確保」が72.9%と最も多く、次いで「制度を利用しやすい雰囲気づくり」が 59.0%、「復職時の受け入れ体制」31.9%となっており、それぞれ前回調査時と比べて増加しています。

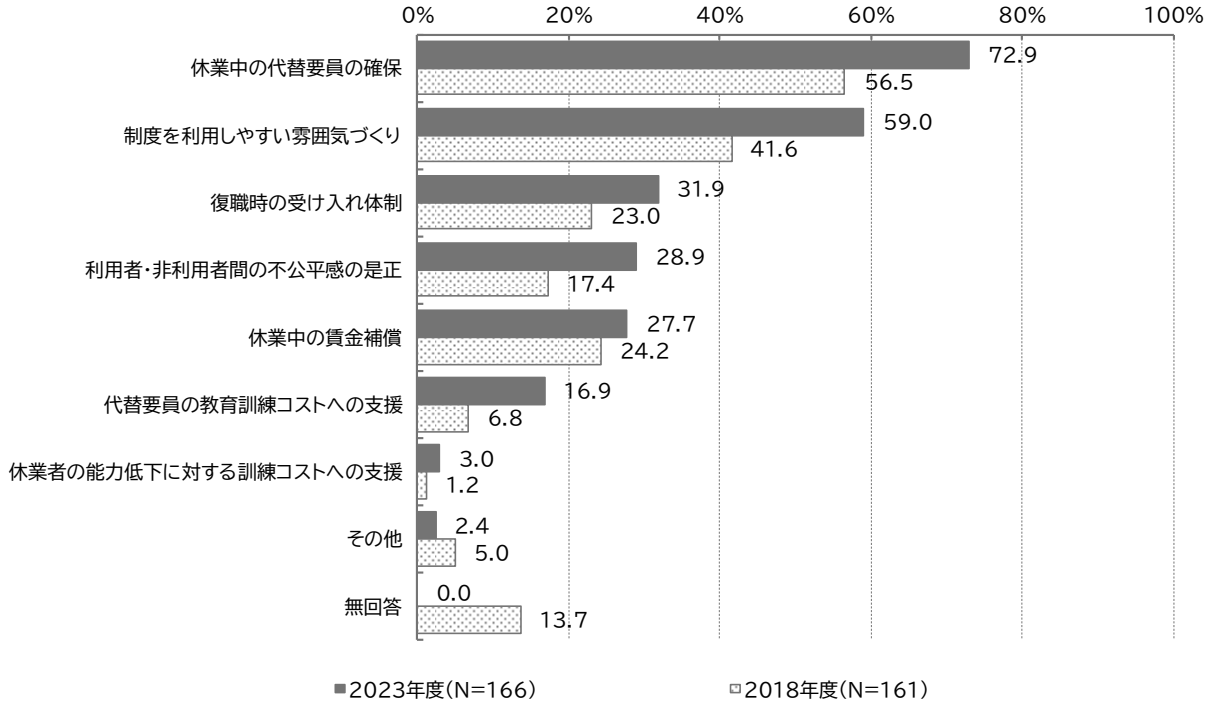

(6)子ども・若者

●安心できる場所

小中学生と 22 歳以上は、「自分の家」が最も多く、15～21 歳は「自分の部屋」が最も多くなっています。

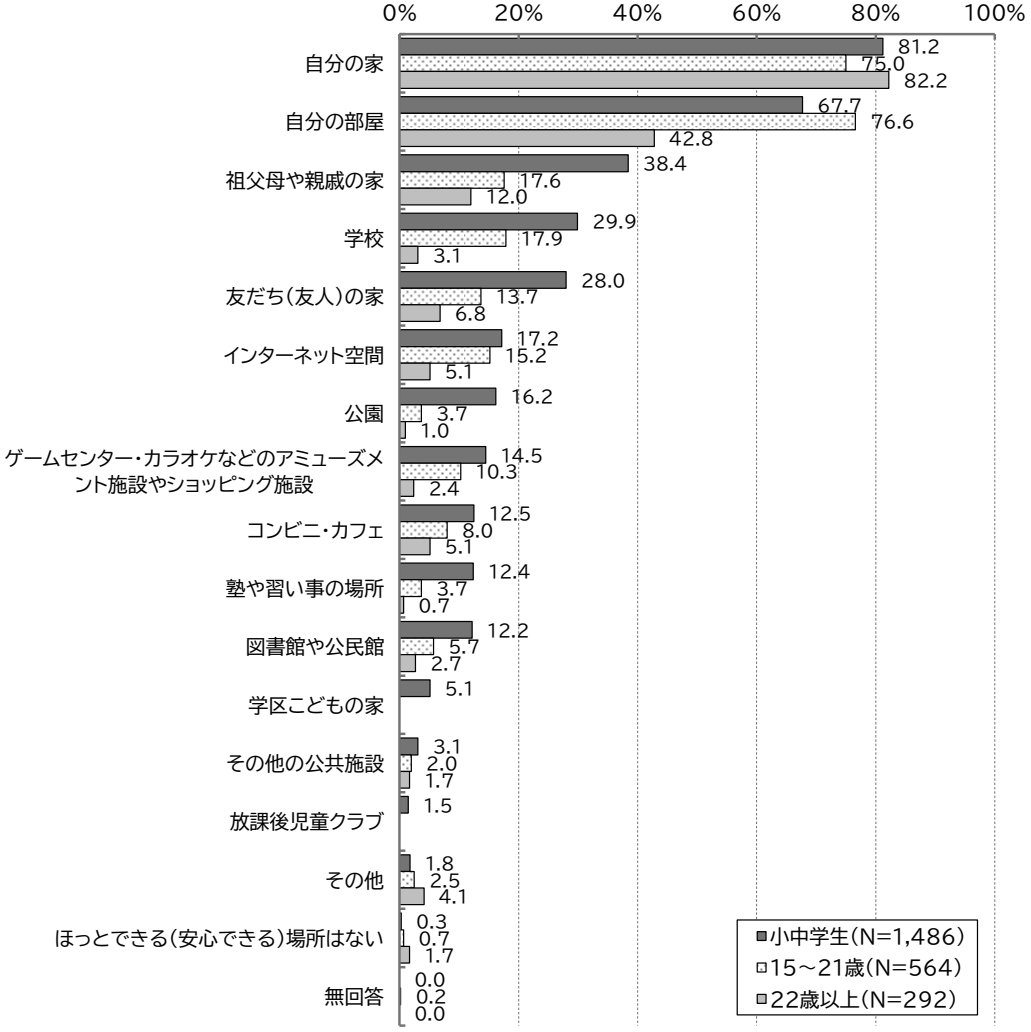

※高校生以上の調査では「学区こどもの家」「放課後児童クラブ」の選択肢なし。

●幸福感の有無

小中学生、高校生以上ともに「そう思う」と「まあそう思う」の合計が８割を超えています。また、年齢が上がるにつれて、「あまりそう思わない」の割合が増加しています。

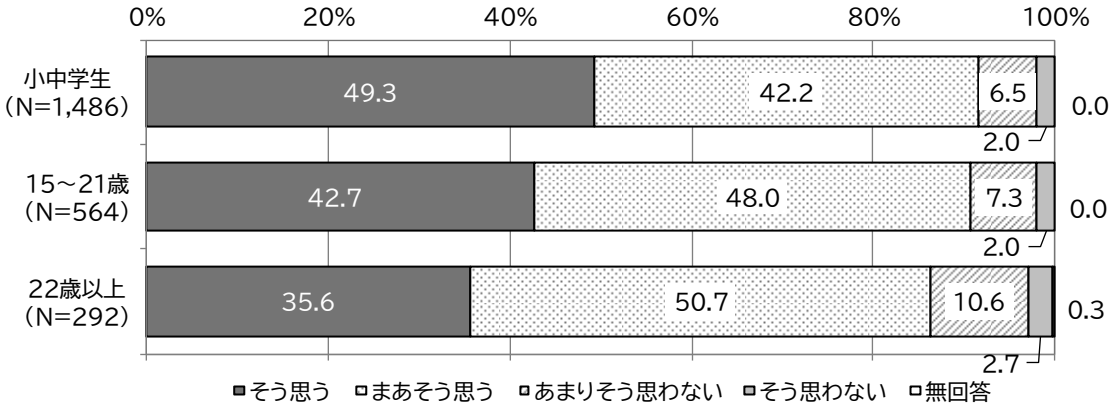

●孤独感の有無（高校生以上）

「決してない」と「ほとんどない」の合計が６割を超えています。

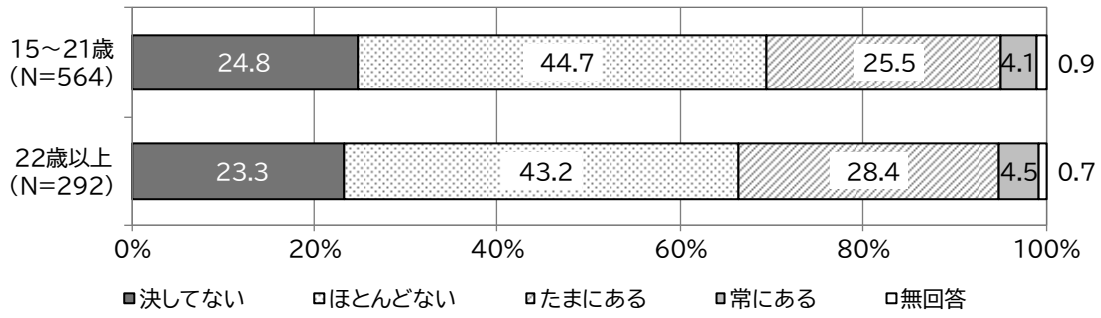

●困った時やつらいと思ったときの相談相手

小中学生、高校生以上ともに「親」が最も多くなっています。また、年齢が上がるにつれて、「そのような人はいない」の割合が増加しています。

【小中学生】

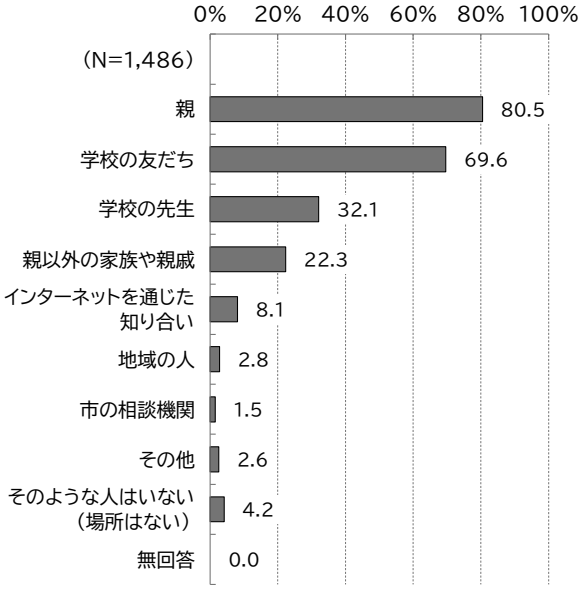

【高校生以上】

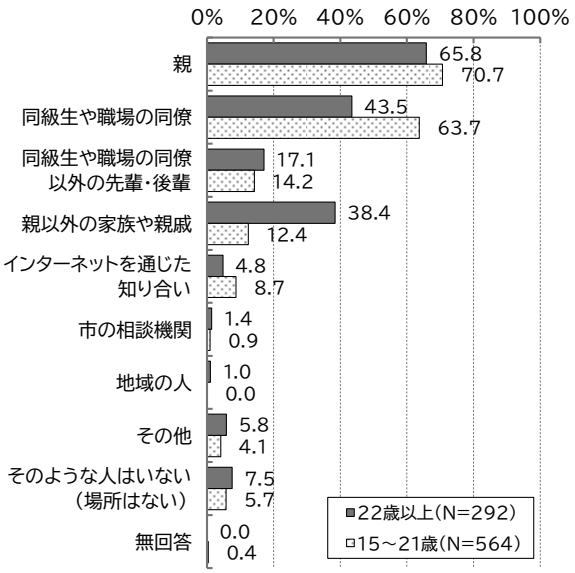

●外出頻度と、現在の状態になってからの経過期間（高校生以上）

外出頻度は、「仕事や学校で平日は毎日外出している」が最も多くなっています。また、現在の状態になってからの経過期間は、「２～３年未満」が最も多く、次いで「３～５年未満」となっています。

【外出頻度】

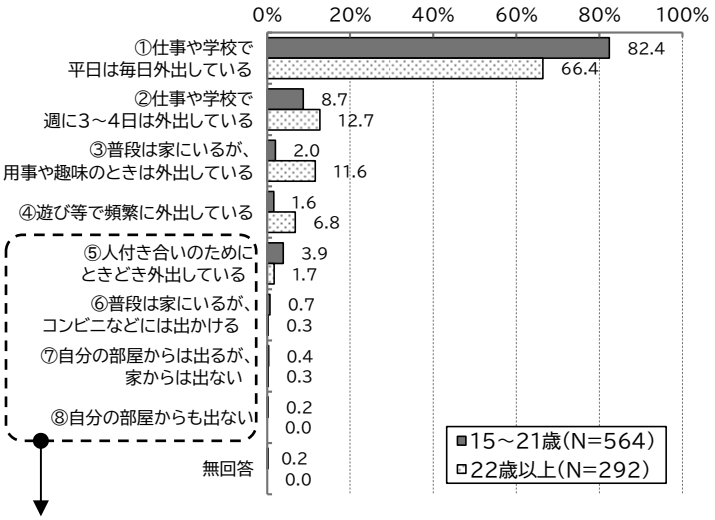

【現在の状態になってからの経過期間】

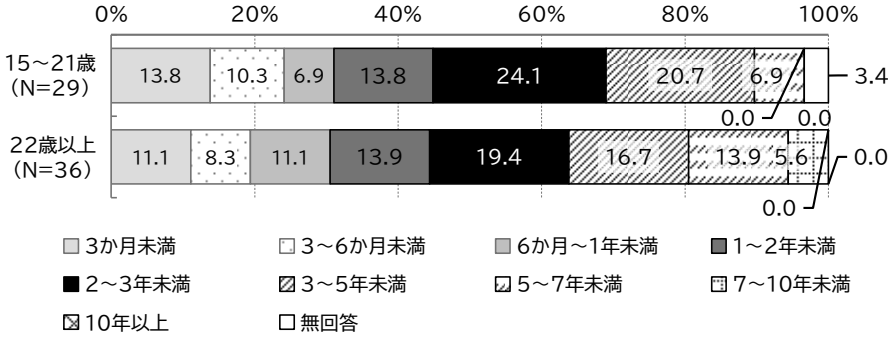

３．こどもの意見聴取について

(1)こどもの意見聴取の概要

2024（令和６）年12月から2025（令和７）年１月にかけて、下記の①～④の方法により、本計画に対するこどもの意見を聴く機会を設けたところ、シール投票を含めて合計4,400以上の意見が寄せられました。

岡崎市が目指している５つの目標（円グラフ参照）のうち、「こどもや家族みんなが安心してくらせること」を大切だと思うと回答した人が最も多く、約６割を占めました。寄せられた意見は今後の市の取組に活かしていきます。

方　　法	実施年月日	回答数
①市内児童育成センター・こどもの家等（96 施設）でのポスター掲示・シール投票	2024（令和６）年12月	4,373件
②岡崎市中央図書館でのパネル展示・シール投票・意見提出	2025（令和７）年 1月 9日（木）～ 2025（令和７）年 1月14日（火）	75件
③おかざきこども会議での意見提出	2025（令和７）年 1月12日（日）	30件
④岡崎市ウェブサイトでの電子申請による岡崎市こども計画への意見提出	2024（令和６）年12月23日（月）～ 2025（令和７）年 1月17日（金）	3件

(2)テーマ

「岡崎市が目指している５つの目標で、あなたが大切だと思うものはどれですか？」

(3)投票結果と主な意見

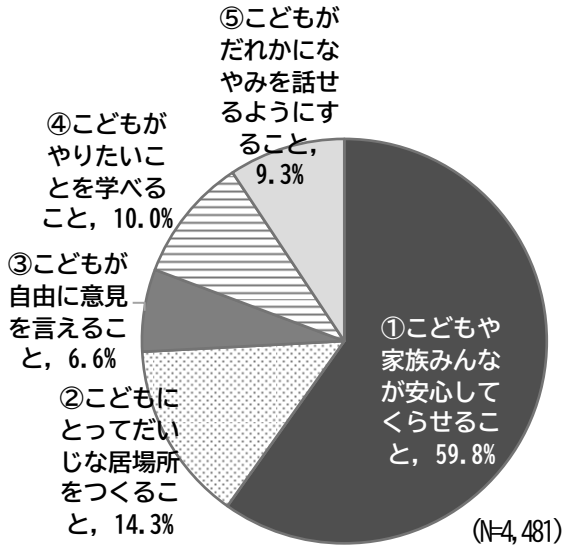

○こども食堂が学区に一つあると助かる！そこから地域のつながり作りも！

○学校に安心して行ける

○図書館などの横でいいので、広場をつくれる場所に多めにつくる

○家（あたたかい家庭をつくる）

○②、③、⑤が特に大事だと思います。今回の「おかざきこども会議」のようなものを増やしていくべきだと思います

○常に市に対して意見を言える

○自由に意見を言える環境が欲しい（スマホから悩みやして欲しいこと、改善して欲しいところなどを手軽に相談できるようなところが欲しい）

○やりたいことをやりたいと言い出せる環境づくり

○高校・大学費を安くしてほしい

○学校での、総合的な授業では好きなことを調べたり学んだりすることはできますがそこで終わってしまいます。見学や体験までをして学んでいきたいです

○学校以外の場でも相談できるように

○スクールカウンセラーや、親、先生などに気軽に悩みを話せる環境をつくる

4．第２期子ども・子育て支援事業計画の評価

第２期子ども・子育て支援事業計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1)教育・保育事業の実績

	計画策定時実績値	直近実績値	計画量（量の見込み）	進捗率
	2019年度	2023年度	2024年度	2023 / 2024
1号（3－5歳）※1	5,346	4,178	5,313	79%
2号（3－5歳）※2	5,169	5,053	4.977	102%
3号（1・2歳）	2,128	2,056	2,132	96%
3号（0歳）	209	271	296	92%

※1 2号認定の教育ニーズを含む。
※2 教育ニーズを除く。

(2)地域子ども・子育て支援事業の実績

		計画策定時実績値	直近実績値	計画量（量の見込み）	進捗率
		2019年度	2023年度	2024年度	2023 / 2024
時間外保育事業（人）		3,090	3,191	3,779	84%
一時預かり事業	幼稚園・認定こども園（実施園）	23	24	25	96%
	保育園（人日）	7,993	7,139	7,590	94%
	保育園（実施園）	21	23	27	85%
地域子育て支援拠点事業（人日）		175,393	129,424	204,972	63%
利用者支援事業	基本型（うち地域子育て相談機関）（箇所）	6	7(6)	7(6)	100%
	母子保健型（箇所）	1	2	－	－
	こども家庭センター型（箇所）	－	－	1	－
病後児保育事業（人日）	病児保育（人日）	85	509	878	58%
	病後児保育（人日）	7	58		
放課後児童健全育成事業	低学年（人）	2,567	2,771	2,990	93%
	高学年（人）	500	617	735	84%
ファミリー・サポート・センター	就学前（人日）	5,535	3,845	4,400	87%
	小学生（人日）	2,854	4,848	7,800	62%
子育て短期支援事業（人日）		39	109	90	121%
乳児家庭全戸訪問事業（人）		2,281	2,631	2,847	92%
養育支援訪問事業	専門職訪問（世帯）	25	42	30	140%
	ヘルパー派遣（世帯）	6	13	－	－
妊婦に対する健康診査（回）		39,199	32,728	43,900	75%
実費徴収に係る補足給付事業（人）		444	573	640	90%
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（人）		－	4	7	57%

(3)子育て全般の満足度

就学前児童について、「満足」と「まあ満足」の合計は「②妊娠・出産・育児期の健康診断」が39.1%、小学生児童については「②学校などでの健康診断」が43.1%と最も多くなっています。

その一方で、「不満」と「やや不満」の合計は、就学前児童・小学生児童ともに「⑤公園など、身近な子どもの遊び場」がそれぞれ39.5%、42.3%となっています。

前回調査時と比較して「満足」の回答が減少したサービスとして、「各種保育サービス」、「妊娠・出産・育児期の健康診断／学校などでの健康診断」、「身近で安心な小児医療サービス」、「子育て相談窓口や子育て支援情報の提供」が挙げられます。新型コロナウイルス感染症の流行期には行動制限が課され、人と人の接触を伴うサービスを思うように利用できなかったことが上記のサービスの満足度低下に影響したと考えられます。これに物価の高騰が家計を圧迫していることなども加わって、「総合的にみた子育てのしやすさ」が低下していると推察されます。

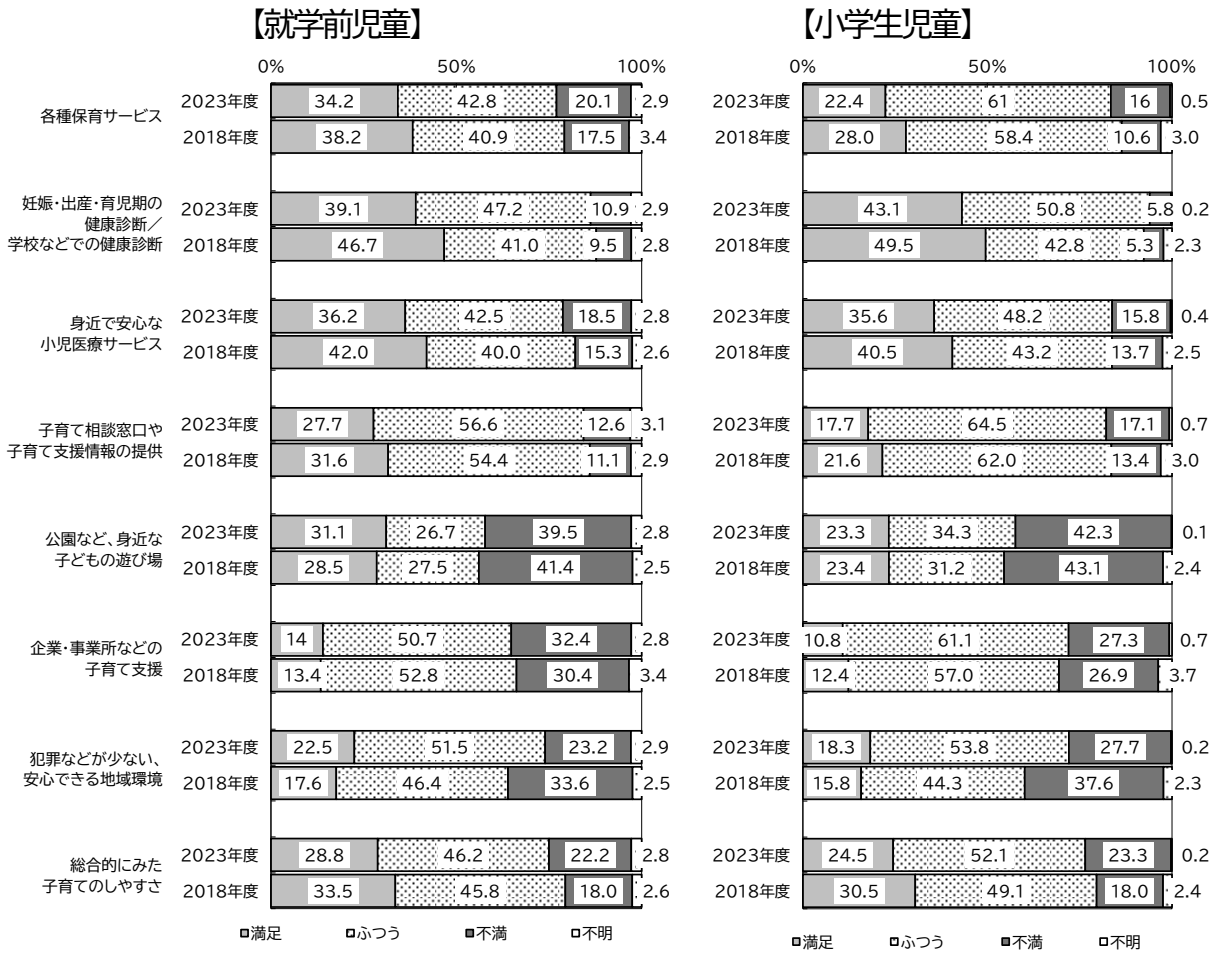

※グラフ上の「満足」は「満足」「まあ満足」、「不満」は「やや不満」「不満」の合計を表す。

５．岡崎市のこどもを取り巻く課題

現状の整理や各種調査を踏まえて、岡崎市のこどもを取り巻く課題を以下のとおり整理しました。

■こどもやその家庭への切れ目のない支援

若い世代や子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育て、こどもまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。子育て家庭・こどもの状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談支援、教育・保育や母子保健、小児医療、居場所の充実など、こどもとその家庭に対する一体的・総合的な支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。

＞＞基本施策　こどもの育ちを支える

■保育ニーズの増加と多様化への対応

児童数が減少する一方、母親の就労割合の増加により、保育ニーズは高まっています。子ども・子育て調査では、長時間こどもを預けられる事業に対する需要が高まっていることが明らかとなりました。３歳未満児の保育ニーズの増加をはじめ、時間外保育や休日保育、一時預かり事業など、市民生活の変化に対応した多様な保育サービスが求められています。

＞＞基本施策　こどもの育ちを支える

■専門人材の確保と専門性の向上

保育園・幼稚園・認定こども園等において、利用者数の増加や利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とするこどもへの対応などが職員の業務負担の増加につながっています。各施設における職員の少なさが個々の業務負担を増加させている要因の一つとなっており、職員が一人ひとりのこどもに向き合えるよう、専門人材の確保による体制強化や賃金・労働条件の改善、職員の専門性向上を通じて、サービスの質の確保・向上を図ることが求められます。

＞＞基本施策　こどもの育ちを支える

■こどもの居場所づくり

孤独や孤立への不安、児童虐待、貧困、長期欠席、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所が必要とされています。

子ども・子育て調査では、留守家庭児童が増加するなか、小学生児童の保護者の約７割がこどもが家で１人又は兄弟だけで過ごすことに不安を感じると回答しています。多くの小学生児童が利用する放課後児童健全育成事業や全ての学区で実施している放課後子ども教室の充実とともに、多様な居場所づくりが求められます。

また、子ども・若者調査によると、安心できる場所の上位に「自分の家」や「自分の部屋」が挙がっており、家庭はこどもにとって最も身近で大切な居場所であるといえます。そのため、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことが重要です。

＞＞基本施策　こどもの育ちを支える

＞＞基本施策　こどもの成長を切れ目なくサポートする

■健やかな成長を促す学びの保障

こどもが自ら主体的に学び、成長し、夢や希望を持って自立していくことができるよう、自己を高められる多様な学びや体験の機会が保障されることが重要です。そのために、家庭、学校・園、地域が協力・連携し、社会全体でこどもの学び、心と体の成長を切れ目なく支え、促していく取り組みが求められます。

また、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を言ったり、さまざまな活動に参画できるようにするため、こどもが理解しやすい方法でこども施策について情報提供をしたり、意見を表明する機会を設けることが必要です。

＞＞基本施策　こどもの成長を切れ目なくサポートする

■困難を抱えるこどもやその家庭への支援

貧困、虐待、障がい、長期欠席、ひきこもり、外国にルーツがあるこども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱えるこどもとその家庭への支援は、こどもの未来を切り拓くために不可欠です。とりわけ、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

子ども・子育て調査では半数以上の親が子どもの育て方やしつけ方に悩んでおり、子ども・若者調査によると、小中学生・高校生以上の年代ともに、困ったときやつらいと思ったときに相談できる人や場所がなく、誰にも悩みを相談せずに抱え続けている人が数%存在することが明らかとなりました。誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる体制の構築が求められます。

＞＞基本施策　支援が必要なこどもを守る

■こどもの貧困の解消に向けた取組み

貧困の状況にある家庭で生活をしているこどもは生活面、学習面、進学機会などで不利な状況に置かれる傾向にあり、将来的に貧困から抜け出せず、社会から孤立することが深刻な問題となっています。また、子ども・子育て調査では、「子育てにかかる経済的な負担の援助」を市に期待する声が多く聞かれました。こどもの貧困の解消に向けた対策を通じて、世代を越えた貧困の連鎖を解消し、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備し、教育の機会均等を図ることが重要です。

＞＞基本施策　支援が必要なこどもを守る

■仕事と子育てが両立できる環境づくり

市民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が子育ての喜びや自己実現、社会参加を通じた生きがいを実感しながら仕事を続けられる社会をつくる必要があります。そのためには、仕事と子育ての両立を可能にする保育サービスなど、行政によるこども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備など、事業者による「働き方改革」を通じて、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していくことが不可欠です。

＞＞基本施策　子育て環境をつくる

■安全・安心な子育て・子育ち環境の整備

こどもが事故や犯罪に巻き込まれないか、こどもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が増加しています。子ども・子育て調査において、公園などの身近な遊び場に対する満足度が低いことが示されたほか、子ども・若者調査においては、インターネット空間で危ない目にあったことがあるとの小中学生の回答もみられました。保護者が安心して子育てでき、かつ、こどもが本来持っている成長する力（子育ち）を発揮できるよう、社会全体で、犯罪や事故が起こりにくく、こどもが安全で健やかに過ごすことができる環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

＞＞基本施策　みんなでこどもを守る

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

本市ではこれまで、岡崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援施策を展開しており、第２期岡崎市子ども・子育て支援事業計画では、岡崎市児童育成支援行動計画からの基本理念である「はばたく夢　子どもとともに育つ都市（まち）　大好き　おかざき」を踏襲し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指してきました。

令和５年にこども基本法が施行され、こども大綱により、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示され、本市でもこども施策を総合的に推進し、市としてこどもまんなかに取り組むため、岡崎市こども計画を子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画、子ども・若者計画と一体的に策定することとしました。

本計画では、引き続き第２期計画の基本理念と取組を継承し、全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、家庭や地域、事業者、行政など社会全体でこどもまんなかのまちづくりをめざします。

■岡崎市こども計画の基本理念

はばたく夢　こどもとともに育つ都市（まち）
大好き　おかざき

こども基本法における基本理念

1．すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2．すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3．年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4．すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5．子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6．家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

本計画の関係法における基本理念

子ども・子育て支援法	子ども・若者育成支援推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
家庭、学校、地域、職域その他社会の全ての構成員が協力し、全ての子どもが健やかに成長するよう、良質かつ適切で、保護者の経済的負担に配慮した支援を行う	一人一人の子ども・若者が健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに社会を担えるように支援を行う	貧困により、こどもの権利利益が害され、社会から孤立することのないよう、こどもの現在の貧困を解消し、将来の貧困を防ぐための切れ目ない支援を推進する

２．基本目標

本計画の基本理念を実現するため、「こどもがいきいきと育つまち」「家族がともに育つまち」「みんなでこどもを育てるまち」の３つの基本目標を柱として、総合的に施策を推進します。

基本目標１　こどもがいきいきと育つまち　～こどもの意見を尊重し、生きていく力を養う～

こどもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期から思春期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感や道徳性、社会性を育むこと、青年期には自らの可能性を伸ばし、社会的役割や責任を担う力を身に付けることが重要です。

この目標では、こどもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。

また、こどもや若者の視点や意見を尊重し、一人ひとりのこどもが自らの意見を自由に表明し、いきいきと育つことのできるまちを目指した施策を推進します。

基本目標２　家族がともに育つまち　～家族が支え合い、子育てに喜びを感じる～

家族はこどもたちの成長における出発点です。こどもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、こどもの成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。この目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取組を進めます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策の展開を通じて支援します。

基本目標３　みんなでこどもを育てるまち　～社会全体でこどもや家庭をあたたかく応援する～

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、また、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加している中、こどもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成することが一層重要となっています。この目標では、学校、地域、企業等が一体となり、社会のあらゆる立場の人が、こどもや子育て家庭に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。これらの取組を通じて、保護者がこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、みんなでこどもを育てるまちを目指した施策を推進します。

3．取組体系図

本計画では、基本理念の達成を目指し、５年間の計画期間で展開していく、本市のこどもについての具体的な取組を実施します。

基本理念	基本目標	基本施策
はばたく夢 こどもとともに育つ都市（まち） 大好き おかざき	1 こどもが いきいきと 育つまち 2 家族が ともに 育つまち 3 みんなで こどもを 育てるまち	1 こどもの育ちを支える 2 こどもの成長を切れ目なくサポートする 3 支援が必要なこどもを守る 4 子育て環境をつくる 5 みんなでこどもを守る

推進施策

(1) 総合的な子育て支援の充実	(5) こどもや母親の健康の確保
(2) 子育て支援に関する相談体制・情報提供の充実	(6) 小児医療の充実
(3) 親育ちの支援	(7) 乳幼児期の養育の充実
(4) 保育サービスの充実	
(1) こどもの意見聴取	(5) 未来を拓き、豊かに生きる力を育む教育の充実
(2) 食育の推進	(6) こどもの健やかな体づくり
(3) 思春期保健対策の充実	(7) こどもの居場所づくり
(4) 人間性・社会性を育む体験活動の推進	
(1) 児童虐待防止対策の充実	(5) 定住外国人のこどもに対する支援の充実
(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	(6) いじめや長期欠席などの児童生徒への対策の充実
(3) 社会生活上の困難を抱えた子ども・若者支援	
(4) 特別な支援の必要があるこどもと家庭への支援	
(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
(2) ワーク・ライフ・バランスの実現	
(1) 良質な住宅・居住環境の確保	(3) こどもの交通安全の確保
(2) 安心して外出できる環境の整備	(4) こどもを守るための環境づくり

第４章　施策の展開

基本施策１　こどもの育ちを支える

（1）総合的な子育て支援の充実

現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、保護者への子育ての負担・育児への不安が大きくなっています。このため、こどもを育てやすい環境の整備を図るとともに、社会全体が子育ての大切さを認め、積極的に支援することが求められています。
- 若い世代や子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育て、こどもから若者まで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 子育て家庭・こどもの状況に応じた情報提供や相談支援、教育・保育や母子保健、小児医療、居場所の充実など、こどもとその家庭に対する一体的・総合的な支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。

方向性

- 子育て家庭を社会全体で支える取組を推進し、子育て家庭の孤立や子育ての負担感の解消を図ります。
- 様々な事由により、こどもの養育にかかる支援が必要な家庭に対し、適切なサービスが利用できるよう支援を行います。
- 妊娠期から子育て期、こどもに対する切れ目のない支援に資するサービスの内容精査、メニューの充実について絶えず検討します。
- 家庭や職場、地域で一人ひとりが子育てを支えていく取組に関する啓発を進め、「社会全体で子育てを支える」機運を醸成します。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
子育て家庭優待事業 【こども育成課】	事業者、地域、行政との連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する取組を進めます。18 歳未満の子どもを持つ子育て家庭や妊娠中の方に配布する「はぐみんカード」を協賛店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示することにより、事業所が独自に設定する割引やサービスなどの特典を受けることができます。
ファミリー・サポート・センター事業 【こども家庭センター】	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進します。

事業名【担当課】	事業概要
子育て短期支援事業 【こども家庭センター】	保護者が病気や出産、看護などで養育が一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設や里親宅で児童の養育を行います。
産前産後ホームヘルプサービス 【こども家庭センター】	妊娠中及び出産後の家庭にヘルパー等を派遣して、家事や育児の支援を行います。
子育て支援センター事業 【保育課・総合子育て支援センター】	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流の場としてプレイルームを提供し、子育て相談、子育て情報の提供、サークル支援等を行います。
つどいの広場事業 【保育課・総合子育て支援センター・ふくし相談課】	就学前の子どもをもつ保護者とその子どもが気軽に集い交流できる場所の提供と育児相談を行います。
地域子育て支援拠点運営補助 【保育課】	親子療育の実績のある事業者によるつどいの広場（地域子育て支援拠点事業）及び一時預かり事業に対し、運営費の一部を補助します。
子育て広場事業 【保育課・総合子育て支援センター】	保育園の園庭や保育室の一部を開放して、遊びの場を提供するとともに子育て相談にも応じます。
子育て支援の会 【総合子育て支援センター】	地域の民生委員・児童委員を中心に活動する子育て支援の会に、貸出物やふれあい遊びの提供や活動紹介を行います。
子育て人材バンク 【総合子育て支援センター】	子育てに関する技能や知識を生かしたい団体や個人の登録バンクの運営を行います。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
ファミリー・サポート・センター事業 延べ利用人数（就学前児童／小学生）	3,845人／4,848人	4,864人／3,636人
子育て支援センター事業利用者数	47,434人	47,500人
つどいの広場事業利用者数	53,940人	54,000人

（2）子育て支援に関する相談体制・情報提供の充実

現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、保護者への子育ての負担・育児への不安が大きくなっています。保護者の育児不安を軽減できるよう、気軽に相談することができ、必要な情報が得られるよう、相談体制や情報提供の充実を図る必要があります。
- 市民意識調査によると、妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて、「子どもの育て方やしつけ方」が最も高くなっており、身近な地域における専門的な支援も含めたよりきめ細やかな相談、情報提供などが求められています。

方向性

- 母子健康手帳や各種ガイドブック、ＳＮＳ配信などを通じて、こどもの成長に合わせて役立つ情報を提供し、育児不安の軽減を図るとともに、内容の充実に努めます。
- 総合的な相談・支援体制の充実を図り、利用者の利便性の向上を図るとともに、相談・支援拠点間の円滑な情報共有・連携体制を整えます。

■すくすく情報紙

■岡崎市子育てハンドブック

■子育て応援すくすくＬＩＮＥポスター

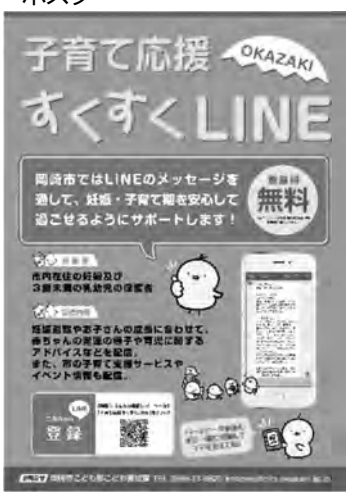

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
子育て支援情報発信 【こども育成課】	子育てに関する市の情報（支援制度や各種相談窓口、子育て関連施設など）をわかりやすく１冊の情報誌にまとめた「子育てハンドブック」の子育て家庭への配布及び妊婦及び０～３歳未満の子を持つ保護者とその家族を対象に、こどもの成長に合わせた子育て情報を提供する「子育て応援すくすくＬＩＮＥ」の配信を行います。
すくすく情報紙発行 【総合子育て支援センター】	市内の子育て情報を中心に、わらべうた、子育てコラムなど、子育てに役立つ情報を毎月発行します。
子育て支援団体情報の提供 【こども育成課】	地域における子育て支援活動のより一層の推進を図るため、子育て支援活動を行う団体の子育て世帯への情報提供及び団体相互の交流・連携を推進する取組を進めます。
民生委員児童委員協議会関連 【地域福祉課】	地域の見守り活動や子育て支援活動を通じて、子ども子育てに関する相談や支援を行います。
岡崎げんき館つどいの広場事業（子育てアドバイザー） 【保健政策課】	子育てアドバイザーによる子育て相談を受けるとともに子育て親子が自由に遊べる場も提供しています。また近隣の大学生を始めとするボランティアを活用し、子育て支援に関わる人材の育成にも取り組んでいます。
岡崎げんき館サークル活動支援業務 【保健政策課】	地域で活動する子育てサークルを支援するため、サークル運営に関するアドバイスをするとともに、各サークル活動の情報発信の場を提供しています。
利用者支援事業 【総合子育て支援センター・こども家庭センター】	子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を図ります。
地域子育て相談機関 【総合子育て支援センター】	総合子育て支援センターなどにおいて、全ての子育て世帯などが身近に相談することができる相談機関を整備します。
すくすくテレホン 【総合子育て支援センター】	就学前のお子さんの子育て相談に応じ、助言や情報提供等を行います。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
子育て支援情報発信LINE登録者数	3,936人	4,200人
子育て支援団体登録団体数	42団体	45団体

（3）親育ちの支援

現状と課題

- 家庭は子育てや教育の出発点となる場所であり、こどもの健やかな成長のためには、保護者自身が家庭教育の重要性を理解し、こどもの育て方・しつけ方を学ぶことができる環境が重要です。
- 親同士がつながり、心にゆとりを持って子育てができるよう、地域の親や子が集い、交流を深めることを通じて、学び、支え合える環境づくりが求められます。
- 子ども・若者調査によると、安心できる場所の上位に「自分の家」や「自分の部屋」が挙がっており、家庭はこどもにとって最も身近で大切な居場所であるといえます。そのため、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことが重要です。

方向性

- 子育て講座や体験型妊婦教室など、保護者や親子を対象とした各種講座や教室等を開催し、親としての学びの機会を提供します。また、父親の育児参加を促す取組を進めます。
- 地域の市民活動団体や子育てサークルとの連携により、子育て家庭を地域で支えるとともに、保護者の子育て力の向上が図られるよう、地域の子育て支援ネットワークづくりを進めます。
- 地域の親子が集い、交流できるような場や子ども会などの活動を通じて、親同士の交流機会の拡充を図ります。
- こどもにとって居心地のよい家庭環境を築くことができるよう、家庭環境の改善に資する取組を進めます。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
子育て講座 【総合子育て支援センター】	総合子育て支援センター・地区子育て支援センター・つどいの広場において、子育てに役立つ様々な講座を開催します。
家庭教育推進 【社会教育課】	「家庭の日」の周知、子育てに関する悩みを解消するための子育て講座の開催など、各種の家庭教育事業を展開しています。
体験型妊婦教室 【こども家庭センター・健康増進課】	妊婦及びその御家族が安心して出産・育児に臨むことができるように、妊娠中の生活、父親・母親としの心構えや、育児などについての情報提供を行います。
プレママ・プレパパ ようこそ 【総合子育て支援センター】	総合子育て支援センターにおいて、初めての妊娠中のプレママとその家族対象に、館内の見学・子育て支援情報を紹介する教室を開催します。

事業名【担当課】	事業概要
初めてママのためのひろば 【総合子育て支援センター】	総合子育て支援センター、地区子育て支援センターにおいて、初めての子育てをしている親子が一緒に遊んだり情報交換したりするひろばを開催します。
ようこそ岡崎 ～転入ママの集い～ 【総合子育て支援センター】	総合子育て支援センターにおいて、市外から転入してきた子育て中の親子を対象に、岡崎市の子育て支援情報を紹介し、質問会・座談会を開催します。
パパのためのひろば 【総合子育て支援センター】	総合子育て支援センターにおいて、パパのためのひろばを開催します。
サークル育成・支援 【総合子育て支援センター】	総合子育て支援センター、地区子育て支援センターにおいて、サークルの運営支援、活動の場や貸出物・制作物の提供、遊びの提供などを行います。
親子交流の拠点 （子育て支援センター事業） 【保育課・総合子育て支援センター】	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流の場としてプレイルームを提供し、子育て相談、子育て情報の提供、サークル支援等を行います。
親子交流の拠点 （つどいの広場事業） 【保育課・総合子育て支援センター・ふくし相談課】	就学前の子どもをもつ保護者とその子どもが気軽に集い交流できる場所の提供と育児相談を行います。
市民活動支援 【市民協働推進課】	地域交流センター等で子育て支援団体を含む多様な主体が協働した事業を行うことで、参加団体の連携の強化を図り、市民活動の活発化・定着化を目指します。
地域福祉活動費補助 【ふくし相談課】	市民の自主的な参加と協力により、地域福祉推進のため、子育て支援や安全安心を含めた地域の見守りを中心とした活動を支援します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
子育て講座開催回数／年	54回	54回
体験型妊婦教室来場者数	367組	380組

（4）保育サービスの充実

現状と課題

- 働く母親の増加など子育て家庭を取り巻く社会環境の変化により、子育て支援に関するニーズは多様化しています。行政や事業者はもとより、地域の様々な担い手により、こどもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。
- 低年齢児の保育ニーズの増加や時間外保育や休日保育、一時預かり事業など、市民生活の変化に対応した多様な保育サービスが求められています。
- 保育園・認定こども園等の職員の業務負担の増加が課題となっています。職員が一人ひとりのこどもに向き合えるようにし、保育サービスの充実を図るには、専門人材の確保や賃金・労働条件の改善、職員の専門性向上が重要です。

方向性

- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、第５章に掲げる整備計画を着実に進め、こどもと保護者の両方が心身ともに健やかに過ごすことができるよう支援環境を整えます。
- こどもを第一に考えた適切なサービスを提供するため、国の基準を超える保育士の配置を行います。また、研修制度の充実、施設設備・運営やカリキュラムについて公私立保育園・認定こども園で同一の処遇を行い、教育・保育の質に配慮した環境を整備します。
- 保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職や保育園における潜在保育士の活用を支援します。

■保育等の実施

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
保育等の実施 【保育課】	保護者の就労などの理由で保育が必要な場合に保護者に代わり保育を行う保育園、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園で教育・保育を行います。
延長保育の実施 【保育課】	保育所等において、通常保育時間を超える保育ニーズに対応するため、延長保育を実施します。

事業名【担当課】	事業概要
休日保育事業 【保育課】	保護者の勤務などに伴う日曜日や祝日の保育ニーズに対応するため、休日において保育を実施します。
一時預かり事業 【保育課】	保護者の就労、病気、出産又は育児疲れの解消などのために、保育園において一時的に子どもの保育を行います。
病後児保育 【保育課】	症状の急変は認められないものの病気の回復期にあり、集団保育の困難な子どもを専用スペースにおいて一時的に預かります。
病児保育 【保育課】	症状の急変は認められないものの病気の回復期に至らない場合に、集団保育の困難な子どもを専用スペースにおいて一時的に預かります。
私立保育園 運営費の助成 【保育課】	私立保育園に対し、運営費の一部を補助します。
私立認定こども園 運営費の助成 【保育課】	私立認定こども園に対し、運営費の一部を補助します。
小規模保育事業所 運営費の助成 【保育課】	小規模保育事業所に対し、子育て支援事業に係る経費等の一部を補助します。
認可外保育施設 運営費の助成 【保育課】	認可外保育施設に対し、運営費の一部を補助します。
保育園園舎整備 【保育課】	老朽化した保育園園舎等の整備を行い、幼児教育・保育の機能や環境の向上を図ります。
保育士支援センター 【保育課】	保育士経験のある方や保育士資格を持ちながら働いていない方などの就職を支援します。
岡崎げんき館 病後児一時託児 【保健政策課】	病後回復期にある子ども（生後６か月から小学校３年生まで）を、日中（月～金、８～16時）預かります。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
保育園等の待機児童数	19人（R6.4.1現在）	０人

（5）こどもや母親の健康の確保

現状と課題

- 核家族化の進行等により子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増加しています。
- 妊娠・出産・子育てを通じて困ったこと悩んだことについて、市民意識調査によると「子どもの発育・発達状況」、「子どもの健康」、「妊娠時の体調の変化や健康管理」、「出産時の不安」を選択した割合は前回調査時から増加しており（24 頁参照）、多くの保護者は、妊娠や出産、子育ては、身体・精神的負担が大きく、子どもの病気や成長に対して不安を感じています。
- 妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、こどもが心身ともに健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで、切れ目のない一貫した母子保健施策の充実が求められています。

方向性

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業」等と子ども・子育て支援法の「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を実施します。
- 妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握して継続的な支援につなげます。
- 産後の母の心身の不調を早期に把握し、安心して子育てができるよう、健康診査と産後ケア事業を実施するとともに、母子の健康を確保するため、周産期関係の市内医療機関等と連携した支援を行います。
- 妊娠・出産・育児に関する相談の場として、妊産婦、乳児を対象とした健康相談やこころの健康相談を実施するなど、不安を解消するための支援に努めます。
- 乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、速やかに指導を行い、必要に応じて専門医による相談など、事後指導相談体制の充実に努めます。
- 様々な機会をとらえて、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発活動を行います。

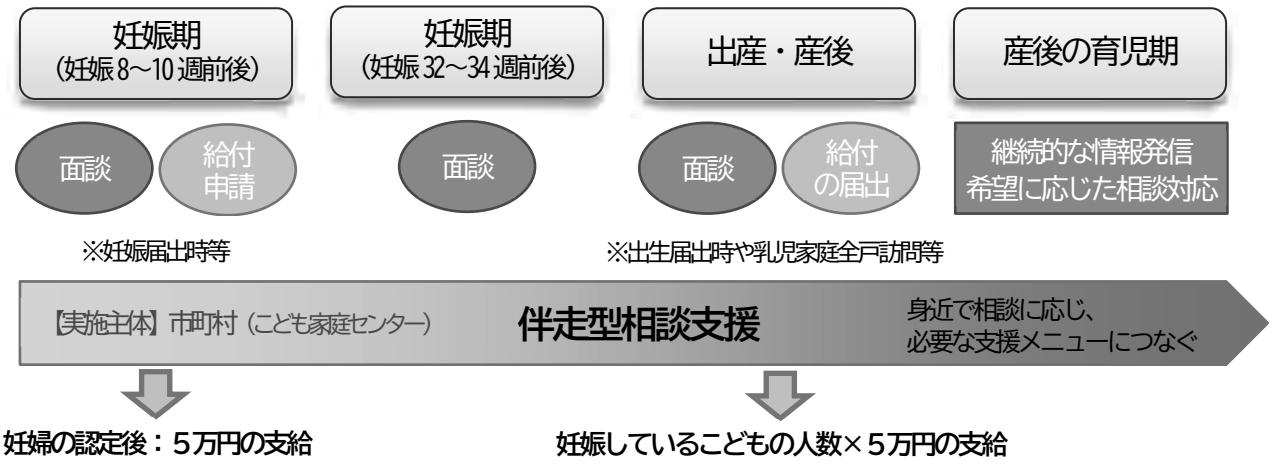

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
不妊専門相談センター運営 【健康増進課】	不妊症看護認定看護師による不妊・不育専門相談、保健師等による不妊・不育症に関すること、不妊治療と仕事の両立に関することの相談及び不妊治療、不育症検査に関する情報提供を行います。
妊婦等包括相談支援事業 【こども家庭センター】	児童福祉法に基づき、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。
妊産婦・乳幼児健康診査 【こども家庭センター・健康増進課】	母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進並びに異常の早期発見や早期治療を促すため適切な時期に健康診査を実施します。発達に関しては専門医による再健康診査（１歳６か月児健康診査事後）の実施など、健康診査事後支援に努めます。
妊産婦・乳幼児保健指導 【こども家庭センター・健康増進課】	妊娠届出時面接から始まる、アセスメントを実施し、相談や指導、適切なサービス情報を提供します。対象となる妊産婦・乳幼児等については妊娠期から支援をし、健やかな妊娠・出産・育児が迎えられるよう関係機関と連携し妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施します。また、妊産婦・乳幼児健康診査で継続観察が必要とされた場合には、事後支援や相談対応に努めます。
産後ケア事業 【こども家庭センター】	出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。
助産扶助 【こども家庭センター】	保健上で入院助産を受ける必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産費用を負担できない妊産婦に対し、助産施設において入院出産できるよう援助を行います。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
妊産婦・乳幼児健康診査 母子健康手帳、妊産婦・乳児健康診査受診票の早期（妊娠週数11週までの）交付率／再健康診査受診率	95%／95%	95%／95%
妊産婦・乳幼児保健指導 妊娠届出時面接実施率／産科医療機関からの連絡ケースへの支援実施割合	99%／100%	99%／100%

（6）小児医療の充実

現状と課題

- 小児医療は、こどもの健やかな成長と、子育て家庭の育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。
- 乳児健康診査や予防接種の個別化、小児救急医療に関する情報提供などの取組により、本市では乳児期からかかりつけ小児科医を持つ保護者の割合が増加しています。この流れを継承しつつ、関係機関との連携により、安心して受診できる体制を整備していくことが求められます。

方向性

- ホームページによる周知、母子健康手帳における各種相談窓口一覧表の掲載、こどもへの感染防止と愛知県の小児救急電話相談の周知など、小児医療の正しい知識と受診に向けた取組を進めます。
- かかりつけ小児科医の普及を図るとともに、引き続き安心して受診できる環境づくりを関係機関との連携により進めます。

■子どもの急病ガイドブック表紙

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
救急医療 利用適正化対策 【保健政策課】	市民が救急医療サービスを適正に利用するための各種事業を実施します。 ・救急医療の適正利用に関する市民啓発 ・岡崎幸田救急医療対策懇話会の開催 ・救急医療に関する情報収集と分析

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
救急医療利用適正化対策子どもの急病ガイドブックの周知	紙配布　12,000冊	100%電子化

（7）乳幼児期の養育の充実

現状と課題

- 乳幼児期の遊びは発達の基礎を築き、精神的な成長を促す上で重要な役割を果たします。こどもが興味・関心を持ち、こども自身の主体的な活動を引き出す取組が求められます。
- 乳幼児期の成長は家庭での養育が基盤となります。家庭と幼稚園・保育園・認定こども園などが協力・連携しながら、こどもの生きる力の基礎を培い、その力を育み、健やかな育ちを支えることが重要です。

方向性

- 各幼稚園・保育園・認定こども園を取り巻く地域の自然・社会環境や建学の精神、保育理念などに基づく特色を活かし、こどもが興味・関心を持ち、こども自身の主体的な取組を引き出せる教育、保育を展開します。
- 遊びの実践について幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修を充実させ、教育・保育の質の向上を図ります。
- 市内の幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校が、それぞれの教育の独自性と連続性を理解し合いながら、交流や連携を図ります。
- 安全な教育・保育環境を確保するため、乳児の睡眠中や食物アレルギーへの配慮、校外活動時の安全管理等、こどもの年齢に応じた活動内容に留意し、重大な事故の発生防止に取り組みます。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
保育士・保育教諭の研修 【保育課】	保育士・保育教諭に対して研修会や講演会を開催し、保育の質の向上を図ります。
私立幼稚園教員の研修 【保育課】	私立幼稚園の教員研修事業に対し、経費の一部を補助します。
保育園・こども園職員向け保健講習会 【保育課・総合子育て支援センター】	普通救命講習会、水遊び対応講習会等を行い、園児の緊急時に対応できる職員の育成を図ります。
保育園保健連絡会議 【保育課・総合子育て支援センター】	保育園と園医が連携し、保育園児の健康と安全を確保します。
園保健会 【保育課・総合子育て支援センター】	保育園・こども園・幼稚園職員と園医が集まり、園児の健康と安全の確保ができるように情報共有を図ります。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
園保健会開催回数	1回	1回

基本施策２　こどもの成長を切れ目なくサポートする

（1）こどもの意見聴取

現状と課題

- 社会とのかかわりの中で、こどもが自由に意見を表明することができる機会や場は限られています。
- こども基本法は、こども施策の実施等においてこどもの意見を反映するために必要な措置を講じることを国や自治体に義務付けています。
- こどもの状況やニーズをより的確にふまえ、こども施策を実効性のあるものとするため、積極的にこどもの意見を聴く機会を設けることが必要です。

方向性

- 多様なこどもが自由に意見を表明できるよう、様々な手法や機会を組み合わせてこどもの意見表明・参画を推進します。
- 多様な手段や経路を活用して、こどもの意見表明・参画の機会の周知を図ります。
- 既存の事業や仕組みを生かし、こどもの市政への参画を推進します。
- こどもが安心して意見を表明できる環境づくりを進め、意見反映の結果の適切なフィードバックを行います。

■おかざきこども会議

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
おかざきこども会議 【こども育成課】	「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを大切にするため、こども自身が市の施策について話し合う「おかざきこども会議」を開催します。
こんな岡崎市だったらいいな♪ 【こども育成課】	市内在住・在学・在勤の18歳までのかたから自由に意見を募集します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
おかざきこども会議開催数	令和６年度開始事業	１プロジェクト

（2）食育の推進

現状と課題

- 食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育む食育は生きる上での基本であり、こどもの健やかな成長にとって不可欠です。
- こどもや親が食育に関する正しい知識を習得できる機会や情報提供を行うとともに、家庭や学校・園、地域などで食育を広く推進することが求められます。

方向性

- 保育園・幼稚園・認定こども園、学校における農業体験や、保育園での行事食や郷土料理、小中学校での給食提供などを通じて、食への関心を高める取組を進めます。
- 児童生徒への給食は、食材や調理方法などを工夫し、栄養のある給食を提供します。また、食材に岡崎市産の米や野菜、果物、味噌を使用するなど、地産地消を推進します。

■第4次岡崎市食育推進計画表紙

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
食育推進 【保健政策課】	令和５年３月に策定した第４次岡崎市食育推進計画に基づき、「食育」に関する施策を総合的、計画的に推進します。
行事食・郷土料理の提供 【保育課】	地産地消など食育を推進するため、保育園・こども園の給食に季節の行事食や郷土料理を提供します。
アレルギー除去食の提供 【保育課】	各保育園の実情に応じて可能な範囲で個々のレベルに合わせた除去食を提供します。
学校給食の提供 【教育政策課】	児童生徒が身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期に栄養のバランスのとれた学校給食を提供することで、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、学校給食を通じた食育を推進します。
地産地消の推進 【学校給食センター】	学校給食の食材に岡崎市産及び愛知県産の食材を使用することで、地産地消の推進を図ります。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
食育推進健康 食育だより発行回数／食育推進協働事業実施数	3回／7回	3回／増加 ※令和８年度目標値
学校給食における地場産物の使用割合（愛知県内産青果物（金額ベース））	39.8%	45.0%

※第４次食育推進計画 計画期間　令和５年度～令和８年度

（3）思春期保健対策の充実

現状と課題

- 心や体の発達にとって重要な時期である思春期においては、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する正しい知識の習得が必要です。
- 本市では、若年出産や 10 代の性感染症罹患者が減少しないことが課題となっています。
- 将来の親となる世代が家庭の大切さや生命との関わりについて理解を深められるよう、思春期からの保健施策が重要です。

方向性

- 保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、自分や生命を大切にする心を育てる教育を推進するとともに、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する個々の情報選択能力の向上を図ります。
- 生命の教育とあわせて、年代に合わせた性の正しい知識を伝えていくことにも努め、性感染症や望まない妊娠を防ぐために、関連機関との連携を強化します。
- 次世代の親となるこどもには、家庭科の授業や職場体験などを通じて乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の大切さ、家庭の役割等への理解を深めるなど、こどもや家庭の大切さを知るための機会を拡充します。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
出前講座 「生と性の健康教育」 【健康増進課】	対象者に合わせていのちの大切さ、生と性についての健康教育を実施します。
薬物乱用防止啓発 【生活衛生課】	薬物乱用防止教室やその他の講習会、街頭キャンペーンなどにより、薬物についての知識を周知するとともに、薬物乱用防止を啓発します。
エイズ・特定感染症関連 【生活衛生課】	HIV 感染症・エイズ及び特定感染症（性感染症・ウイルス性肝炎）のまん延防止等のため、正しい知識の普及啓発、検査及び相談対応を実施します。
感染症予防啓発 【生活衛生課】	感染症法に基づき感染症の発生動向を把握し、感染症に関する注意喚起・情報提供を行うことで感染症の発生及びまん延を防止します。
予防接種業務 【ワクチン接種推進室】	予防接種法に基づき、定期予防接種として子宮頸がん予防接種を実施します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
出前講座「生と性の健康教育」実施回数	21回	21回
薬物乱用防止啓発 薬物乱用防止教室開催回数	32回	35回
エイズ・特定感染症関連 予防啓発講座の受講者数／性感染症検査受検者数	2,348人／482人	2,500人／700人

（4）人間性・社会性を育む体験活動の推進

現状と課題

- 地域社会のつながりの希薄化などにより、人としての基本的な人間性や社会性を築き上げていくことが、これまでに比べ難しくなっています。このような状況を踏まえ、こどもたちが様々な体験活動を通じて、豊かな人間性や創造性を育む機会をつくることが求められています。
- 都市化の進展に伴い、こどもたちの遊びにも変化が見られ、自然離れが進んでいます。外遊びをすることが少なくなったこどもたちが自然を感じ、環境に対する理解を深めることができる機会を提供していくことが必要です。

方向性

- ボランティアなどの地域貢献活動や芸術・文化・歴史などに触れる機会、野外での自然体験、木に対して理解を深める木育や動物とふれあう機会など、多様な体験活動の充実を図り、広い視野を持ち、豊かな人間性や社会性を養う取組を進めます。
- 乳児期に絵本の楽しさを届ける「ブックスタート」、中央図書館や地域図書室、幼稚園・保育園・認定こども園などでの読み聞かせ活動、小中学校での読書推進の取組など、「子ども読書活動推進計画」に基づき、本に親しむ取組を進めます。

■動物愛護啓発事業（自由研究イベント）

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
姉妹友好都市交流 【多様性社会推進課】	岡崎市では、現在、海外３都市と姉妹友好提携をしており、周年をはじめとして訪問団の相互派遣が行われています。本業務活動は、訪問団の受入・派遣等の交流を行います。（姉妹都市：アメリカ・ニューポートビーチ市、スウェーデン・ウッデバラ市、友好都市：中国・呼和浩特市）
親子造形センター事業 【岡崎地域文化広場】	「おかざき世界子ども美術博物館」の教育機能と連動させ、誰でも気軽に創作活動が行えるように制作の指導をすることで、創作活動を通して、親と子の心のふれあいや、子ども同士の友情を深める機会を提供します。

事業名【担当課】	事業概要
岡崎げんき館 子育て関係教室 【保健政策課】	子育て中の親子を対象とした各種教室や季節のイベントなどを開催しています。
おかざき自然体験の森 【環境政策課】	里山の良好な自然環境を保全し、環境教育の推進を図るため、市民及び市民活動団体等と行政のパートナーシップによる『市民参加型の環境教育拠点』を目指し、市民活動団体又は市主催による自然体験プログラムを実施します。
少年自然の家 【少年自然の家】	少年を自然に親しませ、自然の中での集団生活、集団活動等を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬し、健全な少年の育成を図ることを目的とする社会教育施設です。市内の小学５年生の「山の学習」を始め、小学校・中学校の教育計画に基づく活動及び引率者のある少年団体を対象に、自然の中で集団宿泊生活の機会を提供します。
環境啓発業務 【環境政策課】	岡崎市環境基本計画の環境目標５「環境を考え実践するまちに」に基づき、市民・事業者の環境意識を向上させ、市民、事業者、市が一体となって環境問題に取り組むため、環境教室・環境学習等の啓発事業を実施します。
ホタル学校 【中山間政策課】	岡崎市ホタル学校条例に基づき、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化等を図ること及び、ホタルを通じて市民一人ひとりが自然との共生を考え、行動することができるよう環境教育及び環境学習の推進を図るための場所を提供します。
動物愛護啓発 【動物総合センター】	動物愛護精神の啓発、動物とのふれあいを通して命の大切さを感じ学ぶことができる機会を提供します。
東公園動物園 【動物総合センター】	動物とふれあう機会など体験活動や、共生する生きものについて考えるイベントを通じて、豊かな人間性や社会性を養います。
１日消防士体験 【消防本部予防課】	小・中学生を対象に１日消防士体験を実施することで、消防署が社会の中で担っている役割を学びます。また、体験者一人一人が協調性を持ち、一つの体験に取り組むことでチームワークを養い、より良い人間性を育むことを目指します。
地球温暖化防止活動支援 【ゼロカーボンシティ推進課】	岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づく各事業を推進します。
総合検査センター こども教室等開催 【総合検査センター】	「夏休みこども教室」等の開催を通じ、環境に関する周知や環境保全に対する関心の向上を図ります。（新型コロナウイルス感染症対策で令和２年度から令和５年度まで休止）
水に関する市民啓発 【上下水道局総務課】	浄水場見学や出前講座を活用して、水道の安全性や下水道の重要性を伝えるとともに、水の大切さについて周知啓発を図ります。
ブックスタート実施 【中央図書館】	親子が「ことば」を通したあたたかな時間をわかちあうきっかけづくりとして、市内に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を開く体験と一緒に絵本の楽しさを届けます。
児童読書活動支援 【中央図書館】	市内小中学校や特別支援学校、保育園等を対象に、学校や園及び子どもたちのニーズに応じた資料を選書して提供することで、すべての子どもが読書に親しむ環境整備の支援をします。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
おかざき自然体験の森 おかざき自然体験の森施設入場者数	19,470人	22,000人
ホタル学校入場者数	12,168人	14,000人
動物愛護教室等開催クラス数	52クラス	50クラス

（5）未来を拓き、豊かに生きる力を育む教育の充実

現状と課題

- 一斉型授業からの脱却、個に応じた学習展開、主体的・対話的で深い学びなど、学び方の多様化が進み、様々な形態の教育が生まれています。技術革新に伴い、ものの見方・考え方が変容して行く中で、これからの時代を生きるこどもたちに必要な能力を習得させることが求められています。
- 少子高齢化の進行、国際化の進展、性の多様性への関心の高まりなどこどもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。それぞれの教育的ニーズを把握し、多様な社会に対応した、きめ細やかな指導・支援を行うことが求められています。
- 児童生徒が予測できない未来社会をたくましく生き抜き、自己実現を目指していくために、「岡崎版ＧＩＧＡスクール構想」に基づき、ＩＣＴを主体的に活用し、新たな価値を創造していく力が求められています。

方向性

- 「岡崎市学校教育等推進計画」に基づき、予測できない社会変化に主体的に向き合い、未来を拓き、豊かに生きていく力を育んでいけるよう、社会の急激な変化に対応した学校教育を、地域社会・家庭と連携・協働しながら推進していきます。

■タブレット型情報端末導入

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
国際理解教育・英語教育振興【学校指導課】	グローバル化が加速する国際社会において、外国の人々と相互理解を図ることができるコミュニケーション能力の育成が求められています。外国語指導助手と小学校英語支援員の配置により、英語教育の充実を図り、将来にわたって国際社会で活躍できる子供の育成を図ります。
科学技術・理科教育振興【学校指導課】	夏休みの理科自由研究で優秀なものを全市小中学校から出品し、岡崎市小中学校理科作品展を開催することにより、児童生徒の科学に対する興味関心を高めるとともに、科学的に追究する態度や能力を育みます。
少人数学級実施【学校指導課】	市立小学校における少人数学級（32 人学級プロジェクト）を実施し、きめ細やかな教育の実現に向けた環境整備を推進します。

事業名【担当課】	事業概要
特色ある学校づくり推進 【学校指導課】	創意工夫を生かした「特色ある学校づくり」を進めることによって、地域に開かれた学校・信頼される学校づくりの推進を図ります。また、地域や学校、児童生徒の実態に合わせた活動を通して、「豊かな人間性」を備えた児童生徒の健全育成を図ります。
タブレット型情報端末導入業務 【教育政策課】	政府方針を踏まえた本市独自の「岡崎版 GIGA スクール構想」のもと、１人１台タブレット端末の整備を行い、日常的な利活用を通じて、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善や学び方改革を推進します。
生徒市議会 【学校指導課】	中学生の質問・提案に対し、市長や担当部長が答弁する会議を実施します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
市立小学校における少人数学級（32 人学級プロジェクト）を実施するための市費任期付採用教員の採用試験合格者数	6人	欠員が生じないように採用を行います。
特色ある学校づくり事業実施校	67校	67校

（6）こどもの健やかな体づくり

現状と課題

- 近年、こどもの体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の課題が指摘されています。
- 健康的な体づくりを進めるためには、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむことができる環境づくりと、適切な生活習慣を身につけるための健康教育の推進が必要です。

方向性

- スポーツ少年団への支援、こども向けの教室や大会、イベント等の充実などを通して、こどものスポーツ活動の機会を充実させます。
- 地域のスポーツ指導者の確保、育成に努め、地域全体でこどものスポーツ振興に取り組む体制づくりを支援します。
- 生涯を通じて健康に過ごせるよう、こどもたちへの健康教育を推進します。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
子どものスポーツ活動の機会の充実【スポーツ振興課】	子ども向けのスポーツ教室や大会、イベント等の充実、さらにはスポーツクラブなどを通して、子どものスポーツ活動の機会を充実させます。
地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくり【スポーツ振興課】	地域のスポーツ指導者の確保・育成や、地域のスポーツイベントを支えるなどして、地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくりを支援します。
スポーツを通じた子どもの夢や生きがいの形成【スポーツ振興課】	子どもが夢や生きがいをもてるよう、トップレベルのスポーツを観戦する機会を提供します。
園医の配置【保育課・総合子育て支援センター】	保育園・こども園に園医を配置し、園児の健康と安全を確保します。
保育園・こども園定期健康診断【保育課・総合子育て支援センター】	保育園・こども園で定期健康診断を実施し、園児の健康管理を行います。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくり各学区の事業参加者数	33,185人	30,000人

（7）こどもの居場所づくり

現状と課題

- 地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、こども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、こどもが地域コミュニティのなかで育つことが難しくなっています。
- 小学校就学後の放課後、長期休暇に児童を預かる受け皿が共働き世帯のニーズを満たす形で整っていないことにより、「小１の壁」などの問題が生じています。
- 孤独や孤立への不安、児童虐待、貧困、長期欠席、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所が必要とされています。
- 子ども・子育て調査によると、留守家庭児童が増加するなか、小学生児童の保護者の約７割がこどもが家で１人又は兄弟だけで過ごすことに不安を感じると回答しています。

方向性

- 多くの小学生児童が利用する放課後児童健全育成事業や全ての学区で実施している放課後子ども教室を充実し、小学生の安全・安心な居場所の確保を図ります。
- 小学校就学後の放課後等の児童に対するサービスの待機児童の解消を目指した環境整備を進めます。
- こどもが安心して過ごすことができるよう、身近で、かつ、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

■放課後子ども教室

クリスマスカードづくり

ドッジボール大会

プラ板工作

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
放課後児童健全育成事業 【こども育成課】	公設の児童育成センターの運営及び運営費補助金の交付による民間放課後児童クラブの経営の安定化により、保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。
放課後子ども教室実施 【こども育成課】	小学生が放課後に過ごせる活動拠点として放課後子ども教室を整備し、地域の方の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動を通じた交流活動を促進します。

事業名【担当課】	事業概要
生活困窮者等のための 地域づくり事業 【ふくし相談課】	住民による互助の取組を活性化させるため、子ども食堂等居場所の確保、地域との連携の仕組みづくりを行います。
子どもの学習・ 生活支援 【子育て支援室】	経済的に困窮する家庭等の子どもに対し、社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止するため、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目的とした学習支援及び学習を通じた居場所の提供等の生活支援を行います。
子ども・若者総合相談 センター（わかサポ） 【社会教育課】	長期間のひきこもりや長期欠席などにより、社会に出ることを難しいと感じている子ども・若者への初期支援（居場所づくり）を行います。また、義務教育終了後も途切れない支援を行うため、相談員が校内フリースクール（Ｆ組）を訪問し、将来的に支援が必要になりそうな生徒を把握します。
児童生徒健全育成 推進 【学校指導課】	子どもの多様性に寄り添った居場所づくりと、個に応じた学びを通した社会的自立を目指し、校内フリースクール（Ｆ組）の設置を進めています。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
放課後児童健全育成事業供給量	3,388人	3,830人

基本施策３　支援が必要なこどもを守る

（1）児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。
- ヤングケアラーは、こども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があり行政課題となっています。
- こどもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待は、こどもの体や心を深く傷つけ、こどもの健やかな育ちを阻害する人権侵害です。
- 虐待を受けているこどもや支援を必要とする家庭を早期に発見し・適切な保護や支援を図るとともに、未然に発生を防止する取組を重点的に行っていく必要があります。

方向性

- 乳児家庭全戸訪問やこんにちはおかざきっこ訪問で児童の安全を確認するとともに、養育状況を把握し、虐待の予防及び早期発見に努めます。
- 教育、医療、福祉、介護等の多機関と協力して子どもと家庭の状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、連絡してもらうよう連携を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会で関係機関相互の連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見・早期対応に努めます。
- 医療機関や教育機関等の関係機関と連携して市民への児童虐待防止の啓発に努めます。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
養育支援訪問事業 【こども家庭センター】	養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等の専門職がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言等を行います。
子育て世帯 訪問支援事業 【こども家庭センター】	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止します。
親子関係 形成支援事業 【こども家庭センター】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
児童虐待防止啓発活動（チラシ配布等）	35,000世帯	45,000世帯
児童虐待防止啓発活動（関係機関研修等）	147施設	150施設

（2）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

現状と課題

- こどもの貧困は、子どもの権利条約が示す生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を奪うものであり、こどもの生活習慣、健康管理、学習意欲、自己肯定感の低下など、様々な影響を及ぼします。
- 貧困が世代を超えて連鎖し社会から孤立することがないよう、生まれ育つ環境に左右されることなく全てのこどもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるとともに、現在の当事者の状況に応じた支援を行い、将来に向けて個人の希望が叶えられる環境を実現する取組が必要です。
- ひとり親家庭の保護者は、一人で生計を維持し、こどもの養育や教育を担うことから、様々な悩みを抱え込みやすいため、経済的・精神的に自立した生活が営めるよう支援が必要です。

方向性

- 経済的に困窮する世帯のこどもたちに対し、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図り、高校進学を目指す学習の支援を行うとともに、イベント等の開催によりこどもの社会的自立を促すなど学習の場を通じた居場所を提供します。また、保護者に対してこどもの学習・生活の助言を行うことで、貧困の連鎖の防止を図ります。
- 生活困窮世帯に対して、学用品費や給食費などの就学に必要な費用や、児童クラブや教育・保育施設を利用するために必要な費用に対して助成する等、経済的な負担軽減を図ります。
- こどもの孤立を防止し、こどもの健やかな成長や居場所づくりの一環として、こどもたちが地域の人たちと一緒に食事をする子ども食堂や食糧支援等の活動に協力します。
- ひとり親家庭等が直面している困難を解消するため、経済的な支援を行うとともに、生活の支援、養育費の確保を含む相談・情報提供の充実を図ります。また、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。
- 家庭の経済状況を原因として、こどもの自尊感情や将来への意欲の低下など教育機会の格差が生じることを防ぐため、児童生徒への就学援助やひとり親家庭等への就学資金の貸付や学習の支援など、こどもの教育に関する支援のために必要な施策を推進します。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
子どもの学習・生活支援 【子育て支援室】	経済的に困窮する家庭等の子どもに対し、社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止するため、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目的とした学習支援及び学習を通じた居場所の提供等の生活支援を行います。

事業名【担当課】	事業概要
児童扶養手当の支給 【子育て支援室】	両親又は父親もしくは母親がいない（父又は母が重度障がい者を含む）18 歳到達年度末までの児童の養育者（所得制限有り）に手当を支給します。
遺児手当支給 【子育て支援室】	岡崎市遺児手当条例に基づき、両親又は父親若しくは母親がいない（父又は母が重度障がい者を含む）18 歳到達年度末までの児童の養育者（所得制限有り）に手当を支給します。
母子父子寡婦 福祉資金貸付 【子育て支援室】	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母、父、寡婦等に対して生活の安定や児童福祉の増進のための貸付けを行います。
就学援助・特別支援教育 就学奨励費 【学校指導課】	・学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な経費の一部を援助します。 ・岡崎市特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、学校教育法施行令第 22 条の３に規定する障がいの程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ補助金を交付します。
母子家庭等 医療費助成 【医療助成室】	ひとり親家庭などの父又は母と子に、医療費の自己負担分を助成します。
生活困窮者等のための 地域づくり事業 【ふくし相談課】	住民による互助の取組を活性化させるため、子ども食堂等居場所の確保、地域との連携の仕組みづくりを行います。
母子・父子相談 【子育て支援室】	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の就労、教育費、養育費や各種手当・制度等に関する相談を通じて自立に向けた支援を行います。
母子家庭等 就業自立支援 【子育て支援室】	ひとり親家庭等の自立促進のための就業等の相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供を行います。
高等学校卒業程度 認定試験合格支援 【子育て支援室】	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその児童が、より良い条件での就職や転職のために高等学校卒業程度認定試験合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。
母子・父子家庭自立支援 教育訓練給付金支給 【子育て支援室】	母子家庭の母又は父子家庭の父が、主体的な能力開発に取り組むことで就業し、経済的自立ができるよう支援するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など教育訓練講座受講料の一部を給付金として支給します。
母子・父子家庭自立支援 高等職業訓練促進給付金支給 【子育て支援室】	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利で、かつ生活の安定につながる資格取得を促進するため、養成訓練の受講期間中の生活の経済的負担軽減のため、給付金を支給します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和 11 年度）
子どもの学習・生活支援参加者のうち、進学を希望する中学３年生の進学率	100%	100%
母子・父子家庭自立支援高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	50%	100%

（3）社会生活上の困難を抱えた子ども・若者支援

現状と課題

- 家庭や家族の形態、親の就業状況、個人のライフスタイルは多様化しており、被虐待児童、こどもの貧困、ひとり親家庭、定住外国人のこども、いじめの被害児童や長期欠席児童など、様々な困難を抱え、特別な配慮を必要とするこどもが増加しています。
- 貧困、虐待、障がい、長期欠席、ひきこもり、外国にルーツがあるこども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱えるこどもや若者とその家庭への支援は、こどもの未来を切り拓くために不可欠です。
- 子ども・若者調査によると、小中学生・高校生以上の年代ともに、困ったときやつらいと思ったときに相談できる人や場所がなく、誰にも悩みを相談せずに抱え続けている人が数%存在することが明らかとなりました。誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる体制の構築が求められます。

方向性

- 社会生活を営む上で、子ども・若者が抱える多様な困難・課題に対応したきめ細かな支援を実現するため、庁内の関係部署、行政機関、団体、地域との協力・連携を図り、相談・支援体制の充実に努めます。
- 誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援につなげられるよう、相談体制の充実を図ります。悩みごとや不安を抱える人が相談にたどり着けるよう、様々な機会・媒体を活用して相談機関・窓口の周知に努めます。
- 困難を抱える子ども・若者の自立に向け、年齢や制度により支援が途切れることのないよう、包括的な支援、伴走型の支援の充実を図ります。
- 市内の児童養護施設等で暮らすこどもが安定した人間関係の築ける家庭的な環境で生活が送れるよう、愛知県が取り組む児童養護施設等の小規模化・地域分散化や里親等への委託の推進など、社会的養育の体制整備を進める方策に協力します。

■岡崎市子ども・若者総合相談センター（わかサポ）

岡崎市子ども・若者総合相談センター
wakaSapo
わかサポ

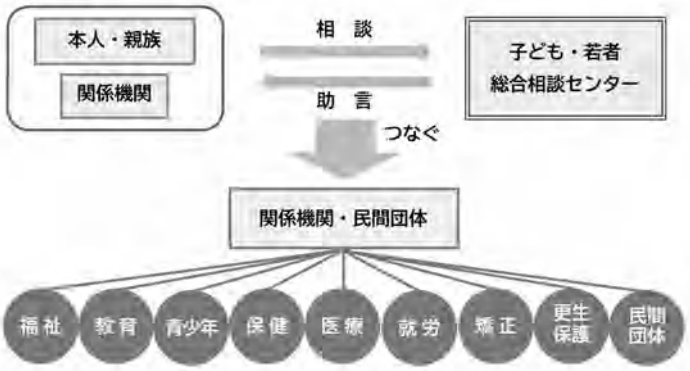

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
子ども・若者支援 地域協議会 【社会教育課】	ニート、ひきこもり、長期欠席等の社会生活を営む上での困難を抱えた子ども・若者への支援を行うため、支援機関同士のネットワーク体制の充実を図ります。
子ども・若者総合相談 センター（わかサポ） 【社会教育課】	長期間のひきこもりや長期欠席などにより、社会に出ることを難しいと感じている子ども・若者への初期支援（居場所づくり）を行います。また、義務教育終了後も途切れない支援を行うため、相談員が校内フリースクール（Ｆ組）を訪問し、将来的に支援が必要になりそうな生徒を把握します。
メンタルヘルス専門相談・ 精神保健福祉相談 【健康増進課】	心の健康に関する相談や受診に関する相談、思春期・青年期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患に関連する相談、ひきこもり、依存症等の相談に応じます。
ひきこもり家族教室・家族会 【ふくし相談課】	ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりに関する知識や社会資源、当事者への対応の仕方等を学び、家族が社会生活から孤立することを防ぎ、同じ困難を抱える家族の相互理解や情報交換を通して、支え合い、学び合うことができるひきこもり家族教室、ひきこもり家族会を実施します。
自殺予防対策 【健康増進課】	「第２次いのち支える岡崎市自殺対策計画」に基づき、自殺に対する正しい知識の普及、問題を抱えた人が適切な相談窓口につながるための相談先の周知、ゲートキーパー養成講座等について、「若年層」「労働関係」「生活困窮者」等の対象者に合わせた内容で実施します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
子ども・若者総合相談センター（わかサポ） 初期支援延べ利用者数／Ｆ組訪問回数	140人／187回	180人／187回
自殺予防対策ゲートキーパー養成講座受講者数	1,745人	2,000人

（4）特別な支援の必要があるこどもと家庭への支援

現状と課題

- 障がい児やその家族が、身近な場所で、日常生活や社会生活を送るために必要な自立支援・機能訓練などきめ細かいニーズに対応した支援を受けることができる体制づくりが求められています。
- 発達に心配のあるこどもやその家族が、発達段階に応じたきめ細やかな支援を受けることができる体制づくりが求められています。
- 医療的ケアを日常的に必要とするこどもやその家族が、適切な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができる体制づくりが求められています。
- 早期の段階からさまざまな機会や交流を通じ、障がいや病気の有無にかかわらず、互いに支えあい活動できる環境づくりを進めていく必要があります。

方向性

- 本市における障がい者施策の基本的指針として、一体的に策定された「第５次岡崎市障がい者基本計画」、「第７期岡崎市障がい福祉計画・第３期岡崎市障がい児福祉計画」に基づいて、特別な支援が必要なこどもに安定したサービスを提供します。
- 特別な支援が必要なこどもや家族の支援体制、相談体制の充実・強化を図ります。
- 特別な支援が必要なこどもや家族に対し、関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施します。特に発達に心配があるこどもに対しては、早期発達支援システムを運用し、必要な支援を必要な時期に提供します。
- 学校及び保育園・幼稚園・こども園での受け入れ体制づくりを推進します。

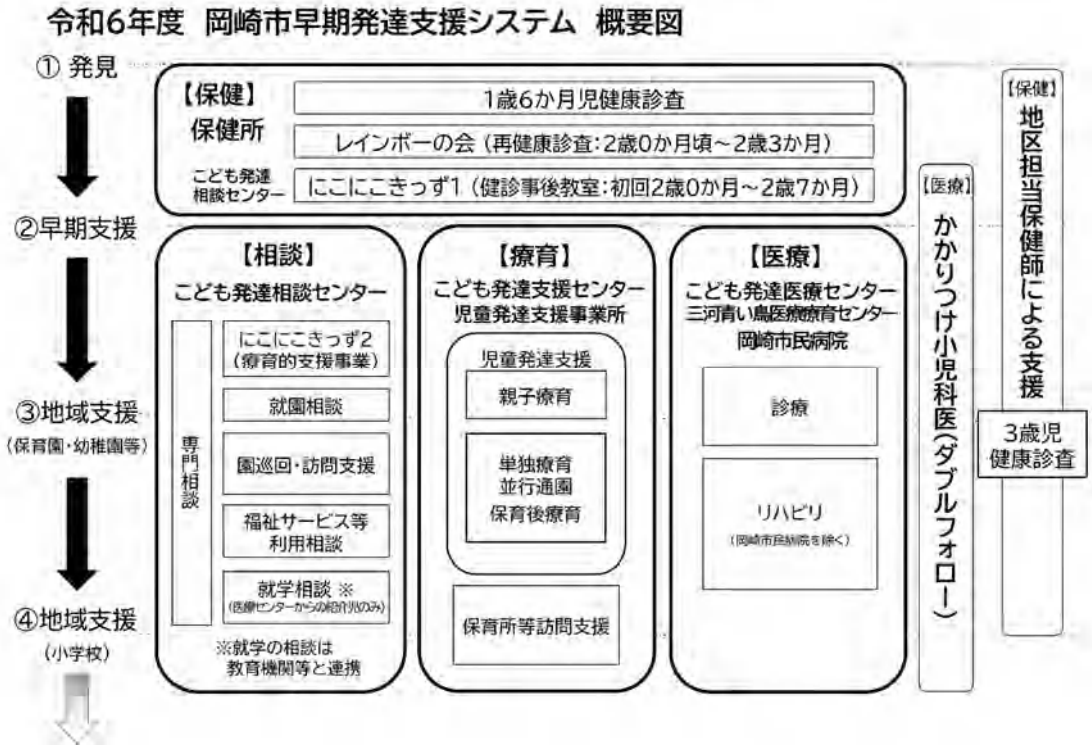

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
障がい児福祉計画の推進 【障がい福祉課】	計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。
次世代育成支援対策施設整備事業 【障がい福祉課】	計画等に基づき、障がい児施設等の整備を促進し、障がい児に対するサービスの充実を図ります。
補装具費支給 【障がい福祉課】	身体の機能障がいを補うための補装具の購入又は修理に要する費用についての補装具費の給付と、身体障がい者手帳の交付の対象とならない 18 歳以下の軽・中等度難聴児に対する補聴器の購入又は修理に要する費用を助成します。
心身障がい者福祉扶助料 【障がい福祉課】	身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者に心身障がい者福祉扶助料を支給します。
特別児童扶養手当の支給 【障がい福祉課】	日常生活に常時特別な介護が必要な最重度障がい者（児）に対して手当を支給します。
日常生活用具費支給 【障がい福祉課】	在宅の重度の障がい児・者が自力での日常生活を送ることができるよう、日常生活用具費を支給します。
自立支援医療（育成医療）費給付 【障がい福祉課】	障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療）の支給認定を行い適切な医療給付が受けられるようにすることで、身体障がいの軽減を図ります。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の重症心身障がい児・者、知的障がい児・者、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図り、もって障がい児・者の福祉の向上を図ります。
障がい児通所支援 障がい児相談支援 【障がい福祉課】	障がい児通所支援及び障がい児相談支援を給付することで、サービスが受けられる機会を提供します。
障がい者医療助成 【医療助成室】	心身障がい児（者）の医療費の自己負担分を助成します。
小児慢性特定疾病医療給付・日常生活用具給付 【健康増進課】	対象となる疾病の治療について、医療費の公的な支援を行います。必要に応じて、日常生活用具を支給します。（障害福祉サービスによる日常生活用具の支給対象のかたは除きます。）
特別支援教育就学奨励 【学校指導課】	学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な経費の一部を援助します。

事業名【担当課】	事業概要
障がい者自立支援協議会 専門部会 【障がい福祉課】	障がい者自立支援協議会の場を活用し、相談支援をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、障がい児・社が地域生活を送ることができるよう体制整備に取り組みます。（専門部会：こども発達支援専門部会、医療的ケア児支援専門部会）
特別支援教育推進活動事業 【学校指導課】	障がいのある児童生徒の就学前から中学校卒業後までを見通した関係諸機関との情報共有や支援における連携など、教育支援体制の充実を図ります。
発達に心配のある未就学児の地域支援の推進 【こども発達相談センター・障がい福祉課・健康増進課・保育課】	「早期発達支援システム」の評価・検証等により、発達に心配のある未就学児の地域支援の推進を図ります。
こども発達相談センター 専門相談 【こども発達相談センター】	発達に心配のある主に６歳（小学校入学前）までの子どもとその保護者に対し、公認心理師等が発達に関する相談に応じ、必要な支援の提案や対応方法の助言をします。
健診事後教室 （にこにこきっず１） 【こども発達相談センター】	レインボーの会（１歳６か月児健康診査の再健康診査）で精神発達面の継続支援が必要であると判断された子どもとその保護者に対し、親子遊びや集団遊びを通じて支援方針を検討し、子どもの発達に合った対応の仕方や社会資源の活用も踏まえた保護者支援を行います。
療育的支援事業 （にこにこきっず２） 【こども発達相談センター】	就園前の発達に心配のある子どもとその保護者に対し、小集団による教室を通して、みんなで遊ぶ楽しさを経験し、社会性を育む場の提供と保護者支援を行います。
個別の教育支援計画（みどりのファイル）の利用推進 【学校指導課・障がい福祉課】	障がい児に個別の教育支援計画（みどりのファイル）の利用を推進し、保護者や関係機関の間で成長過程や支援の内容の情報共有を図ります。
医療的ケア児への看護支援 【保育課・総合子育て支援センター】	保育園・こども園に通園する医療的ケア児に対し、看護職員が医療的ケアを実施します。
医療的ケア児の災害時 個別支援計画の策定 【健康増進課】	医療的ケア児のうち、人工呼吸器や吸引器等の電源が必要な医療機器を使用している児について災害時個別支援計画を策定し、事前の備えの啓発や災害時の安否確認を行います。
特別支援教育推進 （医療的ケア児の支援） 【学校指導課】	インシュリン注射や導尿など、医療的なケアが必要な子供が小中学校で学べる取組を進めます。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
気になる子のうち就学前に支援につながった子の割合	86%	86%以上

（5）定住外国人のこどもに対する支援の充実

現状と課題

- 外国人の定住化が進み、より身近な存在になったことで、日本人市民と外国人市民双方が、互いに地域社会を支える主体であるという認識を広く共有することが重要です。
- 外国人世帯を対象とした子育て・生活支援情報の提供など、平等に支援を受けられる環境の整備が求められます。

方向性

- 外国人のこどもとその世帯が地域内で円滑に共生し、かつ、安定した生活を将来にわたって送れるよう、日本人との交流を創出する取組を進めます。
- 使用言語により情報弱者となることがないよう、情報伝達の最適化を心がけるとともに、日本語能力を育てるための施策を推進します。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
定住外国人のこども に対する支援の充実 【多様性社会推進課】	外国人のこどもとその世帯が地域内で円滑に共生し、かつ、安定した生活を将来にわたって送れるよう、日本人との交流を創出する取組を実施・支援します。
外国人相談 【多様性社会推進課】	岡崎市には約 70 か国 14,000 人の外国人市民が居住しています。その外国人市民が地域の一員として安心して暮らすことができる環境を築くため、多言語に対応した相談窓口を設置するとともに、市が作成する行政文書の翻訳をします。
帰国・外国人児童生徒 教育支援 【学校指導課】	日本語指導・教科指導、生活指導等の充実を図るため、日系及び外国籍児童生徒の日本語教育のための講師を派遣します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和 11 年度）
相談等対応可能言語数	14 言語	14 言語
日本語教育講師派遣回数	384 回	400 回

（6）いじめや長期欠席などの児童生徒への対策の充実

現状と課題

- こどもの心に深い傷を負わせるいじめは、誰にでも起こりうることを十分認識し、「人間として絶対に許されない」行為であるという前提のもと、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する必要があります。
- 家庭・学校・地域社会など、全ての関係者が協力して、児童生徒一人ひとりに寄り添った適切な支援を積極的に進める必要があります。
- 誰一人取り残さない学びの保障と社会的自立に向けて、長期欠席児童生徒に対する様々な学びや相談の場の確保・充実を図るとともに、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりが求められます。
- いじめを受けたり、長期欠席の児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、適切な情報提供や相談・支援を受けられる環境づくりが必要です。

方向性

- 岡崎市いじめ防止等のための基本指針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。また、いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、教育委員会の諮問に応じて、岡崎市いじめ問題対策委員会を開催し、その対策の推進についての調査審議を行います。
- いじめや長期欠席に悩む児童生徒に対し、教育相談センターへの臨床心理士の配置や、各学校へのスクールカウンセラーの配置などの相談体制を維持し、きめ細やかな支援を行います。
- 悩みを抱える児童生徒や保護者を対象にした電話相談を周知し、利用促進を図ります。
- 長期欠席等対策連絡協議会において、長期欠席に対する支援のあり方を検討し、医療機関を含めた関係機関の連携を推進します。
- いじめの早期発見・早期対応、未然防止や長期欠席の減少につなげるため、小学校４年生以上と中学生を対象に生徒の意欲や疎外感等の心の状況を把握する心理検査を実施します。
- 少年非行の早期防止のため、市内の巡回を行い、必要な指導・善導を行います。
- 学生や教職員向けのゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーへの理解や必要性の認識を深めるよう取り組みます。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
児童生徒健全育成推進 【学校指導課】	「岡崎市いじめ防止等のための基本指針」に基づき策定した「STOP the いじめアクションプラン」の運用をすすめ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

事業名【担当課】	事業概要
スクールソーシャルワーカー・臨床心理士の配置 【学校指導課】	いじめ・長期欠席等の諸課題に早期対応するとともに、児童生徒の健全育成のために、スクールソーシャルワーカー・臨床心理士を配置し、支援体制を整えています。
長期欠席者等相談 【学校指導課】	長期欠席の児童生徒やそれに悩む保護者や学校関係者に対し、教育相談センターの臨床心理士等と校外フリースクールである「ハートピア岡崎」が連携し、学校生活に困り感を抱える子どもたちが、再び元気を取り戻し、学校生活に戻ることができるように支援を行います。
児童生徒健全育成推進 【学校指導課】	子どもの多様性に寄り添った居場所づくりと、個に応じた学びを通した社会的自立を目指し、校内フリースクール（Ｆ組）の設置を進めています。
青少年健全育成支援 【社会教育課】	学校や地域と青少年の健全育成に関する情報共有を行うとともに、ゲームセンターや大型店舗などを巡回する街頭補導活動を実施し、青少年の非行防止や早期発見に努めています。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
スクールソーシャルワーカー／臨床心理士の配置数	15人／３人	拠点校型配置数の増員を鑑みて、配置総数を増員します。
校内フリースクール設置校数	20校	長期欠席者数等の状況を鑑み、小学校の設置拡大を検討していきます。

基本施策４　子育て環境をつくる

（1）子育て家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

- 若年層が経済的に苦しい状況に置かれ、経済的な理由により理想のこどもの数を持つことをためらう子育て世帯も多く、少子化の一因にもなっていることが指摘されています。
- 市民意識調査によると、子どもを安心して産み育てられる環境として市に期待する施策について、「子育てにかかる経済的な負担の援助」が最も高くなっています（25 頁参照）。
- 経済的支援や住宅環境の優遇により、子育てに対する負担感を軽減し、子育てを諦めない社会づくりを進めることが必要です。

方向性

- 幼児教育・保育の無償化、児童手当の支給、妊産婦健康診査の補助、妊婦のための支援給付、こどもにかかる医療費の助成、民間児童クラブ利用者育成料補助制度、私立高校の授業料補助制度など、教育・子育ての経済的負担の軽減のため制度の適切な利用、費用の支給を行います。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
幼児教育・保育の無償化 【保育課】	３歳～５歳までの保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設などの利用料を無償化します。
子育て支援施設等利用料給付事業（認可外保育施設） 【保育課】	幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する保育の必要性のある子どもを対象に利用料相当額を支給します。
子育て支援施設等利用料給付事業（多様な集団活動） 【保育課】	幼児教育・保育の無償化に伴い、多様な集団活動事業の実施施設に通う子どもを対象に利用料相当額を支給します。
子育て支援施設等利用料給付事業（私立幼稚園） 【保育課】	幼稚園児のうち年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び小学校第３学年終了前の子どもを起点として第３子以降の子どもの保護者に対し、実費負担した副食費相当額を補助します。
児童手当の支給 【子育て支援室】	児童手当法に基づき、対象児童の養育者に手当を支給します。
妊婦のための支援給付 【こども家庭センター】	児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

事業名【担当課】	事業概要
子ども医療費助成 【医療助成室】	中学校卒業までの入院及び通院及び 18 歳到達年度末までの入院に係る医療費自己負担部分を助成します。
民間児童クラブ利用者 育成料補助 【こども育成課】	民間児童クラブ利用者に対し補助金を交付することで、公立の児童育成センター育成料と民間児童クラブ保育料の格差の是正を図ります。
私立幼稚園 健康診断補助事業 【保育課】	私立幼稚園児の定期健康診断事業に対し、健診料などを補助します。
私立幼稚園 教育振興関係補助事業 【保育課】	私立幼稚園に対し、図書費や教材費などを補助します。
私立高校等授業料補助 【教育政策課】	私立高等学校等に在籍する者の保護者等、授業料を負担している者に対する授業料を補助します。

（2）ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

- 出産・育児を機に就業を中断する女性が一定数存在しており（19 頁参照）、女性が就業の継続を希望する場合は、十分に能力を発揮し、活躍できるように支援していく必要があります。
- 共働き世帯が増加する中、特に父親の育児・家事参加が重要となっています。仕事と子育ての両立を可能にする保育サービスなど、行政によるこども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備など、事業者による「働き方改革」を通じて、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していくことが重要です。
- 市民意識調査によると、育児休業を取得している母親の割合が 46.2%に対して父親で 16.3%と大きく乖離があります（23 頁参照）。取得しなかった理由について、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高いのに対し、父親では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高く、女性の就労継続への支援の充実とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた一人一人の意識改革が必要となっています。
- 市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの必要性を認識している企業が増加した一方、「職場環境の悪化」や「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」ことがワーク・ライフ・バランス推進の障害となっていると回答した企業が増加しました。

方向性

- 「ウィズプランおかざき」に基づき、企業に対し働き方の見直しなどワーク･ライフ･バランスに関する啓発や、男性の家庭生活への参画を促進します。
- 女性が働き続けられる支援や再就職支援を行います。
- 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組もうとする市内事業者を支援するため、社会保険労務士等の専門家によるアドバイザー派遣を行います。
- 県内市町村と協働し、毎月 19 日を子育て応援の日「はぐみんデー」とするなど、子育て家庭を支援する機運を向上させる取組を進めます。
- 仕事と家庭を両立させながら働くことのできる職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、広く紹介する「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」への積極的な登録を促すため、制度の紹介や啓発活動を行います。

■岡崎市版父子手帳

■おかざきパパマイスター養成講座

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
女性活躍推進 【多様性社会推進課】	岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、女性を対象にしたセミナー等の実施や市内事業者へのアドバイザー派遣等を行うことで、職業生活を始めとしたあらゆる分野での女性の活躍を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進の支援を行います。
男女共同参画推進 【多様性社会推進課】	岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画講座の実施や啓発資料の作成・配布等を行うことで、家庭や職場などあらゆる分野で、男女共同参画を推進します。
男性の家事・育児参画の推進 【こども育成課】	子育てに役立つ情報を伝える「おかざきパパマイスター養成講座」の開催及び本市独自の父子手帳の制作・配布等により、男性の家事・育児参画の機運を高め、「パパもママもみんなで子育てを楽しむことができる環境づくり」を目指します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
男女共同参画推進 講座受講後のアンケートで「男女共同参画について理解が深まった」と回答した人の割合	60.1%	75.0% ※令和7年度目標値
男性の家事・育児参画の推進 パパマイスター認定者数（累計）	36人	150人

※ウィズプランおかざき（第5次岡崎市男女共同参画基本計画）計画期間　令和3年度～令和7年度

（3）仕事と子育ての両立のための基盤整備

現状と課題

- 市民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が子育ての喜びや自己実現、社会参加を通じた生きがいを実感しながら仕事を続けられる社会をつくる必要があります。
- 結婚・出産による女性の離職は依然多く、仕事に偏重した生活を送る男性が多いことによる、男性の家事・育児への参加の遅れといった点も課題となっています。
- 仕事と子育て、家族の介護などを両立可能にするための環境を整備する必要があります。
- 近年、０歳児のこどもの保護者が、保育園等への入園時期を考慮して、取得中の育児休業を途中で切り上げたりしている状況を踏まえ、保育事業等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要です。

方向性

- 柔軟な働き方が選択できるよう、保育園の増改築に伴う定員の見直しや幼稚園のこども園化など、低年齢児の保育ニーズに対応する仕組みづくりに取り組みます。
- 放課後児童健全育成事業等の拡充により、仕事と子育ての両立を図れるよう環境を整えます。
- 就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設などを利用できるよう、産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
女性活躍推進 【多様性社会推進課】	岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、女性を対象にしたセミナー等の実施や市内事業者へのアドバイザー派遣等を行うことで、職業生活を始めとしたあらゆる分野での女性の活躍を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進の支援を行います。
育児休業後の 職場復帰の支援 【保育課】	育児休業終了に伴う保育園等の入園申込みについて、選考になる場合は保育所利用調整基準により加点します。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
女性活躍推進 市内におけるあいち女性輝きカンパニー認証企業数の合計／女性活躍推進セミナー開催数	67社／11回	30社／4回 ※令和7年度目標値

※ウィズプランおかざき（第５次岡崎市男女共同参画基本計画）計画期間　令和３年度～令和７年度

基本施策５　みんなでこどもを守る

（1）良質な住宅・居住環境の確保

現状と課題

- 子育て世帯は、経済的な負担や生活環境の不安定さなどの困難を抱えていることがあり、安定した住まいを確保する必要があります。また、市営住宅においても、子育てしやすい居住環境を整備する必要があります。
- 結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう、「利便性」や「低廉な住宅価格」などの希望に応えられる住宅供給を促進することに加え、地域の住まい・居住環境の魅力を発信していくことが必要です。

方向性

- 子育て世帯が住宅に関する正確な情報を得られるよう、関係部局を通じて市営住宅の空き情報、子育てしやすい住宅、住宅取得に当たっての情報を提供します。
- 子育て世帯が、適正な規模の住宅に居住できるよう、市営住宅の建替え時などに、子育て世帯の優先入居制度を活用します。
- こどもを産み育てやすい環境をつくるため、利便性が高い、経済的に無理のない負担で生活できる、子育てにおいて支援の期待できる親世帯との同居・近居など、若者や子育て世帯に向けた住まい・居住環境の供給を推進します。
- 結婚や出産を機に住宅を取得する傾向が多く見られるため、防音性や省エネルギー性能、防犯性に優れた良質な共同住宅の供給を推進するとともに、新婚世帯が住宅を取得しやすい施策を展開します。
- 子育て世帯が子育てしやすい住宅へ円滑に住み替えられるよう、住宅の情報提供、入居の支援及び居住の安定などの居住支援を行います。

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
住まい・居住環境に関する情報提供【住宅計画課】	若年・子育て世帯に対して住まいに関する支援や子育て環境の情報を発信します。
子育て世帯の優先入居制度【住宅計画課】	市営住宅において、子育て世帯の優先入居を図ります。
子育て世帯の所得制限の緩和	市営住宅において、15 歳までの子を扶養する世帯を裁量世帯として扱い、入居時の所得制限を緩和することで入居の促進を図ります。
子育て世帯への居住支援【住宅計画課】	住宅困窮の子育て世帯に対して居住支援を行います。

（2）安心して外出できる環境の整備

現状と課題

- 妊産婦や乳幼児の期間が一時的であることから、子育て期、とりわけ妊産婦や乳幼児連れの外出に対する社会的支援や施設のバリアフリー化などの取組は必ずしも十分ではありません。また、家の中にこどもと２人で閉じこもってしまう孤立した子育てが社会的な問題となっています。
- 子育て家庭が外出しやすい環境を整え、社会との接点をもち、子育てを楽しむ心のゆとりを持てるような社会づくりを進めていく必要があります。

方向性

- おむつ替えや授乳のできる公共施設や民間店舗の情報提供を行います。
- 市が実施するこどもを対象とするイベント開催時には、専用スペースを設置し、おむつ替えや授乳がしやすいよう配慮します。また、市内で開催されるイベントに、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるよう、授乳・おむつ替え用のテント等を希望する団体に貸し出します。
- 屋外で思いきり遊ぶことができる場所や、子育て家庭が安心して外出できる場を提供します。全天候型のこどもの遊び場など、子育て家庭のニーズに応えられるよう充実を図ります。
- 安全・安心な歩行空間の整備や交通バリアフリー化の施策を進めるとともに、愛知県との協働などを通じて、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めます。

■おむつ替えテント

■おはなし会の様子（中央図書館）

主な推進事業

事業名【担当課】	事業概要
おむつ替えや授乳のできる施設の情報提供、授乳・おむつ替え用のテント等の貸し出し【こども育成課】	市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして授乳・おむつ替え用テント等を貸し出すことで、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを促進し、子育て支援を推進します。
わんパーク【中山間政策課】	岡崎市わんパーク条例に基づき、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図るとともに、子供が、豊かな自然と触れ合い伸び伸びと安心して遊ぶことができ、かつ、自然の恵みを学び、自然を身近で大切に感じる心を育むための場所を提供します。さらに、リモートワークやワーケーション環境を整備し子育てしながら仕事ができる場所を提供します。
公園等の管理【公園緑地課】	都市公園・児童遊園・こども広場など様々なひとが憩える公園の維持管理を行っています。
南公園整備事業【公園緑地課】	家族が笑顔になれる公園を基本コンセプトに、天候を気にせず遊べる大屋根付き広場や屋内遊戯施設の設置、プールに替わる新たな水遊び場など、令和９年度のリニューアルオープンに向けた整備を行っています。
中央図書館管理運営【中央図書館】	子ども図書室では授乳室やおはなしのへやもあり、子連れでも安心して過ごすことができ、落ち着いて本に親しむことができます。
岡崎げんき館利用者向け一時託児【保健政策課】	げんき館を利用する方向けに、最大３時間、未就学児までの託児の受け入れをしています。
岡崎げんき館プレイルーム/プレイホール【保健政策課】	子どもが自由に遊べる場を提供しています。プレイルームでは保育カリキュラムの提供もしています。

（3）こどもの交通安全の確保

現状と課題

- 愛知県は、車の保有台数、道路の総延長、運転免許保有人口など統計的にも自家用車依存度が高く、重大な交通事故の発生が非常に多い状況が続いています。
- 本市においても、横断歩道上でこどもが巻き込まれる事故などが発生しており、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉える意識を広げる取組が求められます。

方向性

- 交通事故の発生事例の分析を踏まえた道路施設・設備の改良や交通安全の啓発・教育など、学校、警察、道路管理者等の関係者が連携し、ハード・ソフト両面による交通安全対策を推進します。
- 一人ひとりの交通社会における意識の向上により事故防止を図れるよう、こどもの成長に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。

主な推進事業

事業名	事業概要
交通安全の高揚事業 【防犯交通安全課】	市民の交通安全意識を高めるための交通安全教育を、地域や老人クラブ、幼稚園、保育園と協力して行います。
交通安全指導 【防犯交通安全課】	市民の交通安全意識を高めるための交通安全教育を、地域や老人クラブ、幼稚園、保育園と協力して行います。
交通少年団育成補助 【防犯交通安全課】	子どもの交通事故の急増という背景の中で、子どもを事故から守る地域運動として結成された交通少年団の活動に対し補助金の交付を行います。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
交通安全教室実施回数	167回	160回

（4）こどもを守るための環境づくり

現状と課題

- こどもが健全に育っていくためには、こどもの安全が保障されていることが前提であり、日常生活における事故や危害を防ぐ防犯対策は欠くことのできない重要な取組です。こどもや女性、高齢者などの弱者が犯罪の被害者となることが多く、社会的な問題になっています。
- こどもが事故や犯罪に巻き込まれないか、こどもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が増加しています。子ども・若者調査によると、インターネット空間で危ない目にあったことがあるとの小中学生の回答もみられました。
- こどもが安全で健やかに過ごすことができ、保護者が安心してこどもを送り出せるよう、地域が一体となって犯罪や事故が起こりにくい環境づくりに取り組んでいくことが求められます。
- 万一、こどもや女性、高齢者が犯罪に巻き込まれてしまった場合は、本人の長期にわたる心理的、身体的な悪影響を与えるだけでなく、その家族や地域社会全体にまで大きな影響を及ぼすため、本市では、地域が一丸となって犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、令和４年１月８日に都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」を宣言しています。

方向性

- 学校における不審者侵入訓練や体験型防犯教室を警察と連携して実施し、「自分の身は自分で守る」という防犯意識の高揚を図ります。
- 地域の見守り活動を実施している自主防犯活動団体への支援や警察と連携した「子ども 110 番の家」の推進、防犯情報メールマガジンやＳＮＳによる不審者情報等の迅速な発信・情報共有を行います。
- 学校等と連携して被害防止教育を実施するとともに、こどもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用して、地域社会全体でこどもの安全を見守る体制の充実を図ります。
- インターネットに起因するこどもの犯罪被害等を防止するため、保護者に対して啓発活動を実施します。また、こどもに対する情報モラル教育の取組によりこども自身が加害者とならないよう情報モラルの向上を目指します。
- こどもの火に対する意識を養い、火災予防への意識を高めるとともに、地域住民に対し防災意識の高揚と防火思想の普及に努めます。
- 風水害や地震など、いざというときにこどもを守るためのリスク管理、対応として、災害時要配慮者等への支援、子育てや教育の現場における業務継続計画の策定、訓練など、防災体制の充実に努めます。

■少年消防クラブ指導・育成

主な推進事業

事業名	事業概要
防犯意識の高揚事業 【防犯交通安全課】	地域の見守り活動を実施している自主防犯活動団体への継続的な支援を実施するとともに、「自分の身は自分で守る」防犯意識の醸成を図ります。
情報モラル出前講座 【視聴覚ライブラリー】	児童生徒や保護者・教員、一般市民を対象に情報モラルに関する講習会を行います。ネットトラブルに関する情報提供や注意喚起により、子ども自らが被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの向上を目指します。
少年消防クラブ指導・育成 【消防本部予防課】	少年少女を中心とした防火・防災活動に携わる機会を作り、生活の中に“火災予防”の意識の醸成を図ります。

数値目標

項　　目	現状値（基準年度）	目標値（令和11年度）
防犯講座等の開催数	110回	110回
情報モラル出前講座回数	25回	25回

第５章　子ども・子育ての環境整備

１．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市が設定する教育・保育提供区域については、以下の「教育・保育提供区域の設定の考え方」を踏まえ、第２期計画に引き続き、本庁・支所区域の８区域（以下「行政区域」とする。）を基本とします。

なお、放課後児童健全育成事業のようにより小さな単位での想定が適切なものや、行政区域をまたいだ広域的な利用実態があるもの、限られた施設で実施しているものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定し、捉えていくこととします。

■教育・保育提供区域の設定の考え方

・教育・保育施設と児童の分布状況を見ると、行政区域において、おおむね供給と利用範囲のバランスが整っていること。
・地域包括ケア計画（介護保険事業計画）においても、介護保険法において日常生活圏域を定めることとされており、行政区域に市域を区分していること。

■各事業と提供区域の考え方

事業等名		区域設定	設定理由
子ども・子育て支援給付	保育事業 ・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業	行政区域	行政区域においては、需要と供給のバランスが比較的取れていることや利用実態として現状に即しているため
	教育事業 ・幼稚園 ・認定こども園	市全域	広域的な利用実態があり、行政区域での区分けが実状に沿っていないため
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	行政区域	保育園、認定こども園、地域型保育事業に合わせた設定が必要であるため
	一時預かり事業	幼：市全域 保：行政区域	幼稚園等と保育園とで、それぞれの区域設定が必要であるため
	地域子育て支援拠点事業	市全域	全行政区域に設置されておらず、また利用定員のある施設でないため
	利用者支援事業	市全域	基本型７施設、こども家庭センター型１施設において実施しているため
	病児・病後児保育事業	市全域	病児保育１施設、病後児保育２施設において実施しているため
	放課後児童健全育成事業	小学校区	小学生が放課後等に通う施設であり、小学校区で実施しているため
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	市全域	１施設において実施しているため
	子育て短期支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	養育支援訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	子育て世帯訪問支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	親子関係形成支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	妊婦等包括相談支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	妊婦に対する健康診査 （妊婦健康診査事業）	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	産後ケア事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	実費徴収に係る補足給付事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため

２．量の見込みの算出と確保の内容の検討

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、2025（令和７）年度を初年度とする５年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、市民意識調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

■量の見込みの算出の流れ

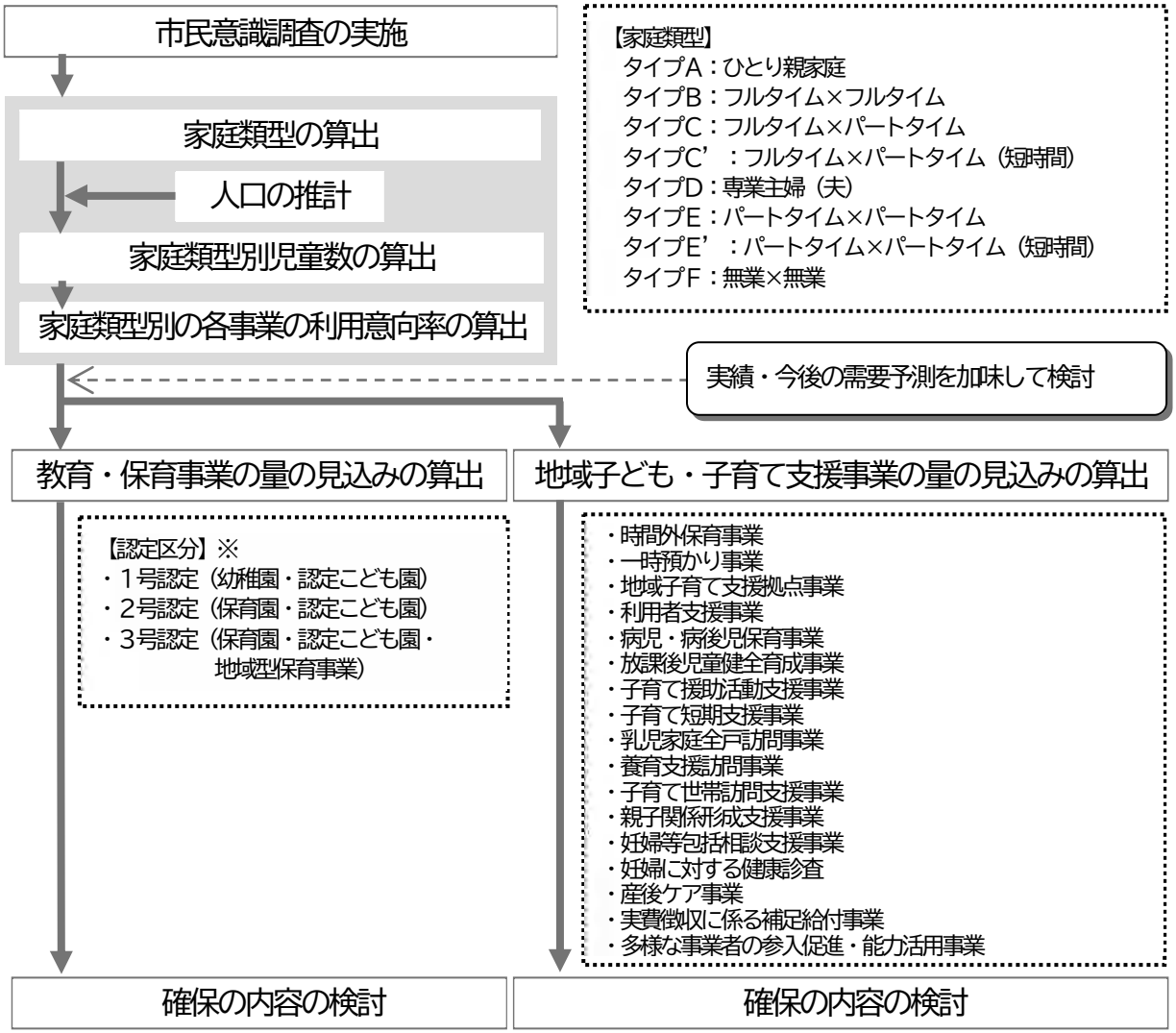

※　認定区分の考え方

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	２号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園	地域型保育事業

３．教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

「①量の見込み」のニーズに応じた「②確保の内容」の定員数を確保できるよう、提供体制を整えていきます。

■教育・保育事業　一覧表

単位（人）

全市合計				計画				
				2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
保育事業	2号認定	3～5歳児	①量の見込み	4,592	4,419	4,253	4,139	4,112
			②確保の内容	5,908	6,008	6,008	6,008	6,008
			②－①	1,316	1,589	1,755	1,869	1,896
	3号認定	1～2歳児	①量の見込み	2,045	2,039	2,102	2,072	2,047
			②確保の内容	2,580	2,610	2,610	2,610	2,610
			②－①	535	571	508	538	563
		0歳児	①量の見込み	239	235	232	230	227
			②確保の内容	339	348	348	348	348
			②－①	100	113	116	118	121
教育事業	1・2号認定	3～5歳児	①量の見込み	3,797	3,653	3,516	3,422	3,400
			1号認定	2,904	2,795	2,689	2,617	2,600
			2号認定	893	858	827	805	800
			②確保の内容	5,813	5,713	5,713	5,713	5,713
			②－①	2,016	2,060	2,197	2,291	2,313

（1）保育事業（保育園・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業）

事業概要	保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。 ▸提供区域 行政区域
施設数	**保育園・認定こども園・地域型保育事業…62 箇所（公立 37・私立 25）** 中央区域…18 箇所 岩津区域…８箇所 岡崎区域…８箇所 矢作区域…９箇所 大平区域…５箇所 六ツ美区域…６箇所 東部区域…４箇所 額田区域…４箇所（保育所型認定こども園２箇所含む。）
現況	2019（令和元）年度から 2023（令和５）年度にかけて、３～５歳児の利用は減少傾向となっている一方で、０～２歳児の利用は増加あるいは横ばいで推移しています。

■利用実績の推移

単位（人）

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
２号認定	３～５歳	5,169	5,152	5,118	4,960	5,053	0.98
３号認定	0歳	209	208	248	248	271	1.30
	１～２歳	2,128	2,065	1,982	1,997	2,056	0.97
合　計		7,506	7,425	7,348	7,205	7,380	0.98

※ 各年度 10 月 1 日現在

①全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

全　体		2025 年度			2026 年度			2027 年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4,592	239	2,045	4,419	235	2,039	4,253	232	2,102
②確保の内容	保育園 認定こども園	5,908	330	2,532	6,008	339	2,562	6,008	339	2,562
	地域型保育		9	48		9	48		9	48
②−①		1,316	100	535	1,589	113	571	1,755	116	508

全　体		2028 年度			2029 年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4,139	230	2,072	4,112	227	2,047
②確保の内容	保育園 認定こども園	6,008	339	2,562	6,008	339	2,562
	地域型保育		9	48		9	48
②−①		1,869	118	538	1,896	121	563

■0～2歳の保育利用率

	2023年度 利用実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
全市	27.4%	29.3%	29.5%	29.0%	29.4%	29.7%

※ 保育利用率は各年度の定員を推計人口で除して算出

提供体制の考え方

● 確保の内容については、既存の保育園の改修や私立幼稚園の認定こども園への移行による定員増を基本として、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

● ０～２歳児の低年齢保育需要に応じて保育園の定員数の見直しなどにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

＜整備計画＞
●保育園の建替え（定員変更）
2027（令和９）年度　　矢作保育園（矢作区域）

●幼稚園の認定こども園化
2026（令和８）年度
私立幼稚園の認定こども園移行により段階的に２・３号定員を増員（大平区域）

② 区域別の量の見込みと確保の内容

■中央区域

単位（人）

中央区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		1,274	69	531	1,215	68	572	1,147	68	633
②確保の内容	保育園 認定こども園	1,688	88	724	1,688	88	724	1,688	88	724
	地域型保育		6	32		6	32		6	32
②−①		414	25	225	473	26	184	541	26	123

中央区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		1,169	67	624	1,220	67	614
②確保の内容	保育園 認定こども園	1,688	88	724	1,688	88	724
	地域型保育		6	32		6	32
②−①		519	27	132	468	27	142

■岡崎区域

単位（人）

岡崎区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		759	39	328	710	38	328	685	38	330
②確保の内容	保育園 認定こども園	839	58	398	839	58	398	839	58	398
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		80	19	70	129	20	70	154	20	68

岡崎区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		657	38	327	654	37	324
②確保の内容	保育園 認定こども園	839	58	398	839	58	398
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		182	20	71	185	21	74

■大平区域

単位（人）

大平区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		419	20	191	426	20	179	419	19	183
②確保の内容	保育園 認定こども園	565	28	227	665	37	257	665	37	257
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		146	8	36	239	17	78	246	18	74

大平区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		403	19	181	384	19	180
②確保の内容	保育園 認定こども園	665	37	257	665	37	257
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		262	18	76	281	18	77

● 2026（令和８）年度の私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行による２・３号定員増（139人増予定）などにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

■東部区域

単位（人）

東部区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		231	11	104	225	11	100	213	10	97
②確保の内容	保育園 認定こども園	330	17	143	330	17	143	330	17	143
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		99	6	39	105	6	43	117	7	46

東部区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		196	10	95	190	10	93
②確保の内容	保育園 認定こども園	330	17	143	330	17	143
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		134	7	48	140	7	50

■岩津区域

単位（人）

岩津区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		582	30	248	539	29	250	499	28	263
②確保の内容	保育園 認定こども園	795	45	350	795	45	350	795	45	350
	地域型保育		3	16		3	16		3	16
②−①		213	18	118	256	19	116	296	20	103

岩津区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		493	28	257	491	27	253
②確保の内容	保育園 認定こども園	795	45	350	795	45	350
	地域型保育		3	16		3	16
②−①		302	20	109	304	21	113

■矢作区域

単位（人）

矢作区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		737	38	351	706	37	331	704	37	310
②確保の内容	保育園 認定こども園	855	49	371	855	49	371	855	49	371
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		118	11	20	149	12	40	151	12	61

矢作区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		641	37	306	612	36	304
②確保の内容	保育園 認定こども園	855	49	371	855	49	371
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		214	12	65	243	13	67

■六ツ美区域

単位（人）

六ツ美区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		540	29	267	546	29	251	535	29	252
②確保の内容	保育園 認定こども園	674	38	268	674	38	268	674	38	268
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		134	9	1	128	9	17	139	9	16

六ツ美区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		516	28	250	493	28	248
②確保の内容	保育園 認定こども園	674	38	268	674	38	268
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		158	10	18	181	10	20

■額田区域

単位（人）

額田区域		2025年度			2026年度			2027年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		50	3	25	52	3	28	51	3	34
②確保の内容	保育園 認定こども園	162	7	51	162	7	51	162	7	51
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②−①		112	4	26	110	4	23	111	4	17

額田区域		2028年度			2029年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3–5歳	0歳	1–2歳	3–5歳	0歳	1–2歳
①量の見込み		64	3	32	68	3	31
②確保の内容	保育園 認定こども園	162	7	51	162	7	51
	地域型保育		0	0		0	0
②−①		98	4	19	94	4	20

● 在園希望児の減少に伴い、2023（令和５）年度から下山保育園を休園しています。

（2）教育事業（幼稚園・認定こども園（1・2号））

事業概要	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。 ▸提供区域 市全域
施設数	**幼稚園・認定こども園…27 箇所** **（幼稚園：私立 20　　認定こども園：公立５（幼保連携型３、保育所型２）、私立２（幼保連携型２））** 中央地域…９箇所 岩津地域…３箇所 岡崎地域…２箇所 矢作地域…５箇所 大平地域…２箇所 六ツ美地域…２箇所 東部地域…２箇所 額田地域…２箇所
現況	2019（令和元）年度から 2023（令和５）年度にかけて、減少傾向で推移しています。また、市外の幼稚園への通園者も減少しています。 ●市外幼稚園への通園者（概数）…2023 年度：幸田町 175 人、西尾市 75 人、安城市 45 人、豊田市 5 人 ●他市町から市内幼稚園への通園者（概数）…2023 年度：120 人

■利用実績の推移

単位（人）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
幼稚園・認定こども園	5,346	5,111	4,961	4,654	4,178	0.78

※ 各年度5月1日現在

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

全体		2025 年度		2026 年度		2027 年度		2028 年度		2029 年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み（必要利用定員総数）		2,904	893	2,795	858	2,689	827	2,617	805	2,600	800
		3,797		3,653		3,516		3,422		3,400	
②確保の内容	幼稚園 認定こども園	5,813		5,713		5,713		5,713		5,713	
②－①		2,016		2,060		2,197		2,291		2,313	

※ 2号は教育ニーズのみ

提供体制の考え方

● 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

＜整備計画＞
●認定こども園７園　765 人　→　2026（令和８）年度　８園　1,065 人
保育所型認定こども園（額田区域）、幼保連携型認定こども園（中央区域、岡崎区域、矢作区域）及び幼稚園型認定こども園において、引き続き１号認定児童の受入れ枠を確保する。
●私立幼稚園 20 園　5,048 人　→　2026（令和８）年度　19 園　4,648 人
2026（令和８）年度に１園が認定こども園へ移行（大平区域）予定

4．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

■地域子ども・子育て支援事業　一覧表

全市合計			計画 2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	単位
時間外保育事業		①量の見込み	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092	人
		②確保の内容	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092	
		②-①	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	幼稚園 認定こども園	①量の見込み	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954	人日
		②確保の内容	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954	
		②-①	0	0	0	0	0	
	保育園等	①量の見込み	8,120	8,062	8,190	8,081	7,986	
		②確保の内容	30,540	30,540	30,540	30,540	30,540	
		②-①	22,420	22,478	22,350	22,459	22,554	
地域子育て支援拠点事業		①量の見込み	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106	人日
		②確保の内容	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106	
		②-①	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	基本型 （うち地域子育て相談機関）	①量の見込み	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	箇所
		②確保の内容	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	
		②-①	0	0	0	0	0	
	こども家庭センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1	
		②確保の内容	1	1	1	1	1	
		②-①	0	0	0	0	0	
病児・病後児保育事業		①量の見込み	711	694	686	672	666	人日
		②確保の内容（病児）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	
		②確保の内容（病後児）	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	
		②-①	2,809	2,826	2,834	2,848	2,854	
放課後児童健全育成事業		①量の見込み	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800	人
		②確保の内容	3,715	3,830	3,830	3,830	3,830	
		②-①	▲101	16	67	47	30	
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		①量の見込み（就学前）	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864	回
		②確保の内容（就学前）	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864	
		②-①	0	0	0	0	0	
		①量の見込み（小学生）	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	
		②確保の内容（小学生）	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	
		②-①	0	0	0	0	0	
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）		①量の見込み（ショート）	120	120	120	120	120	人日
		②確保の内容（ショート）	120	120	120	120	120	
		②-①	0	0	0	0	0	
		①量の見込み（トワイライト）	67	67	67	67	67	
		②確保の内容（トワイライト）	67	67	67	67	67	
		②-①	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）		①量の見込み	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340	人
		②確保の内容	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340	
		②-①	0	0	0	0	0	
養育支援訪問事業		①量の見込み	600	600	600	600	600	人
		②確保の内容	600	600	600	600	600	
		②-①	0	0	0	0	0	
子育て世帯訪問支援事業		①量の見込み	110	110	110	110	110	人日
		②確保の内容	110	110	110	110	110	
		②-①	0	0	0	0	0	
親子関係形成支援事業		①量の見込み	5	5	5	5	5	人
		②確保の内容	5	5	5	5	5	
		②-①	0	0	0	0	0	
妊婦等包括相談支援事業		①量の見込み	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233	回
		②確保の内容	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233	
		②-①	0	0	0	0	0	
妊婦に対する健康診査 （妊婦健康診査事業）		①量の見込み	34,806	33,760	32,741	32,741	32,741	回
		②確保の内容	34,806	33,760	32,741	32,741	32,741	
		②-①	0	0	0	0	0	
産後ケア事業		①量の見込み	780	964	1,028	1,028	1,028	人日
		②確保の内容	780	964	1,028	1,028	1,028	
		②-①	0	0	0	0	0	
実費徴収に係る補足給付事業		①量の見込み	603	580	558	543	540	人
		②確保の内容	603	580	558	543	540	
		②-①	0	0	0	0	0	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		①量の見込み	5	5	5	5	5	人
		②確保の内容	5	5	5	5	5	
		②-①	0	0	0	0	0	

（1）時間外保育（延長保育）事業

事業概要	通常保育時間（8時～17 時 30 分）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業です。
施 設 数	49 箇所
現　　況	延長保育の年間利用者数は、2019 年以降、微増の傾向にあります。 2023 年において全入所児童数の約 43%の児童が利用しています。

▸提供区域
行政区域

■利用実績の推移

単位（人）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
年間利用者数	3,090	3,174	3,199	3,178	3,191	1.03
実施園数	43 園	43 園	43 園	44 園	46 園	

①　全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092
②確保の内容	3,298 （49 園）	3,223 （49 園）	3,185 （49 園）	3,122 （49 園）	3,092 （49 園）
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

＜整備計画＞
●延長保育実施予定
2026（令和８）年度以降に開設予定の私立幼稚園型認定こども園（大平区域）での延長保育の実施について、保育需要を踏まえ、事業者との協議により検討する。

② 区域別の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
中央区域	①量の見込み	904	901	904	904	917
	②確保の内容	904 （15園）	901 （15園）	904 （15園）	904 （15園）	917 （15園）
	②－①	0	0	0	0	0
岡崎区域	①量の見込み	538	519	510	497	494
	②確保の内容	538 （8園）	519 （8園）	510 （8園）	497 （8園）	494 （8園）
	②－①	0	0	0	0	0
大平区域	①量の見込み	299	295	294	287	279
	②確保の内容	299 （5園）	295 （5園）	294 （5園）	287 （5園）	279 （5園）
	②－①	0	0	0	0	0
東部区域	①量の見込み	164	159	152	145	141
	②確保の内容	164 （3園）	159 （3園）	152 （3園）	145 （3園）	141 （3園）
	②－①	0	0	0	0	0
岩津区域	①量の見込み	411	394	385	378	374
	②確保の内容	411 （7園）	394 （7園）	385 （7園）	378 （7園）	374 （7園）
	②－①	0	0	0	0	0
矢作区域	①量の見込み	539	517	504	479	466
	②確保の内容	539 （5園）	517 （5園）	504 （5園）	479 （5園）	466 （5園）
	②－①	0	0	0	0	0
六ツ美区域	①量の見込み	404	397	393	385	374
	②確保の内容	404 （4園）	397 （4園）	393 （4園）	385 （4園）	374 （4園）
	②－①	0	0	0	0	0
額田区域	①量の見込み	39	41	43	47	47
	②確保の内容	39 （2園）	41 （2園）	43 （2園）	47 （2園）	47 （2園）
	②－①	0	0	0	0	0

（2）一時預かり事業（幼稚園・認定こども園、保育園）

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

事業概要	通常の教育時間後や長期休業中などに、在園児を対象に保護者の希望に応じて預かり保育を実施するほか、保護者の就労や病気、出産又は育児疲れの解消などを目的として、在園児以外の子どもを対象に一時的な子どもの保育（保育所の入所待ちの場合は定期的な保育）を実施する事業です。
施設数	●私立幼稚園　18園 ●公立認定こども園　５園 ●私立認定こども園　２園
現　況	2023（令和５）年度現在で延べ利用人数が 70,557 人となっています。

▸提供区域
市全域

■利用実績

単位（園）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	23	23	24	24	24	1.04

【保育園等における一時預かり】

事業概要	保護者の就労や病気、出産又は育児疲れの解消などのための、一時的な子どもの保育を実施している事業です。
施設数	●保育園　24園 ●小規模保育事業所　３園 ●地域子育て支援拠点　１施設
現　況	保育園の利用実績は、2020 年、2021 年から減少していましたが、2022 年以降増加傾向にあります。

▸提供区域
行政区域

■利用実績の推移

単位（人日）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
保育園	7,993	6,238	6,025	6,893	7,139	0.89

①　全市の量の見込みと確保の内容

【幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり】

単位（人日）

全体	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954
１号認定による利用	18,404	17,709	17,043	16,586	16,476
２号認定による利用	56,381	54,252	52,214	50,814	50,478
②確保の内容	74,785（25 園）	71,961（25 園）	69,257（25 園）	67,400（25 園）	66,954（25 園）
②−①	0	0	0	0	0

【保育園等における一時預かり】

単位（人日）

全体	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	8,120	8,062	8,190	8,081	7,986
②確保の内容	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）	30,540（28 箇所）
②−①	22,420	22,478	22,350	22,459	22,554

提供体制の考え方

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

● 各幼稚園及び認定こども園において、主に在園児を対象とする事業であり、各園で今後の量の見込みに対する提供体制を確保できる予定です。

この事業は幼稚園及び認定こども園で実施する幼児教育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない幼稚園及び認定こども園についても、順次、事業を実施します。

【保育園等における一時預かり】

● 確保の内容については、市内の保育園 24 園（１園当たり４人/日）において、本計画期間での量の見込みに対する提供体制を確保します。

この事業は保育園で実施する幼児保育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない保育園についても、順次、事業を実施します。

2025 年度　96 人（24 園×４人/日）×260 日(52 週×５日）　＝24,960 人日

● 小規模保育事業所３施設において、一時預かり事業を実施しています。

2025 年度　18 人（３施設×６人/日）×260 日（52 週×週５日）＝4,680 人日

● お子さんの性格や特性などにより、なじみのない施設に預けることを心配し、事業の活用が必要であるにも関わらず、利用を躊躇う保護者もいることから、より利用しやすい環境を整えるため、児童発達支援を行う事業者が運営する地域子育て支援拠点において一時預かり事業を実施しています。

2025 年度　６人×150 日（50 週×週３日）＝900 人日

② 区域別の量の見込みと確保の内容

【保育園における一時預かり】

単位（人日）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
中央区域	①量の見込み	2,227	2,253	2,323	2,341	2,367
	②確保の内容	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)	8,320 (7 箇所)
	②－①	6,093	6,067	5,997	5,979	5,953
岡崎区域	①量の見込み	1,325	1,298	1,312	1,287	1,276
	②確保の内容	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)
	②－①	2,835	2,862	2,848	2,873	2,884
大平区域	①量の見込み	736	738	756	743	721
	②確保の内容	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)
	②－①	1,344	1,342	1,324	1,337	1,359
東部区域	①量の見込み	403	398	392	376	365
	②確保の内容	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)
	②－①	637	642	648	664	675
岩津区域	①量の見込み	1,011	986	989	979	965
	②確保の内容	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)	7,660 (7 箇所)
	②－①	6,649	6,674	6,671	6,681	6,695
矢作区域	①量の見込み	1,328	1,293	1,297	1,239	1,203
	②確保の内容	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)	2,080 (2 箇所)
	②－①	752	787	783	841	877
六ツ美区域	①量の見込み	994	994	1011	995	967
	②確保の内容	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)	4,160 (4 箇所)
	②－①	3,166	3,166	3,149	3,165	3,193
額田区域	①量の見込み	96	102	110	121	122
	②確保の内容	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)	1,040 (1 箇所)
	②－①	944	938	930	919	918

（3）地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。 ▸提供区域 市全域
施設数	●総合子育て支援センター（城北保育園に併設／１箇所） ●地区子育て支援センター（六ツ美中・島坂・豊富・竜谷・岩松保育園に設置／５箇所） ●つどいの広場（公共施設：岡崎げんき館・北部・南部・西部・東部地域交流センター・六ツ美分館内の６箇所／民間施設：井ノ口新町に１箇所） ●そのほか、子育て広場事業として、15 箇所の保育園の園庭や保育室の一部を開放
現況	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が大幅に減少したものの、徐々に利用者数が回復しつつあります。 児童発達支援を行う事業者との連携により、新たなつどいの広場「おひさま」が令和６年５月に開所しました。

■利用実績の推移

単位（人日）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
総合子育て支援センター	32,015	26,298	29,625	31,115	34,258	1.07
地区子育て支援センター	16,855	9,583	10,795	14,206	13,176	0.78
つどいの広場	126,523	46,502	59,385	66,355	81,990	0.56
合　計	175,393 （12 箇所）	82,383 （12 箇所）	99,805 （12 箇所）	111,676 （12 箇所）	129,424 （12 箇所）	0.66

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人日）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み（年間値）	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106
②確保の内容（年間値）	202,445 （13 箇所）	201,054 （19 箇所）	204,184 （19 箇所）	201,513 （19 箇所）	199,106 （19 箇所）
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 高年者センター岡崎と地域福祉センターでは、多様な世代や属性の人が交流できる「ごちゃまぜ福祉」を目指しています。その取組をより推進するため、地域子育て支援拠点事業を各センターにおいて新たに実施し、子育て世帯や児童が気軽に集うことができる身近な地域の居場所を拡大していくとともに、多世代間の交流や地域のつながりを深められるような取組をすすめていきます。

＜整備計画＞
●2026（令和８）年度
高年者センター岡崎（美合町）、地域福祉センター（東・西・南・北・中央）の計６箇所で事業開始

（4）利用者支援事業

事業概要	子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 【基本型】 教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で寄り添い型の支援を行う。また、地域住民にとって身近な地域子育て相談機関として、子育て世帯からの相談に応じ必要な助言を行うとともにこども家庭センターとの連絡調整を行うもの 【こども家庭センター型】 母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応を行うもの
施設数	●基本型　7箇所（うち地域子育て相談機関６箇所） ●こども家庭センター型　１箇所
現　況	2016（平成 28）年度から総合子育て支援センターで基本型、保健所で母子保健型を実施しました。2017（平成 29）年度から５箇所の地区子育て支援センターで基本型を開始し、より身近な場所で子育てに関する支援が受けられるよう体制を整えました。 2021（令和３）年度から福祉総合相談体制のこどもエリアで基本型と母子保健型を開始し、児童福祉法の改正により、2024（令和６）年度からは母子保健型は児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と一体的支援としてこども家庭センター型になりました。また、基本型の６箇所に地域子育て相談機関を開設しました。

▶提供区域
市全域

■利用実績の推移

単位（箇所）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
基本型	6	6	7	7	7	1.17
母子保健型	1	1	2	2	2	2.00
合　計	7	7	9	9	9	

全市の量の見込みと確保の内容

■基本型

単位（箇所）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②−①	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関

単位（箇所）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の内容	6	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

単位（箇所）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 2024（令和６）年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営をするこども家庭センターを設置し、母子保健型をこども家庭センター型に統合し、妊娠期から子育て期にわたる子育て世帯の多様なニーズに対応するとともに児童虐待の未然防止を推進します。また、地域住民に身近な相談機関である地域子育て相談機関を基本型の７箇所のうち６箇所に設置し、子育て世帯の相談に応じ助言を行います。

（5）病児・病後児保育事業

事業概要	症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない子ども、あるいは、病気の回復期にあり、まだ集団保育等が困難な子どもについて、保護者の都合で保育できない場合に、一時的に預かる事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	●病児保育１箇所（MON TAMIA（モン タミア）） ●病後児保育２箇所（八帖保育園、岡崎げんき館）	
現　況	利用実績は、特に病児保育については増加傾向にあります。 2019（令和元）年度から病児保育を実施しています。	

■利用実績の推移

単位（人日）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年間平均
年間延べ利用者数計	病児保育	85	61	298	322	509	255
	病後児保育	7	8	32	93	58	39.6
合　計		92	69	330	415	567	276.2

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人日）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み		711	694	686	672	666
②確保の内容	病児保育	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）	1,440 （1箇所）
	病後児保育	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）	2,080 （2箇所）
②−①		2,809	2,826	2,834	2,848	2,854

提供体制の考え方

【病児保育】

● 確保の内容は、MON TAMIA（モン タミア）で６人／日を預かることができる体制を確保しています。

＜保育可能人数＞　６人/日×240日（20日×12箇月）＝1,440人

【病後児保育】

● 確保の内容は、岡崎げんき館で４人／日、八帖保育園で４人／日(認可保育所利用者のみ)を預かることができる体制を確保しています。

＜保育可能人数＞　８人/日×260日（52週×５日）＝2,080人

（6）放課後児童健全育成事業

1）放課後児童クラブ

事業概要	保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。
施設数	●児童育成センター（38 クラブ） ●民間の児童クラブ（15 クラブ）
現況	利用希望者が近年著しく増えており、事業供給量が不足している状態です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いが保護者にとってわかりにくく、ニーズが混在している状況となっています。

▸提供区域
小学校区

■利用実績の推移

単位（人）

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
利用児童数	低学年	2,567	2,523	2,530	2,630	2,771	1.08
	高学年	500	533	549	549	617	1.23
合　計		3,067	3,056	3,079	3,179	3,388	1.10

※各年度5月1日現在

①　全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	1年生	1,087	1,058	1,020	1,094	1,065
	2年生	1,040	1,010	986	958	1,028
	3年生	837	879	858	846	826
	4年生	493	475	482	457	452
	5年生	231	247	255	260	252
	6年生	128	145	162	168	177
	合計	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800
②確保の内容		3,715	3,830	3,830	3,830	3,830
②−①		▲101	16	67	47	30

提供体制の考え方

- 小学校施設の活用について、教育委員会と連携して検討していきます。
- 事業量の不足する学区において、民間事業者の参入を促進し、事業量の確保を図ります。
- 市営住宅の建替整備に合わせ、市営住宅敷地内に放課後児童クラブを併設して整備します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図る一方で、その役割を分担し、児童の居場所を確保します。
- 国の放課後児童クラブ送迎支援事業等を活用して、余裕のある学区で児童を受入れることにより、学区間の需給バランスの改善を図ります。

② 区域ごとの量の見込み

単位（人）

学 区	量の見込み				
	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
梅園	120	118	108	108	107
根石	113	117	121	126	124
男川	112	111	105	108	112
美合	49	51	50	57	56
緑丘	166	170	175	174	177
羽根	143	152	156	157	154
岡崎	150	148	138	139	135
六名	183	181	172	160	154
三島	75	72	69	66	60
竜美丘	110	105	107	107	109
連尺	140	146	153	160	165
広幡	114	119	119	124	121
井田	200	190	178	169	163
愛宕	22	23	23	20	22
福岡	163	159	157	150	152
藤川	54	54	61	66	68
山中	42	40	38	34	32
本宿	51	49	51	51	53
常磐	47	53	55	57	54
細川	118	112	111	108	102
岩津	68	69	66	62	58
大樹寺	117	129	131	134	138
大門	123	123	119	123	128
矢作東	131	139	140	148	151
矢作北	97	96	93	95	96
矢作西	38	40	38	39	41
矢作南	151	147	144	152	164
六ツ美中部	41	42	49	51	61
六ツ美北部	113	110	118	124	133
六ツ美南部	120	117	109	111	113
城南	81	84	83	89	93
上地	168	168	161	155	148
小豆坂	113	109	103	103	102
北野	104	104	106	110	110
六ツ美西部	127	119	108	104	99
豊富	52	48	48	42	45
合計	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800

※ 主要学区のみ掲載（※本計画には市内全学区を含む。）

2）放課後子ども教室（学区こどもの家）

事業概要	保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生を対象に、地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的としています。 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごします。
施 設 数	●学区こどもの家（43館）　　●学校施設等（４箇所）
現　　況	2019（令和元）年度から全ての学区47箇所で実施しています。 学区こどもの家と放課後児童クラブが近接している学区では、連携して一体的に事業を実施しています。

▸提供区域
小学校区

■利用実績の推移

単位（人日）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
年間延べ利用児童数	低学年	425,418	320,464	335,008	347,334	352,685	0.83
	高学年	103,670	69,384	84,731	85,382	103,884	1.00
合　計		529,088	389,848	419,739	432,716	456,569	0.86

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人日）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	低学年	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
	高学年	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合計	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②確保の内容		600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②−①		0	0	0	0	0

※ 放課後児童クラブ（留守家庭児童）の利用を含む。

提供体制の考え方

- 児童数の少ない放課後児童クラブの未設置学区や放課後児童クラブの事業量が不足している学区では、放課後児童クラブの代替機能を担います。
- 児童数の多い学区では面積的に余裕がないため、放課後児童クラブと調整を図りながら実施します。
- 学区こどもの家のレクリエーション室は空調がないため、天候や気温等に十分注意しながら、安全かつ安心な環境で事業を実施します。

放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携の推進

【放課後子ども教室】

・ 地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的とする。
・ 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごす。

対　　象：全ての児童
実施機関：学区こどもの家 など

連携し
一体的に
実施

【放課後児童クラブ】

・ 保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。

対　　象：留守家庭児童
実施機関：
児童育成センター・民間児童クラブ

≪ ねらい ≫
・ 放課後の安全・安心な居場所の確保
・ 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
・ 放課後児童クラブの活動の幅の拡大

● 取組の方向性

・放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区については、支援員と指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
・児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで放課後児童クラブの代替機能を担います。
・障がい等、特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、支援員等へ事例検討や研修を行うとともに、放課後児童クラブの状況に応じ、支援員等の加配など配慮をしていきます。また、保護者や学校等の関係機関と連携して、放課後児童クラブ・放課後子ども教室として適切な対応を図ります。
・支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図るとともに、放課後児童クラブに対し、監査等を通じて指導していきます。
・保護者が事業を選択できるよう事業について周知するとともに、放課後子ども教室地域ボランティアの充実を図ります。
・学校施設を利用している校内交流型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室については、学校や教育委員会等と情報の共有化等を図り、円滑な取組促進に努めます。

校内交流型の実施：現況４箇所　⇒　2023（令和５）年度末までの目標６箇所

● 連携体制

・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して検討していきます。
・小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図っています。
・総合教育会議等を活用して情報を共有し、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。また、「おかざきっ子　育ちプラン」の評価機関である、岡崎市子ども・子育て会議において放課後対策事業の実施状況を点検・評価し、事業の着実な進捗を図ります。

● 開所時間

・放課後子ども教室は午後６時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長しています。
・放課後児童クラブは、現状、午後７時まで開所しており、今後も現在の開所時間を維持していきます。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う事業です。
施 設 数	こども家庭センター内（１箇所）
現　　況	2014 年（平成 26 年）から 2018 年（平成 30 年）の５年間で急激に増えた利用実績と会員数は、2019 年（令和元年）から 2023 年（令和５年）までの５年間で一定の件数に落ち着きつつあります。 利用の内容は就学前児童、小学生ともに送迎が増加傾向にあります。

▸提供区域
市全域

■利用実績の推移

単位（回）

就学前児童	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
週平均	106	90	79	101	74	0.69
年間延べ利用者数（就学前児童）	5,535	4,700	4,103	5,279	3,845	0.69
小学生	**2019 年度**	**2020 年度**	**2021 年度**	**2022 年度**	**2023 年度**	**2023/2019 年度比**
週平均	55	56	75	58	93	1.70
年間延べ利用者数（小学生）	2,854	2,919	3,896	3,023	4,848	1.70

単位（人）

会員数	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
依頼会員	1,421	1,405	1,458	1,463	1,487
援助会員	113	114	122	113	113
両会員	79	77	68	59	57
合　計	1,613	1,596	1,648	1,635	1,657

全市の量の見込みと確保の内容

■就学前児童

単位（回）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864
②確保の内容	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864
②－①	0	0	0	0	0

■小学生

単位（回）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
②確保の内容	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- まずは援助会員数の維持を目標として、現在の依頼ニーズに対応していきたいと思います。
- 今後、ニーズの増大にも対応できるよう、援助会員の増加に努めていきます。

（8）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業概要	ショートステイは、保護者による養育が一時的に困難になった場合に、１週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設や里親宅で児童の養育・保護を提供する事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に児童養護施設で児童を預かる事業です。
施設数	●ショートステイ　５箇所（市内３箇所、市外２箇所） ●トワイライトステイ　１箇所（市内）
現　況	ショートステイの利用日数及び利用者数は、年度によって異なっている状況です。臨時的需要の事業であるものの、一定の利用ニーズがあり繰り返しの利用も増加しています。トワイライトステイは、2025 年度から実施。

▸提供区域
市全域

■利用実績の推移

単位（人日）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
年間延べ利用者数	39	82	79	61	109	2.79

全市の量の見込みと確保の内容

■ショートステイ

単位（人日）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保の内容	120	120	120	120	120
②−①	0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

単位（人日）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	67	67	67	67	67
②確保の内容	67	67	67	67	67
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 保護者や子どもの状況やニーズを面接により把握し、子どもによって最善のサービスの提供に努めます。
- 2023（令和５）年度から新たに里親への委託を開始し、預け先の選択肢が増えました。里親が送迎対応可能の場合、これまで保護者が行なっていた施設への送迎がなくなることや、施設にいる期間はできなかった学校や保育園等への通学・通園ができるようになるなどのメリットがあります。

  臨時的需要の事業であることから、選択肢の増加と利用者数の増は必ずしも比例しません。
- 保護者が就労等で休日や平日夜間に児童を養護できない場合に対応するため、子育て支援サービスを整備します。

（9）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行う事業（こんにちは赤ちゃん事業）です。訪問員は保育士です。	▸提供区域 市全域
現　　況	令和５年１月、妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を合わせて実施するようにしたため高い訪問率で推移しています。	

■利用実績の推移

単位（人）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
訪問員による訪問対象乳児数	2,311	2,194	3,013	2,675	2,631	1.14
訪問実施済数	2,281	2,178	2,992	2,662	2,631	1.15
訪問率	98.7%	99.3%	99.3%	99.5%	100%	—

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
訪問員による訪問対象乳児数	①量の見込み	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340
	②確保の内容	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340
	②−①	0	0	0	0	0
訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

提供体制の考え方

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、引き続き、訪問率100%を目指します。
- 育児等に関する様々な不安や悩みを軽減し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。また、「地域子育て相談機関」と連携し、切れ目ない支援を実施します。

（10）養育支援訪問事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言等を行う事業です。なお、ヘルパー派遣については、児童福祉法の改正に伴い、2024年度から子育て世帯訪問支援事業で実施します。	▸提供区域 市全域
現　況	訪問回数は年度により異なりますが、専門職による訪問支援が必要な世帯は増加傾向にあります。家庭のリスクが高ければ高いほど家庭訪問の受け入れが難しくなる傾向にあります。	

■利用実績の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
専門職訪問（養育相談等）	対象世帯数（世帯）	25	41	40	32	42	1.68
	延べ回数（回）	130	295	258	137	243	1.87
ヘルパー派遣（家事援助等）	対象世帯数（世帯）	6	7	6	7	13	2.17
	延べ回数（回）	98	138	113	99	186	1.90

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
専門職訪問（養育相談等）	①量の見込み	600	600	600	600	600
	②確保の内容	600	600	600	600	600
	②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 岡崎市こども家庭センターの保健師等の訪問相談・指導・助言等を、サポートプランに基づいて実施します。
- 岡崎市要保護児童・ＤＶ対策協議会等と連携し、支援方法を検討します。

（11）子育て世帯訪問支援事業

事業概要	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、ヘルパー等による家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えるための事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	児童福祉法の改正に伴い、2023 年度まで養育支援訪問事業として実施されていたヘルパー派遣等が、子育て世帯訪問支援事業として実施されることになりました。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保の内容	110	110	110	110	110
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 市が委託した事業所からヘルパー等が派遣されます。
- サポートプランに基づいて、短期から中期的な支援を実施します。

（12）親子関係形成支援事業

事業概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、グループワーク、ロールプレイ等を通じて親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	児童福祉法の改正に伴い、2024 年度から実施されることになりました。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 専門の講師に依頼をしてグループワークを実施します。
- プログラムは１セッション４回を予定しております。グループワークに参加できる方は、支援が必要と判断された方となります。

（13）妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦およびその配偶者等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。 令和６年子ども・子育て支援法改正により、伴走型相談支援が「妊婦等包括相談支援事業」として地域こども・子育て支援事業に位置付けられました。	▸提供区域 市全域
現　況	妊娠届出時の面談、妊娠８か月頃のアンケート、出産後の乳児家庭全戸訪問事業で少なくとも３回の面談等を実施し、出産・育児等の見通しを立て、様々な不安や悩みに答え、ニーズに応じた支援につなげています。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（回）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233
②確保の内容	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 妊婦・その配偶者等に対して面談その他の方法等により情報提供や相談等を行います。
- 妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進します。

（14）妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

事業概要	妊婦と胎児の異常の早期発見により、適正医療につなげるとともに、保健指導の実施により、安全・安心な出産と健全な育児に臨めるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	県内医療機関等への委託契約（県外受診は償還払）により実施しています。	

■利用実績の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
妊娠届出件数（件）	3,163	3,026	2,933	2,662	2,643	0.84
（延べ受診者数）（人）	39,199	36,747	37,498	34,968	32,728	0.83

全市の量の見込みと確保の内容

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	①対象人数（人）	2,563	2,486	2,411	2,411	2,411
	②受診票（回数）（回）	14	14	14	14	14
	③受診票使用率	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
健診回数（回）		34,806	33,760	32,741	32,741	32,741

提供体制の考え方

● 妊婦健康診査事業については、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

（15）産後ケア事業

事業概要	分娩施設退院後から病院、診療所、助産所等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、必要とする母親及び乳児（以下「母子」という。）に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。 令和３年に母子保健法改正により法定化され、令和６年子ども・子育て支援法の改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。	▸提供区域 市全域
現　況	平成 31 年度から宿泊型とデイサービス型により事業を開始し、当初対象者が産後４か月以内の「産後に心身の不調または育児不安等がある者」「その他、特に支援が必要と認められる者」としておりましたが、令和３年度に産後１年以内に対象期間を拡大しました。また、令和５年度から訪問型を追加したことや、国が対象者を見直し、「支援を必要とする全ての方」が利用できるようになったことにより、利用者が年々増加しています。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	780	964	1,028	1,028	1,028
②確保の内容	780	964	1,028	1,028	1,028
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 需要に応じた提供体制の確保に努め、必要に応じ県下での広域調整が可能となるよう県との協働に努めます。
- 出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

（16）実費徴収に係る補足給付事業

事業概要	就学前の子どものうち、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第３子以降の全ての子どもに対して、教育を利用するために必要な副食費相当分の費用を助成する事業です。	▸提供区域 市全域
現　況	幼児教育の無償化に伴い、2019（令和元）年 10 月から開始しました。	

■利用実績の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
延べ受給者数（人）	444	477	638	656	573	1.29

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	603	580	558	543	540
②確保の内容	603	580	558	543	540
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

（17）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対して利用料の一部を助成する事業です。
現　況	国の制度改正に伴い、2022（令和４）年４月から開始しました。

▸提供区域
市全域

■利用実績の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2023/2019 年度比
受給者数（人）				3	4	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②−①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

● 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

５．教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及について

本市は、2017（平成 29）年度に公立幼稚園３園を幼保連携型認定こども園に移行し、既存の公立保育所型認定こども園２園と合わせ５園の認定こども園により、教育・保育を一体的に提供しています。

認定こども園のうち幼保連携型認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、既存の幼稚園の認定こども園化によって保育ニーズへの対応が可能になり、既存の保育園の認定こども園化によっては幼稚園不在地域への対応が可能になるといったメリットがあります。

こうしたことから、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行の希望があれば、地域や事業者の実情を勘案しながら円滑な移行に向けて支援し、教育・保育へのニーズに対応しています。2023（令和５）年度には私立幼稚園２園が幼保連携型認定こども園に移行しました。

一方、保育園については、現在、額田区域において公立保育所型認定こども園を２園設置していますが、公立、私立とも、３歳未満児を中心に、保育ニーズが高くなっている現在の状況においては、当面の間、保育を必要とする子どもを対象とした施設として継続していく必要があります。

幼稚園や保育園からの認定こども園への移行に当たっては、施設・設備の改修や職員体制の確保等が必要となる場合があることから、本市では、幼稚園及び保育園の設置者に適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。

（２）質の高い教育・保育の提供について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、先進地の事例研究や保育士と保育教諭の合同研修のあり方等の検討を進めていきます。

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

（３）地域子ども・子育て支援事業の提供について

保護者が子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減できるよう、地域で子育てを支えるネットワークづくりを進めます。妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭など、全ての子育て家庭を対象に、ニーズに合わせた多様な支援を進めていきます。

（４）幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。また、岡崎市幼保小連絡協議会を定期的に開催し、関係者相互の交流を通じて連携を進めます。

６．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、市では子育てのための施設等利用給付に当たって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

（1）子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年４回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

（2）子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。
その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

（3）愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。

第６章　推進体制

１．こどもと子育て家庭等への支援体制の推進

本計画の基本目標「こどもが　いきいきと　育つまち」、「家族が　ともに　育つまち」、「みんなで　こどもを　育てるまち」の実現に向け、行政だけでなく、市民、教育・保育をはじめとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携によりこどもと子育て家庭等への支援を進めていきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を活かしたきめ細かな取組を行うことで、社会全体でこどもまんなかのまちづくりを目指します。

２．計画の点検・評価

本計画は、基本目標を実現するための施策を掲載した「第４章　施策の展開」及び、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を掲載した「第５章　子ども・子育ての環境整備」において各事業を位置付けています。

当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから「岡崎市子ども・子育て会議」を評価機関として位置付け、各年度において、第４章は各施策について、第５章は各事業について、実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）を、点検、評価し、事業の実施状況を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行います。

なお、第４章については、数値目標により各施策の進捗を毎年度確認するとともに、計画の終期において、市民意識調査を実施し、「子育て全般の満足度」、「こどもの幸福度」等の結果を分析することで、計画全体の効果を検証します。

３．広域的な連携

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員、子育て支援員、各種機関相談員等の資質向上にかかる研修や、児童虐待防止対策、こどもの貧困の解消に向けた対策、障がい児施策、困難を抱える子ども・若者の支援など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等との連携により、より充実した取組を進めます。

また、ファミリー・フレンドリー企業登録制度や子育て家庭優待事業など、愛知県や周辺市町村とともに広範囲での取組を進めることで、支援をより効果的に行うとともに、社会全体でこどもと子育て家庭等を支援することへの意識を高めます。

資料編

１．岡崎市こども計画策定経過

年月日	項目	概要
2023（令和５）年 10月３日	令和５年度第１回 岡崎市子ども・子育て会議	・「おかざきっ子　育ちプラン」の進捗状況について ・「おかざきっ子　育ちプラン」次期計画策定に向けたニーズ調査について
2023（令和５）年 11月	岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	・就学前児童の保護者 ・小学生児童の保護者 ・保育園・幼稚園・認定こども園の職員 ・市内事業所
2023（令和５）年 12月～ 2024（令和６）年 １月	岡崎市の子ども・若者に関するアンケート調査の実施	・市内の小中学生及び高校生以上（15 歳～39 歳）
2023（令和５）年 12月21日	令和５年度第２回 岡崎市子ども・子育て会議	・第２期　おかざきっ子　育ちプランの変更について ・次期おかざきっ子育ちプラン策定に係るアンケート調査の集計速報について
2024（令和６）年 ２月19日	令和５年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会代表者会議	・岡崎市子ども・若者に関するアンケート調査結果の集計速報について
2024（令和６）年 ３月８日	令和５年度第３回 岡崎市子ども・子育て会議	・次期おかざきっ子育ちプラン策定に係るアンケート調査結果について ・おかざきっ子育ちプランの変更に係る協議結果について
2024（令和６）年 ５月14日	令和６年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会第１回実務者会議	・岡崎市子ども・若者に関するアンケート調査結果について
2024（令和６）年 ５月28日	令和６年度第１回 岡崎市子ども・子育て会議	・「おかざきっ子　育ちプラン」の進捗状況について ・岡崎市こども計画骨子案について
2024（令和６）年 ６月	令和６年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会（書面開催）	・岡崎市こども計画骨子案について
2024（令和６）年 ７月29日	令和６年度第２回 岡崎市子ども・子育て会議	・岡崎市こども計画「第５章　子ども・子育ての環境整備（案）」について
2024（令和６）年 10月３日	令和６年度第３回 岡崎市子ども・子育て会議	・岡崎市こども計画（案）について

年月日	項目	概要
2024（令和６）年 10月22日	令和６年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会第３回実務者会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2024（令和６）年 12月９日～ 2025（令和７）年 １月９日	パブリックコメント実施	
2024（令和６）年 12月～ 2025（令和７）年 １月	こどもの意見聴取実施	
2025（令和７）年 ２月18日	令和６年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会代表者会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2025（令和７）年 ２月20日	令和６年度第４回 岡崎市子ども・子育て会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2025（令和７）年 ３月	計画策定・公表	

2．岡崎市子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略、順不同）

役職	氏　名	備　　考
会長	小原　倫子	桜花学園大学
委員	村上　由香	岡崎私立幼稚園ＰＴＡ連絡協議会
委員	渡邉　祐希	岡崎市保育園父母の会連絡協議会
委員	石川　基司	岡崎市私立幼稚園協会
委員	内藤　智宣	岡崎市私立保育園連合会
委員	吉川　美里	特定非営利活動法人岡崎がくどうの会
委員	花田　直樹	岡崎市医師会
委員	荒木　聖弘	愛知県西三河福祉相談センター
委員	神谷　敦仁	岡崎市教育委員会（岡崎市小中学校長会）
委員	門田　郁子	岡崎市民生委員児童委員協議会
委員	稲吉　章宏	岡崎市青年経営者団体連絡協議会
委員	平野　敏雄	連合愛知三河中地域協議会
委員	成瀬　眞佐子	愛知県青少年育成アドバイザー連絡協議会
委員	黄　永顕	西三東地区高等学校生徒指導研究会
委員	井戸　摩里	市民公募
委員	斉藤　啓司	市民公募
委員	前田　辰彦	市民公募

３．岡崎市子ども・子育て会議条例

平成25年条例第16号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条第２号において「認定こども園法」という。）第 25 条及びこども基本法（令和４年法律第 77 号）第 13 条第３項の規定に基づき、岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　法第 72 条第１項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援（法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務

(2)　認定こども園法第 17 条第３項、第 21 条第２項及び第 22 条第２項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する事務

(3)　岡崎市こども計画（本市のこども基本法第 10 条第２項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定及び変更に関する事項の調査審議並びにこども施策（同法第２条第２項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務

（組織）

第３条　子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　法第６条第２項に規定する保護者

(2)　子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者

(4)　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。
２　子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第７条　子育て会議は、子ども・子育て支援又はこども施策に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができることとする。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則
この条例は、平成25年７月１日から施行する。

附　則（平成26年10月６日条例第37号）
この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

附　則（令和５年１月27日条例第１号）
この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月22日条例第18号）
この条例は、令和６年４月１日から施行する。

４．岡崎市子ども・子育て会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び岡崎市子ども・子育て会議条例（平成 25 年６月 23 日条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき設置される岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（会議の特例）

第３条　会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（部会）

第４条　条例第７条に規定される部会は会長の指示により置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　部会は、部会長が招集する。

７　部会の議事は条例６条第２項から第３項の規定を準用する。

（部会の決議の特例）

第５条　子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

（議事録）

第６条　子育て会議、部会の議事については、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

⑴　会議の日時及び場所

⑵　出席委員氏名

⑶　議事となった事項

２　議事録及び配布資料は公開する。ただし、会長が公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、

議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第７条　子育て会議の庶務は、こども部こども育成課において総括する。ただし、条例第７条の規定により行われる調査審議事項は、当該事項を所掌する課が処理するものとする。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、子育て会議、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この規程は、平成25年９月17日から施行する。

発行・編集	岡崎市こども部こども育成課
所在地	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL	0564-23-6798
FAX	0564-23-6833
e-Mail	kodomo@city.okazaki.lg.jp
発行	令和7年3月